

第49回 佐用町議会(定例)会議録 (第2日)

平成24年3月13日(火曜日)

出席議員 (18名)	1番	石 堂 基	2番	新 田 俊 一
	3番	岡 本 義 次	4番	敏 森 正 勝
	5番	金 谷 英 志	6番	松 尾 文 雄
	7番	井 上 洋 文	8番	笹 田 鈴 香
	9番	高 木 照 雄	10番	山 本 幹 雄
	11番	大 下 吉 三 郎	12番	岡 本 安 夫
	13番	石 黒 永 剛	14番	山 田 弘 治
	15番	西 岡 正	16番	鍋 島 裕 文
	17番	平 岡 き ぬ 糸	18番	矢 内 作 夫
欠席議員 (名)				
遅刻議員 (名)				
早退議員 (名)				

事務局出席	議会事務局長	大久保 八 郎	書 記	尾 崎 基 彦
職員職氏名	書 記	高 橋 真 弓		
説明のため出席 した者の職氏名 (20名)	町 長	庵 迢 典 章	副 町 長	高 見 俊 男
	教 育 長	勝 山 剛	総 務 課 長	坪 内 頼 男
	企画防災課長	平 井 隆 樹	税 務 課 長	橋 本 公 六
	住 民 課 長	谷 口 行 雄	健康福祉課長	野 村 正 明
	農林振興課長	茅 原 武	商工観光課長	前 澤 敏 美
	建 設 課 長	上 野 耕 作	上下水道課長	小 林 裕 和
	生涯学習課長	保 井 正 文		
	上月支所長	岩 本 弘 美	南光支所長	上 谷 和 之
	三日月支所長	廣 瀬 秋 好	会 計 課 長	長 尾 富 夫
	消 防 長	敏 蔭 将 弘	教 育 課 長	坂 本 博 美
	天文台公園参事	安 本 泰 二		
欠 席 者 (1名)	天文台公園長	黒 田 武 彦		
遅 刻 者 (名)				
早 退 者 (名)				
議 事 日 程	別 紙 の と お り			

【本日の会議に付した案件】

日程第 1 . 一般質問

午前 10 時 00 分 開議

議長（矢内作夫君） それでは、おはようございます。

早朝よりお揃いでご出席を賜り、誠にご苦労様でございます。

2、3日前より冬に逆戻りをしたかというような、かなり寒い日が続いております。これも明日、明後日ぐらいから、また、温かくなるというような予報も出ております。寒暖の非常に激しい時期であります。体調管理には、十分お気をつけていただきまして、引き続きご活躍いただきますように、よろしく願いをしておきます。

また、テレビをご覧の皆様方におきましては、平素、本当に、いろんな形でお世話になっております。引き続きご支援、ご協力よろしく願いしたいというふうに思っております。

ただ今の出席議員数は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。直ちに日程に入ります。

日程第 1 . 一般質問

議長（矢内作夫君） 日程第 1 は、一般質問であります。

11名の議員から質問の通告を受けておりますので、通告に基づき順次議長より指名をいたします。

まず、3番、岡本義次君の発言を許可いたします。岡本君。

〔3番 岡本義次君 登壇〕

3番（岡本義次君） 皆さん、おはようございます。3番議席、岡本義次でございます。よろしく願いいたします。

暦の上では、春になっておりまして、3月3日、お雛さんの節句、そして3月5日、啓蟄の日ということで、冬眠しておりました虫がゴロゴロはい出す温かさもありましたけれど、今、議長言われたように、2、3日前から、また、冬に逆戻りしたような寒さが、雪が舞っております。

今年はですね、殊の外、寒い冬の厳しさでございました。広島や大分では、26年ぶりの寒さであり、東京も16年ぶりの寒さであったと言われております。

東北、北陸、山陰では、たくさんの雪が、4メートル、5メートルと積もりまして、雪を下ろさないことには、家が倒壊するということで、自分のうちに、屋根に登って雪を下ろしながらされておりました人が、50人以上もですね、転落死されたり、毎日、毎日、雪をかきおろす、そういう大変さがあったと思っております。幸いにも、佐用は、そんなにたくさんの雪が降らずに、除雪費用も少なくて済んだようでございます。

3月11日には、あの痛ましい東北、東日本を襲いました大震災がございましたのが、早1年の歳月が経ちました。そして、死者、1万5,854人。関連死1,407人。まだなお、不明者が3,155人。負傷者2万6,992人。避難者、34万3,935人。建物全半壊38万3,246棟の方が、そういう悲惨な、国を傾けるような、大震災、そして大津波、そして、原発の

メルトダウン等がございました。本当に、痛ましいことでございます。

佐用町の大水害におきまして、早3年目を迎えようとしております。佐用町の時にも、たくさんの方が亡くなり、そして多くの方が被災を受けられました。そして、昨年には、紀伊半島を襲った大水害。そして、奈良県十津川でも、そういう山の崩落等ありまして、その方々に対し、お亡くなりになった方のご冥福をお祈りすると共に、被災者の皆様には、心よりのお見舞いを申し上げます。

私は、今日、3件の質問をさせていただきたいと思っております。1件につきましては、行財政計画についてでございます。2件目については、信賞必罰、人事評価。そして、3件目は、役場のホームページについてさせていただきまして、1件目の行財政計画については、この場の席から、2問、3問につきましては、議員席からの質問とさせていただきます。

合併してですね、早くも7年が経ちました。後、余すところ3年を切ったわけでございます。そしたら、今、旧4町のままの格好の中でですね、交付税算入等、上郡等、合併しない所と比べてですね、たくさんの方の交付金等いただきましてですね、今年度ですね、予算もですね、一般会計130億8,492万。特別会計76億5,217万。水道6億2,120万。合計で213億5,831万という、こういうような会計を組むことができております。

そして、合併10年が経った時には、5年間、階段を下りるがごとくのように、段々と、国の借金もですね、今年の税収が42兆円ほどしかないのに、その倍以上の45兆ほど、特別国債と赤字国債を発行して、1千兆を超えと言われております。ですから、国も、今までどおり地方市町村に、そういう交付税も下ろすことが、自然とできなくなってくるわけでございます。そうした時に、佐用町も財政が、ざっと見積もった時に、7億、8億が減ってくるというふうにと言われております。口では8億と言いましても、大変、大きな金額でございますのでですね、それに対して、やはり、今からいっぺんに、そういう8億を、今まで町民に対してしておりました行政サービスを減らして、極端に、8億分を減らして不便をかけるということなくして、やはり、普段から、もう今からでも、行財政計画を、着々と進めて、やっていけないことには、佐用町は、いつも言いますように、風船がすぼむようにすぼんで、寂しくなってしまうと思っておりますので、その点、今日の質問についてもですね、しっかりとやらせていただきます。

今から、業務の見直しをしっかりと、民間のできるものは、民間委託し、職員の人員、人件費を減らしていかないと、佐用町も高齢化し、若者や子どももいなくなり、段々と寂しい町になります。

そこで、次のことを町長に伺います。

1つ、ゴミの収集等を民間委託にできないのでしょうか。

2つ、今、従事している人数は何人なのでしょうか。

3つ、その人達の人件費は、年間いくらなのでしょうか。

4つ、ゴミの袋等の持込等の、その収入は、年間いくらであるのでしょうか。

5つ、民間委託した場合、毎年競争入札をし、業者選定で決めたり、そういう試算をしたのでありますか。

そうするとすればですね、いつ頃にされるのでしょうか。

今の職員は、その整理するということだけでなく、配置替えをし、他の業務に就いていただくというような格好になるかと思っておりますが。

9つ、支所の人数等も、今の人数の状態のままでいいのでしょうか。

そしてまた、町が持つておる土地も、いらぬ所については、ドンドン処分して、身軽くして土地を少なくしていくような、そういう土地はないのでしょうか。そのことについて、この場からの質問といたします。

どうぞ、よろしく願いいたします。

議長（矢内作夫君） はい、町長、答弁願います。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） 皆さん、改めまして、おはようございます。

今日、明日にわたりまして、11名の議員の皆さんから、この一般質問の通告をお受けいたしております。どうぞ、よろしく願い申し上げます。

それでは、まず最初に岡本議員からのご質問にお答えをさせていただきます。

まず1つ目の質問で、行財政改革についてのご質問にお答えをさせていただきます。

佐用町が合併して6年半が経過をいたしました。新年度予算で歳入の約42パーセントを占める普通交付税でございますが、現在は、ご案内の通り、合併後10年間の合併算定替が認められている期間中ではありますが、この特例措置も平成27年度で終了となり、平成28年度から、その後、平成32年度までの5年間は、激変緩和措置がとられ、段階的に減少することとなります。

結果、今の交付税状況が続いたとして、平成33年度の見込額は約43億円程度となると推定しており、現状を維持したと仮定をすると約8億円の歳入不足が見込まれるところでございます。

そのために、合併以来、職員数の計画的削減や施設の統廃合や民間委託など、業務の効率化と財政基盤の強化に取り組んで来たところでございます。今後とも、安定した行政運営を継続するために、現在、町では、第2次佐用町行政改革大綱と集中改革プランに基づき行財政改革に取り組んでいるところでございます。

職員数につきましても、平成21年度に策定しました定員適正化計画に基づきまして、順次削減に取り組んでおります。併せまして、事務事業の見直しや組織・機構の見直しなども行っております。

また、公共施設の一部につきましては、業務の民間委託、指定管理者制度等の導入も検討するなど、集中改革プランに基づき、事務事業の費用対効果を追及すると共に、住民サービスの維持を図ることを基本に、更なる行財政改革に、今後とも取り組んで参りたいと考えております。

それでは項目ごとにお答えをさせていただきます。

1点目の、ごみの収集を民間委託にできないかのご質問でございますが、町では現在、受付、焼却、収集業務、全ての業務を直営で行っております。しかし、平成25年4月以降は、にしはりま環境事務組合運営の新しい熱回収施設に移行するために、焼却部門がなくなり、最終処分場の受付と、ごみ収集業務の2つの部門となり、これらにつきましては、引き続いて、当分の間は、直営で運営をしていくことと考えております。しかし、今後、民間事業者への業務委託を検討し、進めて参りたいというふうに考えているところでございます。

2点目の、従事している職員数でございますが、事務職3名と現業職員17名でございます。しかし、今は2名が療養休暇中で、1名の臨時職員を補充して16名で業務にあっております。

3点目の、人件費は年間どれくらいかということについてでございますが、平成22年度決算ベースで、清掃費全体で2億9,300万円余りのうち、人件費に係る経費は、1億5,600万円余りで約53.3パーセントとなっております。

4点目の、ごみの袋等持込収入は年間いくらかということについてでございますが、平成22年度実績で、年間2,833トンのごみを収集し、手数料収入は2,301万3,000円、直

接搬入されたごみは 5,017 トンであり、その手数料は 1,582 万 3,000 円で、合わせて 7,850 トンのごみを受け入れて、手数料収入は 3,883 万 6,000 円となっております。

5 点目から 8 点目までは関連がございますので、まとめてお答えをさせていただきたいと思えます。

民間委託の、業者選定と経費の試算、時期、今の職員の処遇についてのご質問でございますが、退職等により職員は、年々減員になることから、今後、職員の配置計画を策定し、具体的に民間委託の導入時期について検討をしていく予定でございます。

今の考えでは、一度に全域を民間委託するのではなく、収集地域等を見直し、部分的に委託するという、直営方式と民間方式とを組み合わせしていく方法もあるというふうに考えております。

直営と民間委託との経費の試算につきましては、今のところ詳細には、試算をしておりますが、コスト削減だけでなく、サービスの維持など、あらゆる観点から検討すべきであるというふうに考えております。

次に、職員の配置につきましては、民間委託の導入時期を視野に入れて、一部委託から全部委託になる一定の期間の中で、職員の移行する準備期間と、行革プランにおける取り組み目標を照らし合わせながら推進をして参りたいというふうに思っております。

9 点目の、支所の人員も、今の人数でいいのかとのご質問でございますが、これまで議会の中でもご説明を申し上げておりますとおり、支所の業務は証明書の発行や受付など、窓口業務と共に、身近な住民からの一般的な相談業務にも対応できるような職員体制にしていきたいというふうに考えております。

10 点目の、町の売却する土地はないかということについてでございますが、遊休地の有効活用につきましては、平成 18 年度から平成 21 年度の第 1 次佐用町行政改革集中プランの中でも取り組んでまいりました。第 1 次期間での遊休地の売却は 7 箇所で約 4,700 万円でございます。そのほか、宅地分譲や貸し付け等も行っており、第 2 次集中プランの中でも同様に取り組んでおります。

以上、最初のご質問に対する、この場でのお答えとさせていただきます。

〔岡本義君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、3 番、岡本君、再質問どうぞ。

3 番（岡本義次君） ありがとうございます。そしたらですね、皆さんのお手元に、ちょっと資料ということで、ご配布しているやつを見ていただきたいと思えます。

ここにも表にしてございますけれど、まずですね、19 番の佐用のところを見ていただきましたら、佐用はですね、56 人と数字を入れてございます。この 56 人というのは、町職員の 1 人の方が、町民のお世話をしておる人数でございます。太子町では 175、上郡町 105 人と。これらについては、合併していないので、これだけ多くの方を、職員が人数、町民のお世話をしておるということでございます。

合併した香美町についても、合併した所でもですね、144 人の職員、1 人の職員が町民のお世話をしておるということでございましてですね、20 番のですね、正職と臨時職員をあわせた中でですね、佐用町は 34 人ということでですね、香美町は、37 人と。そして、太子町は 134 人と、このようになってございます。ですから、この表を見ていただいたら分かりますように、町長は、今、人数ですね、適時、退職された方を減らしていかれてはおりますけれどですね、佐用町の職員もですね、立派な優秀な方が、いっぱい入っておられるんですね、やはり、この、どう言うんですか、こういうようなほかの、10 年も過ぎ

れば、こういう合併しなかったとことですね、あわせたような格好の中ですね、職員をしていただきたいということですね、この給料のですね、ところですね、平均年収、17番のところを見ていただきましても分かりますように、たつの市はですね、年間、平均、44歳で607万6,000円。佐用町につきましてですね、45歳で638万8,000円となっております。これらについてはですね、たつの市よりも、佐用町の方が、優遇されておると。人事院勧告の中ですね、やはり一律に、どこもですね、大企業と同じような格好の中ですね、アップしていくと。そういうふうな中で、大変、佐用町の民間企業の方と比べたら、相当ですね、やはり開きがあるんじゃないかと思っております。

佐用町、商工会とか、役場の方に聞いても、民間の平均給与というのを、統計を取っていらっしやらないので分かりませんが、多分、ボーナスも出ている所の方が少ないと思います。

ですから、300万円若干超えるか超えないかぐらいの格好じゃないかと思った時に、やはりですね、役場の職員の方は、倍ぐらいな給料で、そこまで、やはりですね、私は、もっともっと、この佐用町の先頭に立ってね、皆さんの、言うたら、佐用の霞ヶ関と言うんか、高級官僚と言うんかですね、頑張っていたきたいと。私達も含めてですよ、頑張っていかなと、佐用町が、すぼんでしまうということでございます。

この前、予算委員会でも、私ちょっと、皆さんに苦言申しましたけれど、一般会計の中から、笹ヶ丘に2,200万の投入がありますので、それらについてね、やはり、ちょっと坪内課長にお尋ねしますけれどね、ここの役場の職員の方がね、やはり、同窓会でも、自分が幹事して、笹ヶ丘でもやられたこと、ございますか。

議長（矢内作夫君） ちょっと、質問の内容が変わりよんやけどね。

〔町長「言われたことに対するお答えをさせていただきます」と呼ぶ〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 岡本、今、議員から、いろんな表を作られて、近隣市町とのですね、比較ということで、これは、当然、私達も、近隣市町の状態というのは、やはり一応、参考にし、当然、そのことについては、調べてもおります。

ただ、今、お示しになられた表の中ですね、例えば、職員数が当然多い。今、近隣市町でも多い。ただ、それは、合併をしている。していない。だけの差ではなくてですね、その町が行っている事業、いろんな業務、その差というものをね、十分にやっぱし、知っていたかかないとですね、町民に誤解を与えるというふうに思います。

例えば、今、お話しのように、上郡町は合併をしていない。しかし、住民サービスのですね、内容においてはですね、やはり上郡町が行っている中身と、佐用町については、直接的にやっているかやっていないかの差だけで、基本的には同じことやっているんですけども、例えば、消防職員、私とこ42名の、定員あります。上郡では、これは、赤穂消防に委託をしております。ですから、消防職員の人数というのは、上郡の職員の中には入ってないんですよ。

〔岡本義君「いや、わかっています」と呼ぶ〕

町長（庵逄典章君） だから、それから、支所においてもですね、上郡は、当然合併してないからありません。でも、そのために、これだけ広い町域の中で、住民サービスを行う

ために、職員が、まあ、それぞれ配置をして行っているということですね。

それから、上郡においては、例えば、朝霧園とかですね、そういう福祉施設、町が今、直接運営をして、そういう福祉サービスを行っております。そういう施設ありませんし、例えば、学校給食についても、上郡は行っておりません。だから、学校給食にかかる職員も、今はいないということでもあります。

そういうふうに、当然、合併後、他の市町と比べると、類似団体という形で、人口とかね、そういう形だけで比べると、非常に職員数が多いということは、これはやはり、どこに、どういう問題があって、どういう業務を行っていて多いのか。じゃあ、それを減らしていくためには、まず、どういう所を削減をしていくのか。それは、やっぱり、町民サービスにも大きく影響をする所なんですね。

ですから、そのへんは、十分に、その中身を、よくご理解いただいた中で、いろいろとご意見をいただきたいなと思っております。

それから、給与においてもですね、たつの市が、平均給与とか、今、出されておりますけれども、宍粟市や神河町、当然、佐用町よりも多いです。それは、中身ですね、十分検討していかないと、公務員の給与の中で、相当、だいたい、基本的には、同じようなレベルの中で、措置をしているんで、佐用町だけが、特別に優遇措置をしているということは、当然、ございませんし、この表の中でも、どういう形で調べられたのかわかりませんが、佐用町の場合には、人件費等の中にはですね、共済費とか、ようするに、直接の給与だけではなくてですね、職員の、いろんな、退職金とか、また、共済、そういうものの経費等も加えた中で、総額というものは出しておりますので、そういう点もね、中身をよく、ご検討いただきたいと思っております。

3 番（岡本義次君） はい。

議長（矢内作夫君） あの、岡本議員ね、質問の通告は、行財政改革のごみの収集を民間委託にということが中心で通告をされておるんです。10 項目の内、8 項目まではごみ関係でされておるんで、できたら、それを中心にお願いしたいというふうに思います。

3 番（岡本義次君） 勿論ね、これも、ごみのこともさることながら、行財政計画の中でですね、今、町長も、答えありましたけれどね、やはり、そういう、この表はですね、各市町村の財政課に行って貰ったものです。佐用町においても、昨年、退職された、諏訪職員に求めて、作ったものでございます。ですから、各市町村も別に誤ったものをくれてないと思っております。

ですから、この表を見ていただいたら分かりますようにね、私は、町長に1つ提言したいことがございます。この行財政計画の中でですね、8 億円減ってきた時にね、その8 億円の分、今までできよったサービスでもできなくなるというんじゃないかって、着々と行財政計画を進めた中でですね、私は、やはり、1つ、今、こういう、職員がいらっしゃる時こそね、夢できる課か何か、そういうような物でも、1つ作ってもらってね、町長。それで、外部から、エキスパートいうんか、どう言うんですか、副町長ぐらいな待遇で、そういう財務にも詳しい、営業もやられた、本当に苦労された方を迎えて、職員の若手の5人ぐらいをですね、選んで、特に、皆さんも頭切れるんですけど、若手のようする人を選んだ中でね、そういう課を作って、佐用町の、くまなく全域を調査してね、そして、佐用町が更に発展して、その行財政計画につながるようなことを発掘いうんですか、していくと。

それで、この前、ちょっと述べたかも分かりませんが、今度、スプリング8や SACLA

ってレーザー光線ができますわね、世界一の。そして、大撫山にもなゆた言うて、世界一ありますやん。そしたら、こういうやつを、やっぱり活かさん手、ないと思うんですよ。佐用町がね、南北に智頭鉄道、鳥取道、373、こういうようなん恵まれてますし、そして東西にね、やはり、中国縦貫道、姫新線、そして、179号線、こういうような、大変恵まれた所でございますんで、これらを大いに利用してね、やっぱり使っていかなと駄目だと思います。

ですから、そういう、すぐできる課の若手を使ってね、どういう、国が支援したり、補助が出ておるんかということも調べてね、そういうとこへ智頭鉄道と関連したり、関連旅行業と組んででもね、そういう、姫路や京都、大阪、神戸の方から、智頭鉄道のはくとに乗せて、そして、佐用へ連れて来てね、観光コースに組み込んだりしながらですね、やはり、そういうことをドンドン開発して行って、町おこしにつなげたいと。こういうふうなことを、直ぐやるようなことでね、していただいたら思います。

そして、こういう中で、少しでもね、やはり町が元気になって、発展していくような格好の中でしていただくということをお願いしたいと思いますが、そこらへんについては、どのようにお考えでしょうか。

議長（矢内作夫君） 町長、答弁できますか。

町長（庵逄典章君） まあ、岡本議員のですね、思い、気持ちは、よく分かります。私達も、少しでも、そういう町に、元気な町にしていきたいということで、職員も、皆、一生懸命頑張っております。

ただ、そういうエキスパートと言われるようなことを言われますけれども、そういう人を、ただ単に連れて来て、できる問題ではないというふうに思いますし、例えば今、お話しのスプリング8とかね、SACLA、これはもう、本当に科学立国としての、技術立国としての日本のですね、やっぱり今後を担う、大きな研究施設です。ただ、それをね、直接、今の観光施設だとか、そういう形で活用するようなことは、これはあまり、その、今、思いは分かりますけれども、そういうことには、活用できるようなものではありません。

やはり、今までもずっとね、智頭急行にしても、道路の、いろんなアクセス、道路網の建設にしてもですね、整備にしても、そういう社会基盤の整備、そういうことを取り組んできたわけです。ですから、それが、佐用町において、有効に、そういう物を活用しながらね、まちづくりをしていく。このことは、当然、今、お話のとおりだというふうに思っております。

〔岡本義君 挙手〕

議長（矢内作夫君） あくまでも通告に基づいて、お願いしたいというふうに思います。

3番（岡本義次君） まあ、行政改革の一環としてですね、やはり、そういう町の、発生するために、部外の、町外の観光客を迎え入れてね、やはり昼、そういう研究機関見せながらですね、いわゆる、今、ひまわり、そしてルピナス、そしてしょうぶ園、そういうようなところ、花見せながら、また、夜は天文台連れて行ってね、笹ヶ丘に泊まるとか、そういうようなことを、旅行業と組んでね、タイアップすれば、今、言うておるような、笹ヶ丘のね、繰り込みの、いわゆる一般会計からのね、金も減ってくると。そういうことにつながると思うんですよ。

それから、皆さんもご存知のように、エネルギーの再生の、可能エネルギーということで

ね、そして、いっぱい、坂本課長や、奥海の、そういう所へヒントがあると思うんですよ。橋本さんの三河なんか。

と言うんはね、南光支所でも横、水路がこう、流れてますやん。水流。水車で1基 60万ぐらいでできるらしいですよ。水車、夜でも、コロコロコロコロ回ってね、電源開発してくれますんで、それ、収入が入ると思うんです。ですから、そういうふうなことを、やはりね、皆が、そういう、直ぐできる課に調査、徹底的にさせてね、そして、そういう各自治体でもですね、自治会でもね、そういうことをしながら、やはり防犯灯、街路灯に付けたり、また、そういう電源、南光支所でも、2基か3基付けることによって、南光の支所の電気代もですね、浮いたりすると思います。

また、その売電することによって、収入が入って来ると思いますんでね、そこらへんについて、やはりですね、そういう、この、いわゆる、町の財政について、考えていただいたらと思いますが、そこらへんについては、いかがなものでしょうか。

議長（矢内作夫君） 岡本議員ね、質問、通告についてお願いします。

3番（岡本義次君） はい。

議長（矢内作夫君） もう一度、通告について。

3番（岡本義次君） いや、ですから、そういうね、1つの財政につながる行財政計画の中で、8億円というものが減った時に、そういうことをして、金をある程度プールしながら、佐用町が、そういうことをすることによって、いわゆる金の経費が減ってきたり、また、自分とかが、料金収入で得るということでございますんでね。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵途典章君） 少しでもね、収入を増やす。町の財政の基盤を作っていくという、このことは、当然、私達も、考えております。

ただ、今、岡本議員がお話しのような、自然エネルギー、その中でね、電気の問題、今、お話しになりました。まあ、それは、大きな、今、収入にはならない。かえって、大きな投資をしても、なかなか、それは採算に合わないというのが、現実ですね。

だから、そういうことを、例えば、取り組んでも、かえって、町の支出、財政が圧迫するようなことは、やっぱしできない。そこは、選択をしていかないとですね、本当に、収入に繋がって、町の財政に貢献できるようなこと、これはやはりやっていきたいと思いますが、なかなか、そういうことは、どこの町でも、市町、自治体も一生懸命、今、考えてますけども、難しいのが、現状だということは、よくお分かりのことだと思います。

〔岡本義君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、岡本君。

3番（岡本義次君） まあ、こうやってね、いわゆる環境省とか、経済省でもね、ものすごい補助、支援してくれますんでね、そこらへんについては、今の、変換率も良くてです

ね、なってきた、収入が得られるようになってと思いますんで、研究開発をしていただいたらと思います。

水量は、たくさん、千種川も佐用川もありますんで、小さな水路でも、コロコロ、カラカラ、夜中休まずに、電気稼いでくれると思いますんで、ひとつお願いしたい思います。

まあ、ごみのところについてもですね、順次、部分的にも、されていくということでございますけれどもですね、やはり外部委託できるものについてはね、やはり、いわゆる将来については、上下水道におきましてですね、やはりそういう格好の中で、極力外部委託で、民間発注の中ですね、やっていただくように、ひとつお願いしたいと思います。

そのことにつきましてですね、どうなんでしょう。部分的に、そういうふうなことで、業者と、民間にさせる部分があるということ町長は、今、回答いただきましたけれども、これらについてもね、やはりごみの部分で、新しく、今度、三日月の上にてきてですね、そういう収集業務ということでございますけれどもですね、向こうへ変換した時には、人数的には今の状態で変わらんわけですか。

議長（矢内作夫君） はい、住民課長答えますか。

〔住民課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、住民課長。

住民課長（谷口行雄君） 現在、クリーンセンターには 17 名ということで環境整備員がおられます。今年の 3 月には 1 人退職されて 16 人。

まあ、今も言いましたように、病休で休まれておる方が 2 人おります。そういうことも含めて、若干厳しい状態ですけども、現状は、収集に回っております。焼却もしておりますけども、7 月から分別の方が変わりますので、車の台数も増やしていきます。当分の間、そういう形で、17 人、もうギリギリいっぱいいきますので、今、岡本議員言われますように、直ぐに、その部分的に委託するとかいうことは、今後、数年後には考えていきますけども、現状では、本当にギリギリの数字で、収集、受付業務は、何年間かはできるように考えております。はい。

〔岡本義君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、岡本君。

3 番（岡本義次君） そういうことですね、試算もですね、はっきりした試算をね、やったところまではいってないということでございますけれども、やはり民間委託した場合と、職員の直轄でやる場合と、そういうなんも、また、はじき出していただいてね、少しでも早くですね、そういうような民間委託の格好の中ですね、やっていただくという方向に持って行っていただいたらと思っております。

まあ、将来については、今、言いましたように、もう阪神間では、上水道、下水道、そういうようなことも含めてね、やはり民間委託できるものについてはですね、民間委託の方向で動いておりますんで、佐用町においてもですね、今、8 億円の金が減ってくるということであれば、一口に 8 億円と言っても大きな金額でございますし、やはり、いきなり、その 8 億円を、町民の皆さんにしわ寄せするのでなくですね、やはり土地についてもね、やはり、私も、この前、上月の住宅のところで申し上げましたように、上月、岩本支所長、

あれから、上月のあそこ、現場覗いたことがありますか。まだ、車も止まったりしております。ですから、あそこに1,000平米の土地があって、古墳がですね、残っていると。したら古墳の調査をさせて、300平米は古墳で残さんなんけど、後、700平米はいらんということであれば、売却なり、また、貸付なり、そういう方向にいち早くですね、持っていかれるようなことを、私は、望みますが、そこらへんについては、坪内課長、どうでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵途典章君） 利用可能な土地はですね、そういう、いろいろと利用していけるように、取り組んでいきたいと思っております。

ただ、今、ご指摘のですね、上月の旧町営住宅の跡地、これは、古墳が一部あって、その古墳もですね、以前から、いろいろと、一部古墳を壊してしまったとかというようなことですね、これは、やはり保存についてですね、きちっと、手当てをしていこうとすればですね、相当、費用もかかるかと思えます。

ですから、そういうところが一緒にあって、また、そういう問題があって、それと、その土地の形状もですね、分譲地、宅地にできないかということで、当然、検討もしました。それを、古墳の保存と、宅地をきちっと造成をするということにするとですね、相当、その造成費、工事費が高むと。そうなるかとですね、町が、それを直ぐに行き、赤字、売却するのにですね、やっぱり、土地の、その購入者が、買っただけの値段というものは、もう限られておりますから、そういう中で、なかなか採算性が取れないということで、今、まだ、手を付けずにあるという状況です。

だから、岡本議員もお話のように、町のね、やっぱり収入を増やすということも、まず、1つ大きな大前提にして考えますとね、それが、得られるような、収入になるような形ですと、やっぱり投資するお金と、やっぱりそれに売却できるお金、そこというのは、やっぱり十分検討しなきゃいけない。

ただ、ああいう所、場所なんで、いつまでも管理だけをするということにいきませんので、そういう場合には、もう赤字になっても売却しなきゃいけないとか、そういうことは、次の段階としては、検討していかなくちゃいけないというふうに思っております。

〔岡本義君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、岡本君。

3番（岡本義次君） ですから、そこらへんについてもね、近隣の人が欲しいと言われた場合には、その後の700平米を売却方向に持って行くなり、また、その自動車の駐車場としてですね、今、無断で置いていらっしゃる方が、何名かいらっしゃいますけれど、それらを調べてですね、1台月3,000円なりとも、5,000円なりともですね、入るような格好の中でですね、やっぱり努力していただかないとね、そのまま放置して、自分とこの土地でありながらですね、まあ、言わば、見て見んぷりというような格好じゃあかんと思いますので、そこらへんについてはですね、ひとつよろしくお願いしたいと思います。

それでは、行政改革は終わりましたですね、信賞必罰制度になぜできないかということで、私は、合併した時から職員の信賞必罰制度の導入を訴えてきました。これで3回目ぐ

らいだと思っております。合併7年になるんにも係わらずですね、そのことが、できておりません。頑張った職員には、ボーナスなり、5ないし10パーセントアップし、また、反対に、職員としてふさわしくない行動や町に損害を与えたりした時には、反対に5なり10パーセントカットしたりしての、メリハリをつけてね、やはり佐用町の町が、更に良くなるように、役場の職員として頑張っていたきたいということで、問うていきたいと思う。

1つ、この制度が何故できないのでしょうか。

2つ、町長は、総務課長か副町長にいつまでにこの制度をこなさいと、そういうふうなことで言えないのでしょうか。

それから3つ目、管理職は制度を取り入れてあるということでございますけれど、この制度が適用されたことがあったのでしょうか。

4つ、するとすれば、いつ頃やられるのでしょうか。このことについて、伺いたいと思います。

議長（矢内作夫君） はい、町長、2問目、答弁願います。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、2点目のご質問、信賞必罰制度がなぜできないのかというご質問に対する答弁をさせていただきます。

まず、最初に、私は、信賞必罰というようなですね、上から振りかざしたような制度は、町のような仕事の内容、あり方におきましては、なかなかなじまないところもあるというふうに思っております。

ただ、地方分権型社会により、地域の実情に応じた、より効果的・効率的な事務ができる人材を育成することが重要であり、佐用町におきましては、平成20年度より管理職を対象に一年間、人事評価の試行を行い、平成21年度より人事評価を実施しているところであります。

人事評価制度には、能力評価と業績評価がございますが、佐用町においては現在、ある程度、客観的に見れる能力評価のみを実施しております。

それでは、ご質問の項目ごとにお答えをさせていただきます。

まず、1点目の、この制度が、なぜできないかということについてでございますが、今、お話しさせていただきましたように、まず、すべきことは、既に実施をしております。職員が、当然、規律違反を、また、業務において問題があれば、当然、処分も行ってあります。また、先ほど申しましたように、平成21年度より能力評価については実施をしており、このことは、人事異動等において、この評価によって処遇をしております。

また、業績評価の実施にあたっては、各職場の業務によって目標の設定ができていく状況があったり、職場や職種によって目標のレベルや達成度が違って来るなどの、大きな課題があります。

業績評価は、その評価の結果により給与等へ反映し、働きぶりを正當に評価することが仕事に対する意欲となり、住民サービスの向上につながるとされておりますが、正當に評価することは、町の職員の様々な仕事の内容から見て、非常に難しく、制度としての客観性、公平性が担保できないというふうに考えております。

次に、2点目の、町長は、総務課長か副町長に、いつまでにこの制度をこなさいと言ってさせればよいというふうに思うがということでございますが、私は、先ほど申しましたように、非常に課題や難しい面もあることを承知をいたしており、こなさいと言って、直

ぐにできるような、簡単な問題ではなく、無理に、このことを行っても良い結果が出るというふうには思っておりません。

次に、3点目の、管理職は制度を取り入れているが、適用者はあるかということでございますが、管理職については能力評価を実施しており、その結果により、毎年、人事異動など職員の人事管理に活用をしております。

最後に、4点目の、するとすればいつ頃やれるかということでございますが、先ほど述べましたとおり住民サービスの向上のため、職員一人ひとりの能力向上、人材育成に努めるとともに、公正・公平な人事評価結果による活用ができるように、適正な人事評価制度を慎重に構築して参りたいというふうに考えておりますので、よろしく願い申し上げます。

以上、この場での答弁とさせていただきます。

〔岡本義君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、岡本君、再質問。

3番（岡本義次君） 今、町長の回答の中でですね、既に、今までも処分を行ってきたと言われておりましたけれど、事実、どのようなことがあったのでしょうか。

議長（矢内作夫君） 答えられますか。

〔総務課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、総務課長。

総務課長（坪内頼男君） 今までにも、過去にも何件か、そういった職員の、例えば、交通違反、重大な過失を伴うような、そういう交通違反とか、それから、執務上の問題で、そういうもので処分した事例はあります。

〔岡本義君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、岡本君。

3番（岡本義次君） この前もね、私、笹ヶ丘のことも聞きました時に、皆さんですね、人ごとのように思われておりました。ですから、そういうようなことを1つ取ってもね、やはり皆が、町長が、この佐用町の役場建設する時でも、各、どう言うんですか、皆に聞いて意見を求めたと。そういうふうに1つのテーマ、もし、問題がある。例えば、獣害対策でも、それから笹ヶ丘の、そういう繰入のこともね、あれば、皆、1つずつ、それをわがことのようにして考えて、自分が町長になったような格好の中でですね、やはりこう、町のためにどうしていくというふうに、してもらおうと。やっぱり意識付けがね、そして、そういう頑張った人には、やはりプラスのね、プラスアルファの分で、こう、皆と称えるいうんか、ご褒美も、ボーナスの5パーセントでもあげると。ほな、1つの励みにもなるんじゃないか思うんですよ。何にもないから、皆、余計ですね、皆、立派な方ばかりなんやけど、そこまで、なかなか気がつかんとですね、日々過ぎていくというふうに思うわけですよ。

ですから、そこらへんについて、やはり、頑張った人には、やはり、それなりのですね、ことをしてあげないと駄目だと思います。

ですから、この前の海内のね、道路工事、2,000万した時でも、民家に水が流れ込んでね、困ったと。そして、二度三度、役場に申し込んで来ても、そのままだったということで、私、野村課長に酷く怒って言ったことがあるんですけども、まあ、野村課長の時じゃなかったんですけどね、前任の課長の時に、そういう工事をされて、いつ竣工したんやら、いつ、どう言うんですか、施工指示、立派な指示もせずに、そういう地元の自治会長も知らなかったと。そういうことであれば、当然ね、管理者、野村課長の前任者、建設課長ですか、そういうようなことを処分されたのでしょうか。そこらへんについて、管理職の制度ができておったら、そこらへんは、どうだったのでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 処分するような事例があれば、それは、処分をします。

しかし、今、お話しですね、海内の道路というの、過去の、大分前の話ですけども、それは、何も処分をするような内容ではありません。

それは、岡本議員は、処分する内容だと言われるか分かりませんが、私は、やっぱりそれはちゃんと見ておりますし、そういうことで、処分をするということ自体、それは、問題がありますし、できません。

〔岡本義君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、岡本議員。

3番（岡本義次君） それは、町長、おかしいですよ。

あのね、それ直すんに、また、100万ほど要ったんでしょ。ほな、そしたらね、当然、立派な施工指示したり、竣工検査しておったら、そんな100万もいらんのんですよ。ですから、そこらへんに、やっぱりたるみいうんか、緩みがあったんと思いますよ。

ですから、それで、処分もせんいうことであれば、ほんまに、どう言うんですか、皆が、ほんまに、全然、ころくに何も考えてないというような感じになります。

ですから、やっぱりある程度は、メリハリつけてね、そんだけ役場、税金100万も、また、余分に要ったと。その、ええがい、工事ができておったら、その100万も要らなかったわけでしょう。ですから、そこらへんは、やっぱり考え直してもらわんと、あかんと思いますよ。そこらについて、どうでしょう。もう1回。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 個々の問題を、あまりここでね、それが、そうだった、どうだったという話は、何の資料もない中で話しても、ある意味では無駄なことかもしれませんが、それは、職員として、地元とお話をさせていただいて、工事は工事として出来上がる。その後ですね、そういう、地域から、こういう、また、新たな、その関連して、工事に

よって問題が出てきたと。それは、対応する必要があるれば、やっぱり、これは町として、また、やっていきます。これは、この現場だけではありません。

その中でね、例えば、使っている材料が、そのとおりの物使ってなかったとか、少なくとも、そこに不正があったということであれば、大きな問題として、当然、これは処分をいたします。

しかし、そこの、そういう土木の現場、いろんな工事現場、それぞれいろんな状況がありますけども、担当職員としてですね、それは、そういう中で、一生懸命やって、結果が問題があったとしても、それは、ある程度、そこは後から出てきた問題であって、そのことで処分をするというようなことは、これは、私はできないというふうに、するべきではないというふうに思います。

〔岡本義君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、岡本君。残り8分、もう1問ありますよ。

はい、岡本君。

3番（岡本義次君） ですからね、いや、私は、やっぱりそこの、道路工事やった、その隣の人が、実際、雨水が流れ込んで困ってですね、役場へも3回言うて行ったり、自治会長も竣工検査したん知らなんだというようなことを聞きました。

そして、そこの横の、その道路側溝でも、普通流れる所へ流れんと、反対の方にも流れれておったというようなことも聞きました。

ですから、それが、果たして正当な図面が書かれて、正当な施工指示がされたんかいうことが、1つ疑問に思うわけです。

ですから、正当にされておったら、それが、その民家にも、苦情も、そういうこともかけなかったし、2,000万の道路工事して喜んでもらわんとあかんのに、税金使うて、悲しませて困らせるようなことしておったらね、当然、そういうことは、私は、やっぱり、そんだけに問題があって、そして、それを正当にできておったら、その後の100万もいらなかったわけですよ。ですから、そこらへんは、ちょっと、町長の今の返答の考えは、間違えておると思います。そこらへん、気をつけてください。

それと、前に水道に居た職員がね、彼女のところに業者から何年か払わせて、その、いわゆる懲戒免職になったいう、そういうのは、分かっておりますけれどね、だけど、その後は、そういうこともないんですけど、やはり、そういうことも含めてね、やはり前の、名前出して悪いかもしれませんが、上谷課長が、その税務課長で頑張った時にね、県、町民税も県下一収納率が上がってね、された。そういうような時こそ、ほんまに、私に言わしたら、5パーセントでもボーナスやって欲しかったということです。

まあ、やられたんかどうか、ちょっと分かりませんが、そこらへんは、どうだったんでしょうか。鬼の上谷いうてね、民報にも、ごつつう書かれて、お母さん、ごつつう悲しまれよったけど、そうじゃないと。やっぱり、適正な手続き踏んでね、ちゃんと、いわゆる貰える人と貰えない人の、その公平さの中でやられてますんでね、ですから、私は、やっぱり、そうやって頑張った人には、プラスしてあげるべきじゃないかと思います。

そこらへんについて、もし、返答があれば。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 当然ですね、その担当職員として、そういうことに努力することは、これはもう、当然のことです。そのことによってですね、給与を、プラスマイナスしたり、上げたり、ボーナスを上げたり、そんなことを簡単にできることではない。そのことは、かえって大きな混乱を招きます。

〔岡本義君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、岡本君。

3番（岡本義次君） 私も、国鉄行ったり、JRにおりました。その入った時、もう40年前からね、そういう制度がございまして、皆さんには、働かん国鉄やと言われたかも分かりませんがね、そういう制度があつて、私も、何回か、そういうような制度もいただいてですね、1つの励みにもなったと思っております。

ですから、そういうようなことじゃなくって、やはり、どう言うんですか、土曜、日曜、祭日、お休みで、給料も、ボーナスも下がる。今、人事院勧告で、何ぼかはね、今ちょっと若干下がったりしておりますけれどですね、やはり、そういう1つのメリハリつけてね、頑張る職員には、プラスアルファをやっていただきたいと思います。

それから、3番目のですね、分でございますけれど、町内のホームページのことについてはですね、

議長（矢内作夫君） 後、3分しか、4分しかないんでね。

3番（岡本義次君） 極力ですね、返答は、ちょっといただきませんが、そのホームページに、佐用町の良いことを載せてね、アンケート取ったり、今度の学校の統廃合のことについても、皆さんの意見の拝聴をできるような格好の中でですね、有効にホームページ使つてですね、佐用の良い所を、ドンドン売り出して、町外の方に来ていただいてね、そして、町内に金を落とさず仕組みづくりも含めてね、やっていただいたらと思います。

そのことについて、アンケートや調査は、どんなことをやりましたか。

そして、要望等のアクセスは、何件あったでしょうか。

トップページに、イメージアップのために、魅力的な画像や映像をのせて、町外からの人を呼び込むようにしていますでしょうか。そこらへんについて、お伺いします。

議長（矢内作夫君） 町長、3分で答弁できますか。登壇してください。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

〔岡本義君「簡単でいいです」と呼ぶ〕

町長（庵逄典章君） はい、もう時間もなくなつたんですけれども、町のホームページにつきましては、昨年9月に、全面的な改定を行つて、より町の広報ができるように、また、町民の皆さんにも見ていただいたり、また、その意見も寄せていただけるような仕組みも作っております。

ですから、まあ、今後ですね、誰にも分かりやすく、利用しやすいホームページという形でね、また、改良も加えていきたいというふうに考えております。以上です。

〔岡本義君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、岡本君。

3番（岡本義次君） 最後になりますが、今年、3月末にですね、優秀な課長、職員が退職されます。40年にわたり佐用町の町、村のために頑張ってくださいましてですね、献身的なお勤め、誠にご苦労様ございました。退職されましてもですね、今までの培ってこられた皆様の技術、技量、ノウハウを持って、更に佐用の町や村が、更に良くなるように、ご尽力いただきますことを強くお願いしですね、皆様長い間、お勤め、本当にご苦労様、お疲れ様ございました。本当にありがとうございました。

また、お体気をつけられましてですね、ご多幸をお祈りいたします。

今日の一般質問、どうもありがとうございました。

議長（矢内作夫君） はい、以上で、岡本義次君の発言は終わりました。

続いて、4番、敏森正勝君の発言を許可いたします。敏森君。

〔4番 敏森正勝君 登壇〕

4番（敏森正勝君） 4番議席の敏森でございます。

電力不足による将来の夢と題して質問をいたしたいと思えます。

1995年1月17日、阪神淡路大震災に引き続き、2011年3月11日、東日本大震災により、震源海底が東南東に約24メートル移動し、約3メートル隆起していたことが分かりましたが、それに伴い福島原発の事故により、目に見えない大惨事が起き、日本国内だけでなく、原発所有国も、廃止あるいは停止している所もあると聞き、本当に、安全、安心な電力供給ができるものとして、何があるか検討していかなければなりません。

これは、日本だけでなく世界の問題として考え、今、地球上にいる私達の問題であります。最近になって、火力発電、洋上風力発電、潮流発電、合わせて海洋発電と言いますが、この中山間地域では当てはまりません。

風力、火力、水力、太陽光、4点の中から考えれば、風力は、障害物がない所と言え、山の頂上にあります。それには、管理道路をはじめ、羽の損傷などにより管理費が毎年多くいる。水力にすれば、6メートル程度落差があれば、発電機能はあるが、水害がある度に、管理費用がかかる。火力は、燃費が大変であり、環境面では良くない。それでは、一番環境にやさしいのは、現在のところ、太陽光発電ではないでしょうか。

耐用年数は定かではないが、パネルを屋根の上に置くのではなく、最近、高齢化になり、田が荒れてきております。中山間地域において、太陽光パネルを設置して、集落の環境保全はもとより、将来の安全な電力供給ができるのではないかと。夢のような話かもしれませんが、案の1つとして考えていただきたいと思えます。

この場での質問を終わります。

議長（矢内作夫君） はい、町長、答弁願います。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、敏森議員からの電力不足による将来の夢ということでの

ご質問にお答えをさせていただきます。

中山間地域において荒廃した水田等に太陽光パネルを設置し、環境保全や安全な電力供給を行う夢のような話で電力不足を解消する案ということでのご質問でございますが、国においては、再生可能エネルギー、これは、太陽光、風力、水力、地熱、バイオマスを用いて発電された電気を、一定の期間、一定の価格で電気事業者が買い取ることを義務付ける電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法が、既に成立をしており、全国で太陽光発電施設を利用したメガソーラー発電事業の提案が各地でなされております。

兵庫県企業庁でも、淡路市佐野地区の産業用地を対象に、大規模な太陽光発電所、メガソーラーを設置する事業者を公募をし、豊岡市においては、平成 24 年度事業で、神鍋高原に、最大出力 1000 キロワット、要するに 1 メガワットの大規模太陽光発電の整備計画を打ち出されております。日本海側は、冬は曇天続きで日照時間が短く、雪深いため、太陽光発電には不向きとされておりますが、豊岡市では、山間部の土地利用のモデルケースにしたいということでございます。

佐用町におきましても、太陽光発電についての研究も行い、メガソーラー発電用地の問い合わせもありまして、長谷申山の残土処分地などの調査もされております。その結果、申山の造成地におきましては、面積的には 2 メガワット程度の発電施設が設置が可能であるというふうに聞いておりますけれども、日照量が瀬戸内海沿岸部と比べ、約 7 割程度であり、秋シーズンには、更に霧が太陽光を遮るため非効率であるというふうに聞いております。また、発電施設から送電するためには、大容量の送電線が必要となります。これまでの調査などから、太陽光発電は、日照量が豊かで広大な規模の土地と、大容量の既設送電線がある地域が、一番適地であるというふうにされておりますが、佐用町のような中山間地域においても、今後、効率的な発電が可能な太陽光パネルなどの開発もされていくと思っておりますので、豊岡市などのケースを参考にして、将来に向けて、他の再生可能エネルギーと共に、中長期的な視野に立っての研究課題として、取り組んでいきたいというふうに思っております。

なお、佐用町といたしましては、平成 24 年度から新事業として、住宅用太陽光発電システム設置補助事業を実施する予定であることを付け加えさせていただきます。この事業は、新たに太陽光発電システムを設置したり、設置された住宅を購入・新築された場合に補助を行うものでございます。

以上、この場での答弁とさせていただきます。

〔敏森君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、敏森君、再質問、お願いします。

4 番（敏森正勝君） これから、質問を、いろいろな方面からしますけれども、頂点は、1 つであり、回答をいただいても、同じことを繰り返し回答いただくことがあろうかと思っておりますが、よろしく願いをいたしたいと思っております。

この地域は、都会に近い農業でなくて、高齢化と中山間地域における農業は先が見えております。

集落の中で、ほ場整備を行った田が、休耕田になり集落の問題の田となっていないか。このような田は、有効利用として農業委員会にかけ、農業振興地域から外して雑種地として、太陽光パネルを敷き詰める計画は難しいでしょうか、そのへんを、ひとつお願いをしたいと思っております。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵途典章君） 私も、太陽光発電については、非常にまあ、当然、関心も持ちですね、いろいろと、いろんな情報と言いますか、資料等も見ております。

太陽光発電については、こういう、大きな今後のエネルギーの問題として、他のバイオ、自然エネルギー、そういうものと一体的にですね、国としても、大きな、今後の事業、国の政策としてもですね、考えられているということで、そういう太陽光発電の施設というものを、今後まあ、いろんな所に設置していくということは、これからの方向だというふうに思っております。

ただ、先ほど言いましたように、やっぱり、それにも、太陽光発電には、非常にまあ、いい面もありますけども、大きな制約と言いますか、欠点もあります。まず、太陽が、できるだけ日照量が多い所、そして、これを、安定したエネルギーとして使うためには、非常にまあ、広範囲な、いろんなエネルギー、電気と一緒に組み合わせて使わないとですね、太陽光発電だけでは、これは夜は使えませんし、当然、曇ってくれば、いっきに電気量が下がります。まあ、そういう問題点がありますし、まだ、これも、やっぱりコストの面も、当然考えなきゃいけないということです。

で、効率良くやろうと思えば、当然、広い所に、一箇所にできるだけ、大規模にやるということが、一番効率がいいわけなんです。

ただ、今、敏森議員が提案のように、今現在のですね、佐用町において、ほ場整備した所でも放棄地になってきていると。そういう土地が、1箇所に集まってですね、あれば、それはまた、その所の利用というのも可能だと思うんですけども、なかなか、今の現在では、それが、点在をしているということです。

それと、やはり放棄地になっている所ほど、谷あいですね、非常にまあ、条件的にね、朝日が、日が、なかなか当たらない。夕方になると、早く日が陰ってしまうというような谷あいの耕地というのが、非常に、私は多いというふうに思っております。

ですから、なかなか、そういう所で、今の現在のような、太陽光、性能のパネルというものを設置してもですね、将来的に、これを十分に活用できないとか、採算性も、なかなか取れないというのが、今のところの状況だと思います。

ただ、私も、確かなことじゃないんですけども、当然まあ、これ、あらゆる面で、今、凄く効率の良いもの、また、設置コストの安いもの、これは、研究開発を、もう本当に企業挙げて、いろんな企業が研究をされております。そういう中で、非常にまあ、今後、効率のいい、コストの安いものが、次々とね、生まれてきてくるだろうというふうに言われておりますので、そういう点も含めて、エネルギーの問題ですから、今日明日だけの問題ではなくって、将来にわたる問題なので、このへんは、しっかりと、そういう所を研究し、見極めながらですね、やはり、設置したからには、少なくとも20年ぐらいの、その太陽光のパネルの、今の寿命というのがありますから、その間の、やっぱり、長期的な、やっぱりトータルとしての効率化、採算性というものを考えたね、施設にしていかなきゃいけないということだというふうに思っております。

〔敏森君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、敏森君。

4番(敏森正勝君) 先ほども話がありましたけれども、休耕田が点々としておるとい
う状況であるわけなんです、それを、田を集約をするような方法を考えていただい
てですね、できないものかなというふうには思っております。

ほ場整備を行った田につきましては、農業振興地域でありまして、農業をすること以外、
難しいことではあるということは、分かっておりますが、しかし、農業経営ができない家
庭もできつつあります。今後のあり方として、農業関係ではありませんけれども、1つの
方策として考えてみる必要があるのではないかなというふうにも思います。

まあ、今後の問題として、そういうことを、ひとつ考えておりますので、ひとつ、町長
の方も、いい方向に持っていただきたいなというふうにも思います。

また、東日本大震災が起きて以後、原発による事故の改善が、未だにできておりません。
後始末ができないものであれば、住民に不安を与えることは、当然であります。原発促進
は、今後、難しいのではないかなというふうには思います。

そこで、環境にやさしさ、管理費用が少なくすむ、現在、進化しつつあるものと言え
ば、太陽光しかありません。現在、土砂処分地である秀谷が完了すれば広大な面積であり、
埋立地であるため建物等は非常に難しいのではないかなというふうにも思います。使用でき
るものとするれば、一番良い場所ではないかなというふうにも思いますが、その点は、どうで
しょうか。

〔町長 挙手〕

議長(矢内作夫君) はい、町長。

町長(庵道典章君) まあ、今、お話しの、今現在、河川の改修工事の残土処分地として
ですね、設置しております、この秀谷地区の処分地が、これがまあ、事業が終わればです
ね、かなり広い土地が造成されます。その活用についても、当然、こういう太陽光のパネ
ルの設置等も含めてね、検討はしております。

まあ、高台に、高い所にありますのでね、霧の影響も、案外少ないんじゃないかなとい
うふうには思っておりますし、平地面積で12ヘクタールぐらいの土地が生まれます。そ
うしますと、かなりのですね、よくメガソーラー、今、1,000キロですけれども、少なく
とも、今のままで、その3倍、6とか7ぐらいの物ができるんじゃないかなというふう
には見ておりますし、先般もですね、そういうことで、団体で、太陽光発電の設置を考え
たいと、検討している所が来ていただいてですね、土地も一応、こういう土地があるとい
うことでの見てもらっております。

ただ、これもですね、やはり、前もお話ししましたけども、佐用町の全体の実情から言
って、何とかね、雇用対策にもなるような土地の活用ができないのかということ、まず
一番に考えていかなきゃいけないというふうにも思っております。

これだけやっぱし、今の町の現状、経済的にもですね、非常に冷え込んできていると。
これ、何と言っても、雇用の場がないということが、非常に大きな問題です。

太陽光発電のですね、土地は、そういうことで利用は可能だというふうにも思っておりま
すけれども、これは、なかなか直ぐには、雇用につながるものではありません。そういうこ
とで、そういう雇用の問題を、まず一番にいろいろと利用法も考えながら、最終的に、じ
ゃあ、どういう形で活用していくのか。それは、自然エネルギー、太陽光だけじゃなくっ
て、そこで何らかの木質のバイオエネルギーとかですね、そういう物も生み出すようなこ
とも、1つは考えなきゃいけないなというふうにも思っておりますし、太陽光発電のもの

につきましても、1つの方法だというふうには、思っております。

〔敏森君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、敏森君。

4番（敏森正勝君） まあ、こういう太陽光を置きますと、確かに雇用の問題はないだろうというふうには思います。

また、今後の問題として、これから普及する価値があるのは、やはり太陽光が一番であり、佐用町として、住民に対し、補助要綱が考えられておりますけれども、災害のない、新しいまちづくりの一環として考えていかなければならないというふうに思います。

そして、現代社会では、衣食住だけでなく、明るさを加え、4点が必要な時代ではないかと思えます。

住宅用太陽光発電システム設置補助金交付要綱でありますけれども、住宅に、住宅用太陽光発電システムを設置した者に対して、その一部を補助するとありますけれども、日本瓦の上に設置するのでなくて、田畑でも同様の考え方をすれば良いと思えますし、また、集落での共同設置の場合はどうでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 現在は、個々の住宅用としてですね、活用できる太陽光パネルの設置ということなので、これは、屋根の上ではなくてですね、門先、そういう所に設置をされても、それはもう同じだというふうに思っております。

ただまあ、集落ですね、設置ということになっても、これ、各家庭の電気、この太陽光だけで使える電気ではありませんので、当然、その安定的な電気の供給を受けた上で、その補助として、使っていくわけですから、ですから、なかなか、それを配分したりですね、また、家庭の、たくさんの集落で使われるということになるとですね、そのシステムにももの凄くお金が、費用がかかると、設備にかかるのではないかなと予想されます。

ですから、そういう例は、想定はしておりませんが、それがまあ、もっと効率的に、設置ができる、また、利用ができるということであれば、また、そういうことも加えていったらいいんじゃないかなと思えますけれども、今のところは、そういうことは、想定はいたしておりません。

〔敏森君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、敏森君。

4番（敏森正勝君） 考え方としてね、将来的に、そういうような考え方ができないかなというふうにも思うわけです。

まあ、これは、各戸における要綱でありますけれども、共同設置ということであれば、町も率先して呼びかけをしてはどうかというふうにも思いますけれども、そういった点は、どないでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） いや、ですから、今お話ししましたように、共同で一箇所を作って、それを集落の全員の方が使われるというようなシステムがね、これが、簡単にできるのであれば、また、そういうことについても考えていきますけども、なかなか、今、電気というのは、そういうふうに、今の現在の各家庭の電気と一緒に使えるようなシステムにしていかなきゃいけませんので、非常に、そのへんのコストが、非常にかかるのではないかなということをご想定しているということです。

ですからまあ、共同でね、集落皆で、その地域で、個々に設置をしようというような推進をしていただければ、それは、それとして、また、できるだけ、町としても、相談をさせていただいたり、支援をさせていただきたいなと思いますね。

〔敏森君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、敏森君。

4番（敏森正勝君） こういった問題につきまして、大変なお金が掛かってくるといふふうに思いますので、現在、このような補助事業が当てはまればなといふふうに思いますが、これは、2、3年ほど前までは、こういった事業がありましたけれども、それが、当てはまるかどうかは、もうひとつ分かりませんが、耕作放棄地解消・発生防止基盤整備事業とか、あるいは、地域自立・活性化交付金、村づくり交付金、頑張る地方応援プログラム事業、こういった補助事業を活かして取り組みができないかなといふふうにも思いますが、まあ、これにつきまして、調べておいていただきたいと思いますといふふうにも思います。

再生可能な自然エネルギーの活用に向けて、電力会社、民間企業、自治体によるメガソーラーと呼ばれる大規模太陽光発電所の建設が、各地で相次いでおります。

福島第一原発事故を受け、太陽光発電施設の設置を促す基準緩和や、太陽光など再生可能なエネルギーの全量買取制度の導入決定など、環境整備が追い風となっているようですが、原発停止も背景に、電力会社もメガソーラーに力を入れると言われております。

東京電力は、最大出力1万3,000キロワットの国内最大級の神奈川県川崎市にあります扇島太陽光発電所など、メガソーラーの営業運転を昨年開始し、甲府市にある米倉山太陽光発電所も、今年稼働となっており、最大の経営課題の1つが、電力の安定供給であります。

先ほども、話がございましたが、2月25日の新聞には、豊岡市の神鍋高原で、最大出力1,000キロワットの大規模太陽光発電所の整備計画を打ち出しており、スキー場跡地に、約7万8,000平方メートルを地元から借り上げ、一般家庭200世帯分に相当する発電量を見込んでおります。

また、これも話に出てきましたけれど、兵庫県企業庁は、淡路市佐野地区の産業用地を対象に、太陽光発電所を設置する事業者を公募すると発表し、発電量は一般家庭1,200世帯分に相当すると言われております。

そして、最近でございますが、ソフトバンクが、京都の伏見区で、また、徳島県小松島など4箇所で太陽光発電所を建設するとの話を聞きましたが、電力会社では、北海道、東北、中部、北陸、中国の5社も震災後にメガソーラーを稼働させ、沖縄電力を含め、一層の施設建設が計画をされております。

小規模ではあるが、先ほど申し上げた、休耕田を活用、あるいは、高齢化に伴い、新しい施策の1つとして考える必要があると思います。

同じことを再三言うようですが、これは、農家にとって二重の方策と考えられますが、どのように思われますでしょうか。お伺いしたいと思います。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 先ほど、お答えしたことと、本当に同じことになってしまうと思いますけども、まず最初に、その前にですね、私、これ、原発事故の、この度の、これによって、一気に再生可能エネルギー問題、大きくなったと思いますけれども、その前に、やはり地球温暖化ということ、非常にね、大変な、将来、地球の将来においてですね、大きな問題が、これはもう全く、これまでと変わらないわけです。そのことの対策のために、再生可能エネルギー、それから化石燃料をできるだけ減らしていったら、この地球温暖化を食い止めなければ、それこそ、人類滅亡になるのではないと言われるまで、想定される。危機感を持って、今、日本においても、それを削減するんだという宣言もして、各国家です、足並みを揃えてやっていこうという取り組みがされているわけですね。そのことは、決して、忘れてはいけないことだというふうに思います。

それと、その中で、その自然エネルギーの中でのですね、太陽光、これは、自然エネルギーとして、非常にまあ、今後、当然、今までも、太陽によつての恵み、太陽のエネルギーによって人間というのは、あらゆる文明というものが生まれてき、生活もできて。人間が生きていること自体が、太陽によって生かされているわけですが、それを、もっともっとやっぱし、人間の今の生活の中にエネルギーとしてね、より以上に取り入れていこうというのが、太陽光の発電だと思えますけども、ただ、今、言葉として、メガソーラーというですね、非常に、何か、これに凄い夢がある、大きな施設ができてですね、太陽光発電だけでなにか、凄くエネルギーが賄われるんじゃないかというような、錯覚を覚えるような言葉が飛び交うんですけども、そのメガという言葉自体がですね、私は、これ、大きな物ですね、ということで、これまでの各家庭に設置するような、2キロとか3キロの太陽光のパネルの発電と比べるとですね、確かに大きいんですけども、そのメガソーラーと言っても、私達が使っているエネルギー、必要とするエネルギーから見ればですね、非常に小さいものであります。だから、大規模な発電施設じゃなくて、ある意味ではこれ、まだ小規模な、非常に小規模な発電ですよ。

水力発電等においてもですね、小さな発電所でも、1万とかですね、2万というような発電所が、結構全国にあります。

火力発電所になりますとですね、今は、30万とか、昔はあれでしたけども、火力発電所でも、今、100万キロ以上の火力発電所ができております。

原子力発電所は、ほとんどが、1基、だいたい平均すると100万キロワットであったわけです。

ですから、そういう中で、太陽光発電の、今、考えているメガソーラーといっても、豊岡でも1,000キロ、それから、ちょっと大きいところでも、2,000キロとか3,000キロ。今、東京の方で、1万キロワット以上の、これ、もの凄い広大な面積を使って、それでも1万とかですね、というのが、日本最大級ということですので、なかなか、この太陽光というのは、1つのエネルギーとしては、当然、取り組んでいく、今後とも利用していく、エネルギーだと思えますけども、ほかのしっかりとした、安定した電気というものが、供給体制

があって、なお且つ、その中に、一緒にシステムとして組み入れていかないと、これは、なかなか、十分に使えないというエネルギーではないかなというふうに思います。

だから、まだ、これからが研究されるところだと思いますから、今、国も、急いで名乗りを上げたり、制度としても、いろいろと整備をされておりますけれども、やはり、私は、しっかりと、このへんは研究をして、しかも、先ほど申し上げましたように、いろいろと研究をされております。その研究で、伝わってくるところによると、非常にもっと効率のいい物も出てくるだろうと。今、研究をされているということも聞きます。そういうことも含めてね、期待をしながら、また、十分に検討していかなくちゃ、取り組んでいかなくちゃいけないなというふうに思います。

〔敏森君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、敏森君。

4番（敏森正勝君） 1メガソーラーと言えば1,000キロワット。それだけ分を、しょうかなと思えば、大変な面積があるだろうというふうにも思います。

太陽光や風力などの再生エネルギーを活かした、災害に強い地域づくりを目指す自治体に対しまして、環境省は、計画策定などを支援する基金事業を2012年度に始めることを決めたとなっております。

災害で地域が孤立した場合でも利用できる再生可能エネルギーの導入を後押しする狙いがあるらしい。基金事業は、都道府県と政令指定都市が対象となっている、庁舎や学校など、公共の防災拠点への太陽光発電パネルや蓄電池の導入も助成するというようになっていよう。また、私立病院、私鉄駅、コンビニの、防災拠点となりえる民間施設も対象になり、風力、地熱発電などを行う民間業者も支援する。この基金事業は、公共施設の省エネ改修などを促進するために、2009年度に設けられた地域グリーンニューディール基金を活用し、関連費用として12年度予算案で121億円を確保して、複数年度にまたがる再生可能エネルギー導入も支援して、基金事業は、2012年度以降、5年間継続するというようになっている。

こうした環境省が行う基金事業を役立てるために、小規模であっても、将来の夢として考えるべきではなからうかなというふうに思うわけでございます。

まあ、中山間地は、太陽が当たらないというふうに考えておられるかもしれませんが。

しかし、中山間地とは、谷間だけではないだろうというふうにも思います。日当たりの良い場所もありますし、特定の地域だけを想定するのではなくて、新しい分野として考えていただきたいなというふうにも思います。

そういった面につきまして、答えは、当然、頂点は1つだろうというふうにも思いますが、現在から将来に向けて、人口減、地域等により、これから先、どのようにして地域を守っていくか。人の影をついていくのではなくて、発信は佐用から光をはなせるように、頑張っていかなければなりません。

そのためには、一歩でも早く、住民に安心を与えるような政策を考え、感動を与える政治が必要であります。

太陽光発電は、その1つとして、考えていただきたいなというふうにも思います。

要綱ができて分、一歩進んだ行政かと思いますが、更に規模拡大していくように、将来に向けてお願いをしたいというふうに思います。

高齢化が進む中、安心できる暮らしの確保が大切でありますけれども、安心・安全という言葉がよく出てきます。地域を守る1つの中に、今、申し上げている環境保全が重大な

意味を持つものと思います。特に、福島原発の事故以降、環境面で大きく取り上げられ、佐用町が発信できるものとして、案を出ささせていただきましたけれど、町長の意見、考えは、それ以上に、いい物があれば、お聞きをしたいなというふうに思います。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵途典章君） まあ、太陽光発電のことについてだと思っんですけども、当然、これまでもですね、例えば、防災面含めて、そういう夜間の照明等、太陽光発電、太陽光で蓄電をして、夜間の照明にも使うというような照明器具もですね、各地域に設置もしております。

また、今後、庁舎の整備も行っていく計画を予定しておりますけれども、当然、そういう中においても、モデル的にと申しますか、先進的に、太陽光のエネルギー、発電によってですね、パネルの設置をすることによって、電気の削減と、また、自然エネルギーの活用ということでの取り組みも、そういう事業の中で、今後、取り組んでいきたいと思っておりますし、これまでも、学校施設等にもですね、これは、やはりモデル、試験的に設置をしてきております。そういうことを踏まえた中で、また、次の段階として、そういうことを拡大をしていくという方向は、これはもう、当然、そういう方向だということで、示している通りであります。

それに加えて、現在のですね、この度の原子力発電所の問題から、国を挙げてですね、この再生エネルギーに取り組まなきゃいけない。これはもう、全国の自治体も一緒に協力してやっていかなきゃいけない。取り組んでいかなきゃいけない課題だと思っておりますけれども、これは太陽光だけではなくてですね、佐用町においては、私は、一番確実に、1つのエネルギーとして、利用できるのは、過去にも、ずっと利用してきた、この木質エネルギー。これは、やはり、これだけね、環境面からも含めて、エネルギー問題というのが、将来にわたる、非常に安定したものを求めていかなきゃいけない中で、安定したエネルギーとしては、木質エネルギー等は、やはりこれから、改めてね、取り組んでいかなきゃいけない課題だと思います。

その一方ですね、そのエネルギーをふんだんに使うと。これが当たり前ということで、それに対して、エネルギーを、いかにまた、供給していくかと、確保するかということになると、非常にこれは、また、無理があるんだと思います。

だから、やはり省エネ。エネルギーを使わなくても、使わない生活も、これから改めて考えていくこと、そういうことにも、やっぱり考えていかないと、これまで使ってきたエネルギーが、原子力のエネルギーが、これが使えなくなると、じゃあ、何かほかで、今では、もう既にね、足りないから、化石エネルギー、石油ですね、これの輸入がもう、膨大に今、増えております。それによって、これまで言ってきた、CO₂の削減と、いろいろ言ってきたことというのは、ある意味では、何か、忘れられたような感じになってますけども、それは、やはり、もっともっとやっぱり危険な状態を招くんじゃないかなということも思っております。

ただまあ、佐用町において、じゃあ、何ができるか。敏森議員が提案をされております今の農業の問題。耕地の荒廃している状況、これを、そういう制度なり、今の社会状況の中で、太陽のエネルギーの生産できる、そういう土地にね、できるんじゃないかということ。これは、やはり、佐用町においても、1つは、そういうことは、当然、ほかの地域でも、当然、取り組んで、考えておられますけども、考えるべきところだと思いますけども、

しかし、土地の、先ほど言いましたように、点在しているものを集約化して、ただ、まず、太陽光発電を設置できるというだけじゃなくって、やはり今は、農業は、農業として、できるだけ、土地の集約化ということが、非常に課題になっております。そういう取り組みは、まず最初にしていかなきゃいけない。農業の問題としては、農業の問題としても考えていかなきゃいけないというふうに思います。

〔敏森君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、敏森君。

4 番（敏森正勝君） 最後になんですが、夢を生むことによって地域が育む。地域が育めば限界集落は消滅する。あるいは遠ざかる。1つの発展によって、次の発展へと糸で繋がると。

余談なことかもしれませんが2月12日、宍粟の防災センターにおいて、福島の高齢農家の方が講演をされております。

原発さえなければと、自ら命を絶った友人がいたということで、こうした状況を考えて、いかに悔しさが、そこに滲み出ているように思われてなりません。将来のことを考え、環境にやさしい太陽光パネルの設置を、地域を挙げて考えていただきたいなというふうに思います。

町民のために、ここ、佐用が発信基地として、全国に広めるように考えていただきたいなというふうに思いますが、以上、これで終わりたいと思います。ありがとうございました。

議長（矢内作夫君） はい、以上で、敏森正勝君の発言は終わりました。

ここで、お諮りをいたします。昼までに、少し時間があるんですが、昼食のためということで、暫時休憩をしたいというふうに思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（矢内作夫君） はい、ご異議なしと認めますので、暫時休憩をいたします。

再開を1時といたしますので、よろしくをお願いします。

午前 11時42分 休憩

午後 01時00分 再開

議長（矢内作夫君） それでは、休憩を解き、会議を続行いたします。

続いて、13番、石黒永剛君の発言を許可いたします。

〔13番 石黒永剛君 登壇〕

13 番（石黒永剛君） 失礼いたします。13番、石黒です。

今回の私の質問は、防災を考える、望まれる年少期からの防災教育であります。

私達の町は、平成21年8月、未曾有の豪雨に見舞われました。しかも、人災を伴うといった甚大な自然災害でありました。

今回の私の質問は、年少期から、この災害体験を活かした防災教育を問うものでありま

す。

私ごとになりますが、昨年、世界遺産である石見銀山の帰り、出雲大社に参拝いたしました。奉加帳に住所を記したところ、禰宜、神主さんですね、から、町は復興されましたか。大変でしたねというような言葉を掛けていただき、驚いたところでもあります。東日本大震災の報道一辺倒の中であって、佐用町の豪雨災害は県外の人達にも風化されずに深く残っており、ご支援いただいたことを、新たにいたしました。

言語に絶する豪雨災害、その経験を子ども達に学習の場で活かせないだろうか。子ども達の学習において、この災害を検証し、活用する。そのことが防災教育ではないでしょうか。

中学校の卒業式、卒業生代表の孝本龍之介君は、答辞の中に、今、生きるということ、命の大切さを学んだと述べておりました。

少し、視点を変えて、子ども達の安全について考えてみたいと思います。

2月初旬、兵庫県主催の防災教育地域安全セミナーが、県の公館でありました。これは、最近、子ども達が、学校の登下校中、むしろ下校中と言った方がいいかも分かりません。また、一人遊びの時、一般的には声かけ事案という言葉で使われておりますが、そういった犯罪に遭遇する事案が多く発生しております。

県主催の、この防災教育セミナーは、子ども達自らが、安全を守るための意識づけと、大人社会に向けて、地域安全を啓蒙したフォーラムであったと、私は、思っております。その席上、子ども達が描いたポスターの優秀作品の中には、大きな声を出して逃げようとか、防犯訓練に参加しようとか、そういったことを、おもしろく絵をもって表現しておりました。

子ども達が、交通事故、自然災害、犯罪被害に遭遇する可能性が非常に高くなっている社会です。子ども達、自らが身の安全に努める学習を、学校、地域社会においても、今以上に考えていこうではありませんか。答弁、よろしく願いいたします。

〔教育長 挙手〕

議長（矢内作夫君） それでは、教育長、答弁。

〔教育長 勝山 剛君 登壇〕

教育長（勝山 剛君） それでは、私の方から答弁させていただきます。

防災教育を考える、望まれる年少期からの防災教育についてのご質問をいただきました。

まず、1番目に、防災教育を災害から自分を守る教育として、年少期から行う必要があると考えるがとのことでございますが、学校教育の中での防災教育は、兵庫県教育委員会が示しております新たな防災教育に沿って推進しているところでございます。その内容は、災害から自らの命を守るために必要な能力や態度を身につけたり、防災に関する知識の高揚を図ったりするなど、従来の安全教育に加えて、助け合いやボランティア精神など共生の心を育み、人間としての生き方を考える教育の実践を目指すとともに、被災した児童・生徒の心のケアに努める教育を総称したものでございます。

また、災害時に自分の命を守る自助の確立とあわせて、助け合いやボランティア精神など共助の心を育み、安全で安心な社会づくりに貢献する態度の育成を目指しております。

各学校の防災教育の実践方法として、年間教育課程に盛り込み、避難訓練と合わせて、各教科、特別活動、道徳、総合的な学習の時間などで、兵庫県の防災教育副読本、明日に生きるをはじめ、各種資料を活用して指導しているところでございます。

2つ目の、保育園、小学校、中学校において、平成21年8月豪雨災害を教訓とした防災教育は、交通事故防止、声かけ事案への対応をお尋ねしますとのご質問でございますが、防災教育は、安全教育の中に位置づけてあり、分類すれば、安全教育、災害安全、交通安全となります。

幼児や児童生徒が自ら身を守り安全を確保する能力を育成するため、各園、学校では、佐用警察署等の協力を得て、発達年齢に応じた交通安全教室をはじめ、防犯教室やAEDを用いた心肺蘇生法等の研修・訓練を実施しております。

また、幼児、児童生徒が、自ら危険を予測し、常に的確な判断のもとに安全に行動ができるよう、日頃から安全教育を推進しているところでございます。

声かけ事案への対応につきましても、佐用警察署、青少年育成センター、教育委員会等、常に各保育園・小学校・中学校・高等学校の連携のもと、メールやFAXで情報を共有し、幼児、児童生徒、教職員の安全確保につとめております。

以上、この場からの答弁とさせていただきます。

〔石黒君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、再質問、13番、石黒君。

13番（石黒永剛君） 今回の質問の中に、添付資料を3枚付けております。これはまあ、本日、この断層、地震の話は、あまり、避けたいと思うんですけれども、国土地理院の断層図が、ちょっと手に入りまして、これをパソコンに落とし、皆さん方に、参考に見ていただければいいかなと思ひまして、付けております。これは、佐用町の断層図です。

で、まあ、少ししますけども、断層図の中には、地名なんか全然入ってないわけなんです。この断層図の直線的な物、点線的なものだけの表示で、ちょっとここまで持って来るのにも、相当時間がかかったといういきさつがございます。まあ、一度、こんなものがあるんだということで、参考までに、見ていただければなということで付けております。

更に、その次ですね、これは、後にもずっと、関係、私の質問の中で関係していきましますけども、佐用高等学校の校長先生からのメッセージだというふうに受け止めていただければいいと思います。で、後の方に、災害に学び、人間尊重の精神に基づく教育の充実を図るというところで、佐用の高等学校においても、災害を経験して、その上で、災害を経験した、その活動録というものを、実はもってきてます。しかしながら、これをですね、資料として付けようかと思ったんですけれども、枚数が多いと思いますので、これは議長にお願いしたいんですけれども、これは、議員控室の方で置かしていただきます。

議長（矢内作夫君） はい。

13番（石黒永剛君） また、一度、目を通してやっていただきたいと思ひます。

で、それが高じれば2月18日の鶏の話に入ることなんです。

さて、質問を続けまして、今朝、私が、この会場に、議場に車で来る時に、今朝は、参議院ですかね、予算委員会がありました。その席で、少し、そこまで言ってもいいのかなと思うような言葉がありました。関東、東京地方は、直下型の地震が70パーセントというような確率が示されておりましたし、また、一方では、40パーセントというようなこともありましたけれども、その影響か、この状況は、切迫した対応を考えているという大臣答弁がありました。まあ、本当に、そうなるんかどうかは、分かりませんが、地震予知連の会長さんは、可能性がゼロパーセントでない限り、心構えだけは、持って行って

欲しいと。

で、私は、結論から先に述べますけども、この佐用の地で災害を経験し、そして、年少期から、この災害に対する心構えをしっかりと、子どもに植え付けておけば、この佐用の子ども達が、世界のどこにはばたいていっても、そこで自分を守ることができるんだと。更に、自分を守るということは、人も守ることだってできるんだというものの考え方で、私は、今回の質問を申し上げます。

そして、そのことをしっかりとすることが、亡くなった小林君、あの霊をなぐさめるためにも、私は、なると。なるんではないかといった思いから、風化しないうちに、これはいい教材として、しっかりとやっていただきたい。

で、まあ、学校の現場は、管理下の中の子ども達です。私も、警察の方と一緒に、刺股の訓練も江川小で見えてまいりました。答弁いただいている中にも多く合致していますので、今回、私一人の個人的見解が走るかも分かりませんが、できれば、答弁のほど、よろしく願いいたしたいと思います。

実は、これ、当然、井上議員の方でも出て来ると思うんですけども、石巻の奇跡。これも述べるまでもないことなんですけど、しかし、片や大川小学校の悲痛な、この災害がありましたね。これは、先般の週刊現代に、大川小学校の子ども達の証言というものが出てます。読むに耐えられません。私も現場に行きましたけども、その時の状況を、現場に居た時の、そして、その子ども達の証言、地域の大人の皆さんの証言と合わせた時に、もう少し、今から言えばおかしいんですけども、この防災に対する知識があれば、まだ、一人や二人は助かっておたんじゃなかなというような気持ちがいたしております。

で、今回、私は、この質問を申し上げる、一番のあれになったのは、佐用町においても助けていただきました。今、気仙沼に、私の友達が行っています。去年の3月から。で、彼は、佐用、防府、それから上信越、至る所のボランティア経験、持って、今、気仙沼でやっています。これは、町長さんにも、少しお礼の言葉があったので、伝えておきたいんですけども、私は、小学校6年生の時に、一緒に佐用の小学校に通った友達があります。彼は、兵庫県の防災士です。で、先般も、佐用のここでありました。そして、その翌日に、町長さん、姫路の方にも行かれて、災害の、出られましたね。佐用の町長さんは、非常に熱心にやっておられるなど。感心するわというような言葉を藤本君は述べておりました。

それから、先般、この防災のシンポジウムに行きましてね、知事も、よう頑張っておられますなというような言葉を聞いておりますので、お伝えしておきたいと思います。

まあ、話が非常に長くなりんですけども、この防災教育、経験からという、その質問を申し上げているんですけども、経験したがゆえに、特色だった子ども達の教育と、地域の皆さんに伝えるべきメッセージというようなものが、特段ありませんか。

〔教育長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、教育長。

教育長（勝山 剛君） 先ほど来、石黒議員の方から、いろいろとお話受けた時に、まず1つは、大川小学校の惨状を見た時に、私も学校現場におりまして、学校長の職をいただいておりますけれども、例えば、修学旅行に連れて行って、50人、100人連れて行きますが、普段、何も無い時にはですね、非常に楽しいものばかりが経験したり感じたりして帰って来るわけですけども、最近は、そういうことよりも、本当に、地震が起きたらどうするんや。台風におうたらどうするんや。てんでんばらばらに行動している時に、どうして、その100人なら100人の者を掌握するんだとか、そういうことをですね、今、学校現

場では、話題というか、心に持って対応しているところです。

これは、今回の東日本大震災だけではなくて、また、淡路大震災だけではなくて、まさに、あの、21年の佐用の水害、このことが、やはり身近に感じている部分だろうと思います。

それから、先ほど来、21年の水害のことについても、これが、佐用の防災教育とか、また、子ども達に、その経験したことから、どう自分で自分を守るのか。そして、他の周りの人達に、どう支援をしていくのか。こういうことを、身を持っていける。

ただ、先ほど、答弁しました、兵庫県の防災教育の資料をもって、教育は進めますけれども、基本は。その中には、佐用で経験したことが、今までは、かみ合わない部分がありましたけれども、やはり身近なものとして、その資料、そして経験したことから、子ども達に感化していると。私は、そのように理解をしているところです。

例えば、1つ例を挙げますと、水害が起こって、その後ですと、佐用町のある学校の5年生が、壁新聞を作りました。これは、皆さんもご存知かと思いますが、新聞に出ておりましたけれども、これには、自分達が、水害が起きて苦しかったこと、困ったこと、お父さん、お母さんが一生懸命、前向きに生活していったこと、地域の人達が一緒になってやったこと。また、ボランティアの方々が、大勢来てくれて、自分達が非常に喜ぶということ、助かったこと、いろんなことを、この壁新聞に書いております。

こうしたことが、これは一学校の例ですけれども、ほかの学校にも、これに類似したことがたくさんありますし、また、佐用町の人権教育研究協議会、これ、毎年、2010年で36号になっておるんですけれども、ここ付箋つけておりますが、これ全て水害、そして、東日本大震災等々のことから、自分の生き方、そして町の将来のあり方、そういうものを綴っております。これらは、きっと、これからの子ども達の防災教育に役立っていくだろうと、そのように確信しているところでありますし、まあ、これは、保育園から高校生までの一部の文書、作文ですけれども、出ております。こういう物を活用して、今後、防災教育の充実に努めてまいりたいと、このように考えております。

〔石黒君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、石黒君。

13番（石黒永剛君） はい、ありがとうございます。

で、私、防災教育の結果に、どのようなものを求めていいんだろうかなというようなことで、いろいろと言葉を探ったわけで、探したわけなんです。

昨日になるんですけどね、神戸新聞に、これ、このことだというようなことを書いております。ちょっと、読みますね。

未来を予測し、備える防災教育を受けることによって、そういう能力をつけると。

それから、2つ目にね、主体的に行動し、命を守ることができる。

で、3番目に、人と人とのつながり、協力する。絆ですね、このことは、実は、私、この、先ほども申しましたように、佐用中学校の卒業生の孝本君が、先ほど言いましたね、命を守るだったかな、答辞の中で、生きるということ。そして、命の大切さを知ったと。これはもう、そのものを、この災害から学習してくれたなと思っております。

そして、佐用高校のことに、ちょっと移らせていただきたいと思うんですけれども、佐用の高校生が、また、この3月の16日、石巻に自分達の作った苗を持って行くようです。で、佐用の子ども達が、これほど多くのね、地域に話題を提供したというものを、ちょっと、私、分析したわけなんです。発生と同時に、彼らは災害ボランティアに行った。汗を

流してくれました。で、そのこと自体が、私達ができることは何だろうということから始まったんだろうと思うんです。即ち、高校生としての町の立ち位置。自分達が、何を今、ここで何をすべきだという、立つ位置ね。分かっただけですか。立ち位置。そして、それから、人と人とのつながりの中に温かみを感じたり、人間的なふれあいを感じたり、それこそ、今、絆からはじまる佐用の復興。その絆というものを感じ得たんだと思うんです。

そして、そのことは、特色ある学校づくりにつながってきていると。そして、こないだ予算委員会で、前澤課長が、鶏の話を、後継者育成で話されていました。この中に記事で取ってますけれども、まちづくりまで、彼達の思いは、醸成されたというのか、きたということだと思うんです。

ところが、これは、次の質問にもなるんですけれども、実は、学区編成というものが、今、あるわけなんです。で、校長先生は、かつて、あれは、青少年問題協議会の場だったと思うんですけれども、佐用の高等学校も、このまま行けば、そういうことにもというような危惧の話をされておりました。で、これは、私達から見れば、佐用町でとっては最高学府なんです。皆が、佐用の高等学校に、目を今、向けてあるということが必要であるんじゃないかなと思っております。

次の質問に入ります。これは、ここでさせていただいたらいいんですね。

議長（矢内作夫君） はい、どうぞ。

13 番（石黒永剛君） 次の質問は、学校適正化の話です。ちょっと質問の内容を、かいつまんで話させていただきます。

先端企業のあるオーナーは、企業に生きるものはその時代の変化を敏感にとらえ、即対応していると述べていらっしゃいます。時代に、敏感、機敏に対応する。そのことは、何事においても共通するものだと思っております。したがって、行政にあっても、そうだと思います。

で、時代を取り入れた新教育基本法ですね、兵庫県も、先ほど述べましたが、学校、高等学校の通学区の再編を行いました。これは、やはり少子化、過疎化の進む状況を見た時に、機敏に対応されているんだなと思っております。

そして、予想外の高齢化と出生率の低下、少子化、そういったものを考えた時に、大変な人口格差が、今ここで発生しております。しかし、私達の町は小さな学校を、いかに統合というようなテーマになっているようなんですけれども、私は、1,200 人の生徒を抱える校長先生と、昨年暮れには、少し話をしてきました。そのことは、勝山教育長にも、ちょっと、その端の話はしておりますけれども。

で、小規模校を廃止し、単に効率化を求めるというものだけやなくしてね、教育格差をでき得る限り最小限、最大限の努力によって、優秀な人材の育成を考えるというものであると、私は思っています。

質問書の趣旨は、説明会、懇談会を繰り返し行って、地域対応の中から出てきた問題点、それに対するの当局見解というものを求めております。加えて、現行政規模からした、見た、学校の規模をお尋ねいたしたいと思っております。

議長（矢内作夫君） 2 問目答弁、教育長お願いします。

はい、登壇して。

〔教育長 勝山 剛君 登壇〕

教育長（勝山 剛君） 失礼します。

それでは、学校規模適正化、その課題整理と対応を問うとのご質問でございますが、この学校規模の適正化につきましては、平成 23 年 9 月、第 45 回定例会におきまして、教育基本法改正と、その背景にある諸問題についてとしてのご質問をちょうだいし、議員のご指摘がありましたように、社会状況が大きく変化して、教育現場においても様々な課題が指摘され、これら佐用町も例外ではなく、その傾向は顕著であり、教育改革の必要があると、ご理解いただいているところでございます。

その抜本的教育改革として、国においては教育の理念法・根本法であります教育基本法が全面改正され、また、佐用町においては、これら現状に即応した教育の振興を図るため、同法に基づく教育振興基本計画策定するための佐用町義務教育等の振興に係る基本方針策定委員会条例を平成 22 年 3 月定例会に上程し、全議員の議決をいただき、佐用町における教育改革の第一歩を踏み出したものと考えています。

そして、基本方針策定委員会条例第 4 条の規定による公募の委員 3 名を含む 20 名の委員に協議・検討、教育委員会への上程・承認を経て、平成 23 年 1 月に策定した基本計画と、その計画に基づく佐用町学校規模適正化推進計画（全体計画）を、平成 23 年 3 月 2 日に総務常任委員会へ、同月の 4 日には、全議員へ配布し説明をさせていただいたところでございます。

そうした過程を踏まえて、諸計画の概要版等を全戸配布し、学校規模適正化計画に沿って、町内 10 校区での説明会の開催、懇談会等の設置などの概要説明、また、PTA や保護者との意見交換会の開催経過などや、その具体として、懇談会等の設置形態、委員の構成、設置目的、小学校区・保育園地区別懇談会・調整会議設置予定案等について、平成 23 年 10 月 19 日に全議員協議会に報告し、更に、同年 11 月 21 日に、懇談会等で基本的課題等を協議する際の留意点 5 項目と、その基本的課題等 10 項目を提示させていただいたところでございます。

これら留意点 5 項目、基本的課題等 10 項目につきましては、校区別の説明会や意見交換会において、基本計画、規模適正化計画等を踏まえて、皆様から出された疑問や課題等を整理し、まとめたものでございます。

この留意点・基本的課題等につきましては、議員が通告書においてご指摘のように、懇談会・委員会において、なぜ、今、複式学級の解消が必要なのか。などの課題等に対して、町の考え方を付して、より良い教育環境を皆さんとともに創るため、一つ一つの項目を委員の皆さんに十分な協議・検討をしていただきたいと考えているものです。

その結果、教育の現状と将来を見据え、町の責務として、法の趣旨に基づき、将来を見据えた教育の振興上、児童生徒にとって理想とする学校規模等を明記する諸計画の方針に沿って、今後とも全力をあげて推進して参りたいと考えているところです。

最後になりましたが、本町が目指す具体的な学校の規模につきましては、小学校は、1 学級 20 から 24 人程度、1 学校 120 人以上。中学校は、1 学級 25 から 29 人程度、複数学級以上で 1 学校 240 人以上としておりますので、ご理解を賜りますようお願い、答弁とさせていただきます。

〔石黒君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、それでは、2 点目、再質問、石黒君。

13 番（石黒永剛君） 学校規模の件につきまして、聞かせておいていただくというところ

で、止めさせていただきたいと思います。

で、ちょっと、私、昨年の9月に、この教育、改正教育基本法について、質問させていただいたと思っております。

で、まあ、ちょっと、その関連、流れからお聞きしたいんですけども、この基本法は、確かに適正化の話も入っておりますけれども、その時にもお話しさせてもらったと思うんですけど、生涯学習体系、それから、家庭教育の充実、それから幼児期の教育、就学前教育ですね、これが謳われておったと思うんですよ。このいったものは、どのような形の扱いになってますか。

議長（矢内作夫君） 教育長、答えますか。

〔教育長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、教育長。

教育長（勝山 剛君） まず、幼児教育につきましては、今までにも、何回か、お話をさせていただいたところですけども、今回の佐用町の教育振興計画の中に、やはり、継続的な教育をすべきだという意見が、非常に強うございましたし、今、佐用町は、保育園での保育中心であります。就学前教育、少なくとも3歳児から5歳児、この年齢につきましては、小学校への移行と、スムーズな移行ということを考えまして、是非、保育だけではなくって、教育的なことも考慮しながら、保育、教育を進めていかなければならない。このように認識し、今現在、進めているところでございます。

家庭教育、生涯教育につきましては、新町発足以来、教育委員会から、町長部局の方に、社会教育を事務委任していると、こういう状況でありまして、今、教育委員会が所管、管轄しておりますのは、小中学校のPTA組織をもって、今、進めておるところです。これにつきましては、まずは、子どもを持つ親、そして、佐用の教育に協力していただかなければならない保護者、こういう認識の下に、今の現状、子ども達の現状をつぶさに見ていただき、家庭の状況も、しっかり理解していただいております。

そういう中で、教育委員会と学校、協力しながらですね、例えば、PTAの参観日、また、個別懇談等々を活用しながら、また、外部の講師を招へいして、子育て、家庭教育について勉強をしていただくと、そういう機会を持っておるところです。

また、保護者、特に、小学校の保護者については、PTAで、いろんな奉仕作業だとか、廃品回収だとか、いろんなことをしていただいております。この、年に何回もあるものではありませんけれども、これを機会に地域との交流を持っていただいております。こういうことでございます。以上です。

〔石黒君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、石黒君。

13番（石黒永剛君） ちょっとまあ、社会教育という、時間、ことについて時間を持つ機会がないんですけども、わが町の生涯学習体系というものは、どういう形になっていきますか。

生涯学習課長、どうです。

議長（矢内作夫君） はい、生涯学習課長。

生涯学習課長（保井正文君） 本日の質問の答弁としては、用意しておらんのですが、以前、そういうお話があった時に、行政部局で、生涯学習、要するに、教育部局じゃない所で担うというようなところで、本町、合併以来、協働のまちづくりということで、住民が参画して、まちづくりをやっていくと。で、地域づくり協議会を通じて、まちづくり協議会と、そういう下部組織を経ながら、住民一体という形で進んでおります。

で、その地域づくりの根幹は、これは、生涯学習だという形で、以前、それぞれ地域づくり協議会の中で、13 ある中で、以前、報告させていただきましたのは、11。もう既に13 あろうかと思うんですが、そういった地域づくりの中に、生涯学習の精神を盛り込んで、そういった積み上げが、まちづくり推進計画の中に織り込まれるという流れになろうかと思えます。

で、教育基本法の絡みの中で、学校教育と合わせて、生涯学習体系、あるいは計画も同時に体系化して、できれば良かったんですが、ご承知のように、21年の災害によりまして、地域づくりを中心とした、まちづくり計画の方が、今、ようやく、形ができてまいる段階になっております。

で、そういった、一時、合併後、遅れがありましたので、そこへ、先ほど申しましたように、佐用は、協働のまちづくりという中で、上から目線の生涯学習体系、あるいは、計画を早急に用意するのはいかがかというところで、同様に遅れを呈しております。

しかしながら、いろんな計画もございしますが、議員ご指摘の、青少年につきましても、子ども・若者支援というような形の法律もできております。そういった中で、遅ればせながら、一体化したものを、行政の中でではございしますが、ポツポツ、子ども・若者支援については、形ができてつあります。

それから、生涯学習につきましても、そういった、まちづくり計画の中で進んでいったものを集大成した形で、遅れてはおるんですが、計画を、今後進めていくように、考えております。

答えになるか、ならんか分かりませんが、以上のような状況です。

〔石黒君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、石黒君。

13番（石黒永剛君） 生涯学習についての質問は、申し上げておりません。ただ、流れとして、ちょっとお聞きしたわけです。

今日、教育長の答弁を聞いていますと、これ、私達、議会の方に、適正化特別委員会を設置した資料の時に、出していただいた資料があるんです。その資料をくっつければ、話の流れが分かったなと思っておるんです。

で、この中にね、平成22年の8月に、次世代育成支援行動計画策定作業開始とあるんですね。で、今日、私の手元には、これ、後期が出ているんですよ。持っているんです。前期は、一体、どういう形になっておるんでしょうね。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、健康福祉課長。

健康福祉課長(野村正明君) 次世代育成につきましては、ご案内のとおりですね、国の方で、平成 15 年だったと思うんですけども、子ども達がですね、健やかに生まれてきて、健やかに育って、例えば、佐用町で生まれたら、夢ある教育を受けながら、夢をですね、自分で実現できるような、たくましい子どもに育てて欲しいというのが、私、一般、個人的に思います。

そういう中で、昔はですね、今もそうでしょうけれども、家庭と地域と学校がですね、三位一体になって子どもを育てるという良好な関係があったと思うんですけども、今ですね、ご案内のとおり、少子高齢化の中で、なお且つ、核家族化という課題が出ております。親も、そこでですね、非常に悩んでですね、いっぱいこう、課題を持ちながら、慣れない子育てをされておるといふような位置付けの中で、じゃあ、やはり、先ほど言いました三位一体の中の地域、これが一番、これからですね、大事ではないかなと。

地域力を上げていって、子ども達の育成の支援をしていくと、そういう観点からですね、町が、若干のリーダーを取らせていただいて、平成 17 年 10 月にですね、次世代育成の、向こう 10 年間のですね、5 年間の前期計画を立てたということでございます。

その中では、子ども達が大きくなるまではですね、一般的に、医療、保険、それから福祉全般ですね、なお且つ、教育力も高めなければいけません。そういった中で、そういった関係の方々にお集まりをいただいて、いろいろな課題を整理する中で 5 年間頑張っていくこと。地域挙げて子ども達を育てていくことというこの前提で、この 5 年間でやらせていただいたと。前期については、そういうことでございます。

〔石黒君 挙手〕

議長(矢内作夫君) はい、石黒君。

13 番(石黒永剛君) 法の流れは、ここに確かに書いてあります。

で、まあ今、24 年に入っているわけなんですけれども、もう後、26 年まで時間がありませんね。

で、まあ今、ちょっと聞いたのが、大切なのは、地域力を高めるというような文言が述べられたんですけども、これどのような手腕でやられます。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長(矢内作夫君) はい、健康福祉課長。

健康福祉課長(野村正明君) 先ほど、前期とお尋ねになりましたので、前期を申し上げたんですけども、後期については、平成 17 年から 21 年ですから、平成 22 年からですね、26 年の 5 年間について、最終の、まあ言うたら段階に入ったということでございますけども、現実的にはですね、申し訳ないんですけども、災害がございまして、若干の遅れを取っております。

先ほども言われましたように、22 年の 8 月からスタートして、実際にはですね、平成 22 年の 11 月に完成をしているんですけども、お尋ねの地域の問題でございまして、そんなにはですね、変わったことはできないわけですけども、先ほど言いましたように、生まれてからですね、育つまでの、あらゆる分野ですね、それ言いますと、もう一度申し上げて申し訳ないんですけども、医療とか、保険とか、あるいは福祉全般、教育力、そういった部分で、やっぱり網羅したようなね、地域、プラス、行政も当然でございまして

ども、力を合わせて、子ども達を育てていくには、どういう課題があるかと。これは、アンケートも通したりして、整理する中で、前期の課題も整理しながら、後期の策定を位置づけたということでございます。

併せまして、先ほど来よりお話が出ておりますように、並行してですね、教育基本法の改正を見る中で、確か、前半、20 ページぐらいだったと思うんですけども、後期計画の中には、今のですね、少子化の現実を踏まえる中で、アンケートを通した、親のニーズも把握しながらですね、学校との一体的な部分もございますので、就学前教育を観点においた適正化の問題についても取り組もうというふうな位置づけをさせていただいております。

〔石黒君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、石黒君。

13 番（石黒永剛君） お教えいただくような口ぶりでありありがとうございました。

この問題も、これで置きますけども、助役、副町長に、ちょっとお伺いしますけども、昨年、11 月 16 日、江川地区の懇談会の場においてね、あいさつの中で、複式学級を避けたいというような言葉が述べられておりました。ちょっと深く、この件について、見解をいただきたい。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） これは、教育長が、

〔石黒君「町長が答えられますか」と呼ぶ〕

町長（庵逄典章君） いやいや、助役がですか。

13 番（石黒永剛君） あのね、実は、江川で、副町長が、そのことを述べておられるんです。

町長（庵逄典章君） 町長か助役いうて言われたから。

13 番（石黒永剛君） いやいや、副町長。

議長（矢内作夫君） はい、副町長。

副町長（高見俊男君） 確か、その、地域に回る時の、一番最初のあいさつの中で、そういったことを申したと思っております。

まあ、それは、どこの校区も同じことを申し上げて来たんですけども、教育委員会の方からも、度々、こういうことについては、お話がされておりますように、複式学級を解消を図りたいと。そして、この規模の適正化については、複式学級のある所からですね、順番と言いましょうか、そういうことを、なるべく解消を図っていきたいということで、方針で臨まれているというふうにご考えておりますけども。

〔石黒君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、石黒君。

13 番（石黒永剛君） 今日は、町長、休んでいただくつもりであります。
実はね、副町長にお伺いしたいんですけども、なぜ、複式学級を解消せなならないのでしよう。複式学級は、どこに問題点があるんです。

〔副町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、副町長。

副町長（高見俊男君） これも、地域の中でも、あるいは、そういう行政の中でも、いろんなことがありますけれども、一概に、いい、悪い、それは、複式は複式でいいところもあります。そういった議論が、されている状況でございます。

ですから、どう言いますか、なぜと言われるか、まあまあ、全般としてですね、今の複式学級の中でされるということは、授業の中で、5年生と6年生と一緒に、1時間の中でですね、それをされると。通常であれば、その1時間の内の全てが、6年生だったら、6年生ができるんですけども、そういう、半分になるのか、4分の3になるのか、そういったようなことがあるので、十分なことができないというような考え方から、まあ1つはですね、大きな要因じゃないかなと。

それは、そういうことを解消したいということが、一番のと言いましょかね、大きな部分じゃないかなと、私は、思っておりますけど。

〔石黒君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、石黒君。

13 番（石黒永剛君） 教育長にお尋ねしますね。
適正化というものは、良好な教育環境の整備ということですね。

〔教育長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、教育長。

教育長（勝山 剛君） この計画案をご提示した時にも、お話ししましたように、少なくとも、子ども達が、今よりも、より良い教育環境の中で、育てたいと。そういう思いであります。

〔石黒君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、石黒君。

13 番（石黒永剛君） という物の考え方から入れば、複式学級は、あまり望ましくない

いうことになるんでしょう。

私ね、ちょっとこの問題で考えるのに、何も複式学級がいい、悪いという言葉を使っても、根本的にはね、やはりね、その姫路の1,200人の学校の状況を見れば、異常ですよ。先生の目の届かない所もたくさんあります。

で、片や、こうして、そこも適正化の問題を考えていかなならない。

ここは、どっちかと言うと、小さくしなければならぬ。私達の町は、まあ、先ほどおっしゃった規模ぐらいには、努力したらええなど。そうすることによって、教育格差は、田舎という言葉はお許し下さい。あっても、それなりに、最高の努力をすることによって、これは是正されるんだというように、私、捉えております。

しかしね、一人や二人で、やはり、これはちょっと、無理なところがあるんじゃないですか。

こうして話をしておれば、議員は18人です。いろいろと意見があります。多ければ多いほど、いい意見が出て参ります。一人二人では、これはもう、議会になりませんよね。

やっぱり、そういうことも言えるんじゃないかなと思っております。

で、まあ、懇談会についてね、私自身の、これはちょっとあれですけども、今、適正化法によって、行政がなさなければならぬのは、絵を描かなければならぬことが義務付けられてますね。このことについて。

そして、地域の皆さんは、そういった所からの情報を得て、やはり、地域としての形づくりを考えていかなならない。

ここで、行政側の描いたもの。地域が行政からもらったもの。また、それぞれが、知識の中で培ったものから、地域は、地域で形づくりよう考えておられます。その形がね、いかにマッチングするかと。させばいいかというのが、これ、懇談会、説明会ではなく懇談会だと思ふんですよ。

ですから、私自身は、どういう課題が、地域から出てますかと。そして、それに対して、どのように、その問題を解決じゃなくして、整理して、また、地域にバックされてますかというのを、実は、今回の質問の、私の気持ちやっただんです。

そやから、先ほど、聞きましたら、これ、私ちょっと、もらっておるんか、もらってないんか、これ、もらっておれば、失礼な言葉になるんですけども、5項目の10、5、何かという言葉がありましたね。それ、ちょっと、質問が、短く話してはますけども、皆さんにも分かるように、ひとつ詳しくお願いします。

〔教育課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、教育課長。

教育課長（坂本博美君） それでは、失礼します。

今言った、5項目については、留意点という表現を教育長、したと思うんですけども、その前に、基本的課題というのは、これから今、一つ一つ、皆さんと懇談会で協議していく内容なんですけれども、この基本的課題の大元は、これまでやった説明会や意見交換会での意見を集約して、大きな芯になる問題です。例えば、統廃合の形式とか、通学の方法とかね、それが、約10項目あります。それを協議、基本的課題を協議するのに、まず、どこに注意しましょうというのが、留意点です。

それは1つは、複式学級については、小学校は複式学級の解消と、それから保育サービスの充実、内容ですね。

それから、長期的視野に立った保育園・学校の検討。目の前で直ぐ繰り返すようなこと

は避けましょうという意味で長期展望ということと。

今度は、通学方法については、その距離や安全性に特に注意と。

それから、総合的な整備をしていくのに、やっぱり原則は、既存の物を有効に活用しながらやっていくというようなことの5項目をですね、留意点にしなから、基本的課題を1個、1個解決していきたいということのものでございます。

〔石黒君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、石黒君。

13番（石黒永剛君） まとめは、私達、まだ、いただいてませんね。

教育課長（坂本博美君） はい。

13番（石黒永剛君） ありがとうございます。

まあ、委員会がありますんでね、そのまとめを、また、出していただきたいなとお願いしておきます。

それから、この江川小学校、同じ11月の16日です。へき地研いうてあるんですか。へき地学校研究会か何かいうのあるんでしょう。それで、江川小学校が、かなりいい評価をされたらしいですね。それ、されたのになというように、父兄の中から言葉がありました。されたのになって。

で、私、それから、まあ、ずっと自分が考えてみるのに、へき地学級という言葉自体が、子ども達にとっては、悲しいことではないかなと、私、思うんですけど、どう思われます。

〔教育長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、教育長。

教育長（勝山 剛君） 秋にありました、へき地教育研究会、これについては、今まで、幕山、江川、三河小、この3校がへき地指定ということになっておりましたけれども、今、へき地指定の基準も変わっておりますので、何ですが、まあ、従前から、佐用町については、その3校で年に1回、指定をしてですね、研究を、その成果を発表すると、こういうことにしております。

まあ、その中に、西播磨とか、兵庫県だとか、全国だとか、まあ、そういう研究指定と絡んでですね、研究したこともございます。

で、私は、講師の先生が、江川小学校のへき地研究会で、ああいう評価をされたことは、妥当だと思いますし、そのように、一生懸命、今、江川小学校の先生は、頑張ってくれております。

それと、学校規模適正化とは、合致しないわけで、更にいい教育ができる環境というものを考えていこうというのが、今の進めておる内容でございます。

〔石黒君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、後2分です。石黒君。

13 番(石黒永剛君) へき地であるということが、本当に悲しいことかと私は、思います。
で、最後にですね、江川小学校のお父さんの話を話させていただいて終わりたいと思います。
実は、気持ちとして、利神小学校に行きたい。しかしながら、利神小学校が、統合から今日までの姿を見た時に、やはり、これから先、そういう道をたどるのであれば、私達の次の子ども達の教育のことを考える時、今、佐用への選択しかないのかなというような話をされておりまして。
で、最終的には、教育は、教育長がおっしゃるように人づくりです。で、今、命ある私達が、次に生まれてくる子の教育環境を、今これ、考えよんです。論じよんです。
それを思った時にね、決定するということは、非常に難しいなと思う。責任を感じます。
私達も自分が、今、いろんな、反対であろうか、賛成であろうかというような質問しましたけれども、私自身、今、ニュートラルです。しかし、これを、どこかにギアを入れながら、そういう時間があるんです。
まあ、山本委員長を筆頭に特別委員会で、いろいろと、そちらからの情報を出していただいたり、議会側の意見も出したりして、いい道を作っていこうではありませんか。終わります。

議長(矢内作夫君) はい、以上で、石黒永剛君の発言は終わりました。
続いて7番、井上洋文君の発言を許可いたします。井上君。

〔7番 井上洋文君 登壇〕

7番(井上洋文君) それでは、7番、公明党の井上洋文です。今回、私は、2点の質問を行います。
第1点目は、防災対策についてお伺いいたします。
まず初めに、イとしまして、防災会議に女性の登用についてお伺いいたします。
東日本大震災から1年が過ぎ、被災地では、本格的な復旧、復興が行われている一方、全国各地では、今回の震災の教訓を踏まえ、防災対策を見直す動きが活発化しております。その中で、公明党女性防災会議が実施をした、女性の視点からの防災総点検の調査結果を公表いたしました。調査の中で、女性の意見が反映してない実態が明らかになりました。本町防災会議の中にも、女性委員の登用は1名もありません。女性は、地域の中で、介護や子育てといった具体的な物事の経験を通じて、子どもや高齢者、生活者の視点を持っております。防災会議の中に、女性委員を登用すべきと思いますが、お伺いいたします。
口としまして、防災教育について、お伺いいたします。
東日本大震災を受け、学校や地域での防災教育の重要性が再認識されております。釜石市で、大震災の発生時に学校の管理下にあった小中学校が全員、津波から逃げ延びた事例が、釜石の奇跡として、全国から注目されております。釜石市では、2008年度に、文部科学省の防災教育支援モデル地域事業に指定され、小中学生に対する防災教育を日頃から推進しており、こうした取り組みが実を結んだのではないのでしょうか。
文部科学省は、平成24年度予算案で、新規事業として、実践的防災教育総合支援事業を盛り込み、全国から約1,000校を募り支援する予定でございます。
1、小中学生に対する防災教育は、どのように取り組まれておられるのか、お伺いいたします。
2としまして、実践的防災教育総合支援事業に対し、検討し募集に対して準備をしてはどうでしょうか。

八としまして、町内福祉施設との避難協定についてをお伺いいたします。

災害に備え、災害時要援護者のための福祉避難所の確保を目指し、町内の福祉施設と協定を結び、町民に周知をするようにしては、どうでしょうか。

以上、第1点目の質問をお伺いいたします。

議長（矢内作夫君） はい、町長、1点目について、答弁願います。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、井上議員からのご質問、まず最初の防災対策についてのご質問にお答えをさせていただきます。

まず、その防災対策の最初に、防災会議に女性の登用とのご質問でございますが、佐用町防災会議の委員は、兵庫県の知事部局の職員のうちから町長が任命する者、兵庫県警察の警察官のうちから町長が任命する者、また、町長がその部門の職員のうちから指名する者、それは、教育長、消防長、消防団長、指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者、また、知識又は経験を有する者のうちから任命する者、その他、町長が必要と認める者などということで、現在40名で構成をしております。平成23年5月に佐用町防災会議を開催しておりますけれども、議員ご指摘のとおり、この中には、女性の委員はいらっしゃいません。

全国的には、地域防災計画などの防災対策に女性の意見が反映されていないとの調査結果が報告されておりますが、佐用町地域防災計画の見直しに際しましては、関係機関に意見聴取を行なうと共に、広く町民の皆様から意見募集を行い、皆様の意見を反映できる仕組みにいたしたところであります。

今後は、女性の視点・立場からのご意見が直接会議で反映ができますよう防災会議の委員に女性の登用も検討をしてみたいと思っております。

次の口の防災教育については、後ほど、教育長の方から答弁をいたします。

次に八の、町内福祉施設との避難所協定はとのご質問でございますが、福祉避難所は、耐震・耐火構造や、浸水のおそれがないなど、施設自体の安全性が確保されていることや、バリアフリーや避難スペースが確保されていることなど、要援護者の安全性が確保されていることを考慮して、昨年秋から各施設に協力を依頼するため、趣旨の説明に訪問をして、協力を求め、了承をいただいて来ましたので、災害時における福祉避難所としての施設利用に関する協定書を結ぶよう、現在、準備をいたしております。

なお、福祉避難所は、身体に障害や避難所生活に支障のある方を収容するための避難施設であり、周知は可能でございますが、避難所設置は、町から施設に依頼して開設されるもので、避難者が希望して入ることはできません。災害が発生しても一般の避難所とは同時に開設するものではなくて、一般避難所で避難者の身体的異常を確認の上、必要に応じて施設と連絡をとり開設するものとなっております。

以上、簡単でございますが、この場での答弁とさせていただきます。

議長（矢内作夫君） はい、それでは、防災教育について、教育長、答弁願います。

〔教育長 勝山 剛君 登壇〕

教育長（勝山 剛君） 失礼します。引き続いて、防災教育についてのご答弁とさせていただきます。

なお、石黒議員への答弁と一部重なるところがあるかと思いますが、お許し下さい。

命の尊さや助け合いの大切さ、ボランティア活動の重要性等、震災から得た教訓を引き継ぎ、人間としてのあり方を児童生徒に考えさせる兵庫の防災教育に、現在、取り組んでおります。

特に、避難訓練におきましては、災害時に児童生徒が安全に避難できるよう、各学校で学期に1回以上実施しております。

その内容としては、地震発生時の基本的な対処行動の習得と、多様な状況を想定した訓練の実施、滞在場所、時間帯、人的設定、避難経路、被災状況等を、考えながら状況を想定して実施・指導しております。

また、平成17年度から1・17は忘れない事業を各校で実施し、平成22年度からは、防災力強化事業を地域の方々、消防署の協力のもと実施しております。内容といたしましては、防災授業公開をはじめ、避難訓練・引渡し訓練・講演会・映画鑑賞・担架での搬送。消火器の使用等、実技指導等を実施しております。

次に、実践的防災教育総合支援事業についてのご質問でございますが、本事業につきましては、県の教育委員会に確認いたしましたところ、兵庫県として手を挙げる予定にしておりますのでございます。県下の市町には、まだその対応についての調整は行われておりません。兵庫県としては、東日本大震災の被災地支援として、県立高校4校を対象に、生徒による被災地での活動や支援にかかる学習会等の開催と防災教育の充実として、学校防災体制に係る教員研修の実施や防災教育フォーラムの開催を予定されております。

今後、佐用町といたしましても、佐用高等学校による東日本大震災の被災地への支援活動や交流を通じた防災教育等をされるものと考えておりますし、また、小中学校においても、県との調整を図りながら、被災地としての教訓を生かした防災教育の充実に努めていきたいと考えております。

以上でございます。

〔井上君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、再質問、7番、井上君。

7番（井上洋文君） 防災会議に女性の登用をということで、質問させていただいたんですけども、町長の答弁、検討したいという答弁でございましたけれども、まあ、全国的にやはり、この女性の登用がですね、40数パーセント。登用がほしい44パーセントぐらいの地方防災会議の登用しかないということで、女性の意見がですね、反映されていない。その防災会議の中で、意見が反映されていない。

ましてや、この防災計画の中にですね、女性の意見が反映されていないということは、54パーセントもあるわけなんですけれども、これは、避難所で、女性独特な、やはりこの、防災グッズ等、また、子育てに対しての、そういうまあ、ミルク等、そういう女性でなければならぬような、この避難所の問題等、いろいろとあります。

そういう面で、男性の、この防災会議のメンバーだけではですね、この思いつかない。また、気づかない、そういう点がある。多々あると。先ほど答弁の中で、そういう女性の意見も聞きながら、この会議をやっていくようなお話ありましたけれども、そうやなしに、直に、この女性の意見を聞いていくということが、大切ではなからうかと思っておりますので、ましてや、この均等法ができてですね、女性も男性も対等ということで進んでいる本町においてはですね、特にまあ、この40名の中に、女性をできれば3、4名、選出していただいて、女性の意見を聞いていくということが、大切ではなからうかと思っておりますので、早

急に、これ、条例見させていただきましたら、40名で、先ほど町長答弁のあった、そういう方ばかり、まして、町の職員の方、課長さんがですね、相当入っておられるので、まあ、全てが網羅しているというようには感じるんですけども、先ほど言いましたように、女性の意見自体を、直に聞いていただくということで、早急に人選をしていただいたらと思うんですけど、どうですか。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵道典章君） 今後、今直ぐというね、対応、これは、なかなか、直ぐにはできないかもしれません。

というのは、この、今の任期というものもありますし、また、実際に、この構成をしていく、決めている中ですね、どうしても、それぞれの団体の責任者とか、そういう、その、参加していただく人の職務というものが、女性が少ないという状況の中で、こういう結果になっております。

まあ、どういう分野で出ていただく方が、女性の委員になっていただけるか、これは、検討させていきたいと思っております。

ただ、先ほど、井上議員ご指摘のですね、計画段階において、避難所等において、どういう状況が生まれてくるのか、何を、準備しなければいけないとか、このへんの実務的なことはですね、当然、町のそれぞれ職員、保健師、また、福祉課女性職員、専門職もおります。そういう中で、そういう原案の中、そういう事務的な、当然、きちっと、いろいろと原案を作っていく段階においてはですね、配慮してやってきておりますし、そのことは、当然これからも続けていきたいと思っております。

ただまあ、確かに、最終的に、直に、女性のチェック、意見を聞かせていただく、その会議という中が、最終的に、ここで決定をしていただくわけですから、そこにも反映ができるようにというご意見につきましては、今後、十分検討させていただきたいと思っております。

〔井上君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、井上君。

7番（井上洋文君） 国の防災計画の中にもですね、2005年度に女性の参画、男女双方の視点が、初めて盛り込まれ、そして8年には、政策決定過程における女性の参加が明記されたわけなんで、本町としましてもですね、今後、検討していただいて、女性の参加をひとつお願いしたいと思っております。

それでは、この問題については、これで終わらせていただきます。

続きまして、口の防災教育について、石黒議員の方に答弁がありました。学校での、この防災教育について、具体的なお話をありまして、まあ、よくしていただいているという印象を受けたんですけども、特にまあ、今回の東日本の大災害の中で、私も直に講演聞いたんですけども、この片田教授、この方が講演された中で、釜石市において、この学校防災教育を始めたのは、その7年前から始めた。

2008年度には、文部科学省の防災教育支援モデル地域事業に採択されて、10年度から市内の全14小中学校で防災教育が行われた。

で、片田教授が教えてきたことは、次の3点ということですね、想定を信じるな。べ

ストを尽くせ。そして率先、避難者たれという、その3つの、その三原則を訴えられてきたわけなんですけれども、この三原則、教育長もご存知と思うんですけれども、このことについて、本町として、どういう、この三原則を、どのように捉えられたかということ、ちょっとお聞きしたいんですけれども。

〔教育長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、教育長。

教育長（勝山 剛君） おっしゃるとおりだと思いますが、最近ですね、今、地域の方々と防災訓練を各学校しておりますが、その中で、私が、いつも思うことは、ほんまに大人も子どもも一生懸命なのかと。私は、大人の一生懸命さを見せてやって欲しいと。

100人の大人が集まっておられるのであれば、少なくとも100人に近い、100パーセントとは言いませんけれども、皆がそれぞれ動ける範囲で一生懸命する。これこそ、子ども達にとって、一番大きな防災教育になるのではないかなと。そんなふう感じております。

私も学校現場で、火災の避難訓練だとか、地震の避難訓練だとかしてきましたけれども、例えば、例を挙げますと、学校では、子どもの人員点呼はきちりします。子どもの。教職員の人員点呼が抜けている場合があります。それは、計画段階から抜けておるんです。で、全員集まった時に、校長の所へ生徒数が報告されて、異常はなしと、こうなるわけなんですけれども、職員はどうだったということ、私は1回、その場で言ったことがあります。それから、計画段階から、職員の人員点呼というのは、きちり入りました。

ですから、計画は、計画であって、やっぱり臨機応変に対応していく必要があるなと。そんなふう思っています。

もう1つ、3点目、井上議員、何て言われました。

〔井上君「率先避難者たれ」と呼ぶ〕

教育長（勝山 剛君） はい。まあ、先ほど来、言っておりますが、自分の命は自分で守る。

で、基本的には、私も、今、新聞やとかいろんな所で報道されておりますけれども、高台。水が出てきた、また、津波。そういう所に遭遇した時には、高い所に上がるというのが、やっぱり基本であると思います。そういう意味で、この3点については、非常に大事なことであると認識しております。

〔井上君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、井上君。

7番（井上洋文君） ちょっとまあ、想定を信じるなということで、そのハザードマップ、災害の、そのハザードマップ作って、そこは安全だということの以外、その想定外の所が、多く、今回亡くなったわけなんですけれども、そういうことについて、もう少しちょっと、具体的な、その話というのは、ちょっとお聞きしたいんですけれども。

〔教育長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、教育長。

教育長（勝山 剛君） 特に小学校では、マップを作っています。

自ら子ども達が歩いてですね、例えば、塀がある所が崩れないだろうかとか、瓦が落ちてこないだろうかとか。

しかし、子ども達は、地震と言え、どうしても上ばかり気にするというか、相対的に目線より上。下、目線より下は、なかなか気づかない。そういう部分は、やっぱり、大人、教職員が、しっかりと、そういう部分をしてやる必要があるかと思えますし、そのマップ、ちょっとご質問から逸れるかも分かりませんが、マップを作るというのは非常に難しいんです。

例えば、地域を回っていると、もう本当に、崩れかけている建物とか、そういう物も実際目にします。それを見た時に、子ども達は、これ危険やと認識するわけです。当然そうです。

しかし、それぞれ、そのものを所管されている方々がおられるわけで、非常に、じゃあ、皆で言いに行こうとか、そういうことに、直ぐつなげていくことが、なかなか難しい面もあります。

そういう点では、マップを作るという、また、子ども達が、地域を歩いて直に感じたことが、ある面では、100パーセント、子ども達の感覚が伝わらない。形になってしまわない。そういう部分もあるというのは事実でございます。

〔井上君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、井上君。

7番（井上洋文君） 小学校でまあ、小中学校で防災教育を進める狙いということで、このように片田教授は言われておるんですけども、10年経てば、最初に教えた子どもは大人になると。更に10年経てば親になるだろうと。すると、防災を後世に伝える基本的な条件、防災文化の礎ができる。

もう1つは、子どもを通じて家庭に防災意識を広げていくことができると。親の世代は忙しく、防災の講演会をしても来てくれる世代ではない。そこで、お子さんの命と一緒に守りましょうと。親の世代と共闘体制を組もうと考えたと。このようにあるわけですけども、そこらの町の教育委員会としての取り組みというのは、親とですね、また、子どもとの、その取り組みの方法ですね、こういうのは、どのようにしてされておるか。そこらを、ちょっとお聞きしたいんですけども。

〔教育長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、教育長。

教育長（勝山 剛君） そうですね、以前は、例えば、学校での防災訓練と言え、火事を想定した避難訓練、これが主でありました。

ですから、冬場に、そういう火事というのは多いということで、夏場は、ほとんど訓練なんかはしなかったように、私は、記憶しておりますけれども。今は、学期に1回。特に、佐用町が水害が起きてからは、水害を想定したもの。また、阪神淡路大震災からは地震、火事、この3つは、いつも頭の中に入れて訓練を行っております。

で、近年、特にですね、保護者と共に、防災教育。例えば、防災の授業を参観日の時に

行って、お父さんお母さんにも来ていただく。おじいさん、おばあさんにも参加していただくという、そういう機会をですね、できるだけ多くつくってきておりますし、先ほど、言いましたように、消防署等との協力の中で、地域づくり協議会、また、学校、そういう、関係してですね、イベント的に、しっかりと、いろんな体験を入れてしておるといふところです。

で、子どもが、成長するに従って、今、学んだ教育を、今後、大人になっても、しっかりと次の時代、世代の子ども達に教育できる。これは、本当にもっともなことであります。これは、大事なことであります。

しかしながら、今の小学生や中学生だけに、そのことを大きく期待するのではなくって、期待はするんですけれども、それが全てではなくって、今の親達も、学んでいく姿勢。このことは、忘れてはならないと思っています。

以上です。

〔井上君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、井上君。

7番（井上洋文君） この防災計画の、これは風水害編なんですけれども、その中に、学校における防災教育ということですね、先ほど、答弁ありましたけれども、もう一度ちょっと、お聞きしたいんですわ。お聞きしたいことがあるんですけれども、それは、学校と町と自主防災組織との連携強化についてという項があるんですけれども、この自主防災組織との連携強化についてというような、具体的に、どのように取り組まれているというんか、今後、取り組まれようとされているのか、その点をお聞きしたいと思うんですけれども。

〔教育長 挙手〕

議長（矢内作夫君） 教育長。

教育長（勝山 剛君） 自主防災組織との協力についての中身については、また、町長部局の方からお話ししていただきますが、今、私が答えられる範囲では、特に、ここ近年ですね、自然災害等、多々出てきておりますし、学校がですね、避難所になったり、また、防災のですね、備蓄倉庫を兼用をしたり、そういうことでありますので、年に1回、年度当初については、役場の防災企画と教育委員会と学校関係、これについての確認を、年の初めにはしていきたいと。また、今までにもしましたけれども、確実に、このことについては、していきたいと、そのように考えているところです。

企画防災、何かあったら。

議長（矢内作夫君） 企画防災、ありますか。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、企画防災課長。

企画防災課長（平井隆樹君） 失礼いたします。地域防災力強化事業というのがございまして、

地域づくり協議会、学校とが一緒になって防災訓練をやってください。特に、今まで、地震対応のことだけだったんですけども、水害対策も十分盛り込んだ中身でやってくださいということで、毎年度当初、4月の段階の校長会の時にお話をしたり、それからまた、地域づくりは地域づくりで、協議会が集まる機会、センター長が集まる機会がございますので、そこで、お願いをしまして、学校と地域が協力して、1つの訓練を作り上げるいうんですか、その中で、いろいろと実践をされるという取り組みを展開しておるところでございます。以上です。

〔井上君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、井上君。

7番（井上洋文君） 特に、学校、地域、保護者、行政の4者がつながりを深めることが大切だということも訴えられておりますので、その点、ひとつよろしく願います。

それと、この中に、防災計画の中に、教職員の指導力を向上させるために、各種研修会、訓練等の充実を図るということを、この文言が謳われておるんですけども、具体的に、どのようにされているか、お聞きしたいんですけど。

〔教育長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、教育長。

教育長（勝山 剛君）各学校には、防災担当の、校務分掌の中で、防災担当を決定しております。

で、県の教育委員会でも、特に、姫路から西ですけども、教育事務所単位で、防災教育についての研修会、報告がありますし、また、県の、そういう防災に秀でた方からの講義とか、まあ、そういうものを持って、年に2回ほどですかね、研修を持っております。以上です。

〔井上君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、井上君。

7番（井上洋文君） その参加した教職員が主体となって、やはり、防災教育をやっているということですね。

〔教育長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、教育長。

教育長（勝山 剛君） 学校、各学校の防災教育というのは、その先生が主体で、その授業するとか、そういうものではなくって、それぞれの担任が中心で防災教育はいたします。

しかし、計画段階では、そういう防災教育の担当者が主体でやっていくと。そして、それぞれの学校の実践したことを、交流する時には、そういう防災教育の担当者が、一堂に会すると、こういう形になろうかと思えます。

〔井上君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、井上君。

7番（井上洋文君） それと、もう1点、お聞きしたいんですけども、学校独自の災害対応マニュアルの、この作成というのは、これは、もうできておるわけなんですね。

〔教育長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、教育長。

教育長（勝山 剛君） 特に、先ほど来、言っておりましたけれども、火事とか、地震とか、これについては、結構以前から作っておりましたけれども、水害については、やっぱり21年8月の、佐用の、大きな水害受けました。それ以降になりました。

完全なものとは言い難い部分もありますけれども、各学校、そういう対応についてのマニュアルは作っております。これについては、作ってそのままじゃなくって、日々、点検し、修正していくと。より良い物に作り上げていくと。こういうことで、固定の物ではありません。今後、一つ一つ充実していきたいと、そのように考えております。

〔井上君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、井上君。

7番（井上洋文君） それと、先ほど、教育長からお話がありました。

まあ、兵庫の防災教育、取り組むと同時に、それプラス、助け合いボランティア、共生の教育、また、自助の助け合いの教育を付加してやっているということでございますね。

〔教育長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、教育長。

教育長（勝山 剛君） そのとおりでございます。

特に、ボランティア、私達の町も、大勢の方が入っていただきましたし、そういう意味では、子ども達も、教職員も、私達も何かをしなければならんと。そういう強い気持ちは持っております。目に見えない部分もあるかと思っておりますけれども、手紙を書いたりですね、カード的な物を作って送ったりですね、そういうことは、今後も続けていくべきだろうと、そのように認識しております。

〔井上君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、井上君。

7番（井上洋文君） それと、実践的防災教育の総合支援事業というのが、まあ、24年度予算案で、予算案、これ挙げられてですね、行えるようになっているわけですけども、

全国で1,000校実施ということなんですけれども、先ほど、教育長、答弁ありました、兵庫県がですね、それを受けて、まあ、参加するような話を、ちょっとされておったんですけれども、これは、東日本大震災を踏まえてですね、教職員や児童生徒等の防災に対する意識の向上を図り、安全を確保するため、震災の教訓を踏まえた防災に関する指導方法等の開発普及等のための支援事業を実施すると共に、地域の防災関係機関との連携体制を構築、強化するという目的で、行われますんで、できれば、ここに手を挙げていただいでですね、全国で1,000校の中に入って、そして、この、取り組んでいただきたいということを要望しましてですね、この点については、終了させていただこうと思います。

その次に、福祉施設との避難協定についてということで、神戸市がですね、まあ、この福祉施設に対して、協定を結んでですね、具体的な取り組みをされておるというように聞いておるわけなんですけれども、この町内の、ある福祉施設、まあ、この災害時の要援護者についてのお話をされた福祉施設というのは、何件あるんですかね。先ほど、何件か言われましたかね。

〔住民課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、住民課長。

住民課長（谷口行雄君） 先ほど、町長答弁にありましたように、この秋からずっと回りまして、現在は、施設たくさんあるんですけども、施設の整った、充実した施設ということで、今のところ12施設に協定書をもらっております。
以上でございます。

〔井上君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、井上君。

7番（井上洋文君） この12施設ですね、収容は、何人ぐらい、収容できるかというような、具体的なことの、その協定は、結ばれているんですか。

〔住民課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、住民課長。

住民課長（谷口行雄君） こちらから訪問した時に、向こうの事務局長、事務長さんらとの話の中で、それぞれ、朝陽ヶ丘荘とか、サンホーム三日月さん、特に、そういう要援護者の方が、どれぐらいこう、できますかということで、それぞれ、本当にこう、1つの部屋、それぞれ、どこの施設も余裕があまりないこともありまして、それぞれの施設に応じたスペースによりまして、何人ぐらい確保できるかということを、この協定書によってするわけなんですけれども、話の中では、まだ、きちっとした形では、どこどこが何名収容という形ではなっておりません。

この協定書に基づいて、収容の人数もきちっとしていきたいと思っております。

〔井上君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、井上君。

7番（井上洋文君） そのようにして、施設、12施設がですね、協力をしていこうということであれば、こちらから、やっぱり行政の方からですね、民間施設等でございますので、このようにしてくれというような強制的なことは、やっぱり言われなと思うんです。

やっぱり向こうの要望を聞いてですね、やっぱり内容も詰めていかなんだらあかんと思うんですけれども、だいたいの人数、収容できるかとかですね、それから、介護保険で、まあ、介護度最高の方が、何名くらい受け入れられるとか、具体的なことをですね、最終的には、やっぱり、人数を詰めていかなければ、これは、災害が起きた時に、もう収容していただけたらと思ったら、少なかったり、大勢の方を収容できるのに、そこへ行かなかつたりというようなことが起こりかねませんのでね、今後、具体的にですね、お話をして、協定を結んでいただいたらええんやないかと思うんですけれども。

また、この、ただ、こちらが要援護者の方を預かっていただくということだけと違って、その向こうの方の支援員の人数等もですね、やはりお聞きしていただいたらいいんやないかと思うんですけれども。

これ、段々と、高齢化しますし、要援護者の方ですね、段々増えてきます。それで、一般の、やっぱり避難所というのは、そういう要援護者の方、車椅子の方、そういう方に対しての対応というのは、なかなか難しいんではないかと思うんで、この施設にですね、入っていただくというのが、一番安心ですので、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） いろんなことを、本当に、事態が発生するだろうということを踏まえて、そういう準備をしていかなきゃいけないという中で、その要援護者へのですね、避難というのは、非常にまあ、今、言われるように、医療も含めてですね、緊急の場合、なかなか想定ができないんですけれども、重要だというふうに思っております。

まあ、21年の時もですね、それぞれ、施設にですね、お願ひをして、そこでお世話をいただいた経験があります。

ただまあ、何人ですね、お願ひできるか、一応の目安というものは、当然、その能力、また、施設の状況でですね、想定はしておかなきゃいけないとは思いますが、やはり、その時の緊急度によってですね、無理でもお願ひをせないかん場合もあろうかと思ひます。

例えば、部屋がなくてもですね、どこか、ホールなり、廊下なり、そういう所でも、また、お願ひをしていくことも、状況によってはですね、生まれてくるというふうに思ひます。

そういう意味で、今、12施設ということでもありますけれども、地域全体で、こういう福祉なり医療サービスをやっていただいているところにおいては、日頃からですね、そういう、町との、いろんな面での連携を取っておくと。そういう事態の時には、直ぐに相談ができ、また、要請ができる、そういう常日頃からのですね、連携が必要かというふうに思ひます。

〔井上君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、井上君。

7番（井上洋文君）　　まあ、この12施設ですね、やはり町民の方、やっぱり知っていたかということが、必要ではなからうかと思うので、また、その地域ごとぐらいにですね、ここは、要援護者の方の避難施設になっているというぐらいのことはですね、お知らせをされてもいいんじゃないかと思うんですけども、その点、いかがですか。

〔住民課長　拳手〕

議長（矢内作夫君）　　はい、住民課長。

住民課長（谷口行雄君）　　今、言われましたように、この12施設、各旧町ごとに、それぞれ、たくさん施設がございまして、そういう周知の方法も、また、検討させてもらって、やらせてもらったらいんじゃないかと思えます。

〔井上君　拳手〕

議長（矢内作夫君）　　はい、井上君。

7番（井上洋文君）　　この件につきましては、以上で終わらせていただきます。

それじゃあ、第2点目の質問をさせていただきます。

第2点目は、不育症治療の助成について質問させていただきます。

妊娠をするものの、流産、死産を繰り返す不育。厚生労働省によりますと、妊娠経験がある人で、流産したことがある人は、41パーセントにまで達しております。2回以上、流産している人が、不育症と言われ、不育症は、治療した患者の8割近くが出産可能と言われております。

しかし、治療のための負担は、通常妊娠より30万円以上多くなると言われ、経済的負担が問題となっております。

全国で初めて、不育治療の助成制度をスタートされたのは、真庭市でした。2010年4月から一年度に30万円まで助成をしております。この真庭市の取り組みを始めとして、全国で、助成をする自治体が急速に増えております。少子高齢化の進展が激しい中、本町としても、不妊治療に助成制度はありますが、不育症に対する支援も重要と思われませんが、町長にお伺いいたします。

議長（矢内作夫君）　　はい、町長、2問目について、答弁願います。

〔町長　庵造典章君　登壇〕

町長（庵造典章君）　　それでは次の、不育症の治療助成についてというご質問に対しての答えをさせていただきます。

まず、流産、死産を繰り返す女性への不育症への周知はということでございますが、まず、町で把握できますのは妊娠届からでございます。妊娠が継続できなかった方もありますが、妊娠初期の流産は染色体の異常であることも多いため、特に周知はいたしていません。これは、産婦人科医の段階での対応となっているのが現状でございます。

次に2番目の、不育症についての相談体制についてのお尋ねでございますが、町では、現在、不育症に特定した相談は実施はいたしていません。妊娠に対する一般的事項の相

談を随時、対応しておりますが、その中でも、現実には不妊症、不育症の相談実績は、現在までありませんでした。このような実態が、全国的に、各自治体の状況かと思いますが、この度、国では、各都道府県に不育症の相談員を設置する場合に、助成金を交付すること、及び、まず、国で、相談対応マニュアルを作成する内容の平成 24 年度予算案を国会に提出をしたとの連絡がございました。

今後、予想される不育症についての研修の機会に保健師等が参加をし、適切な相談ができるようにすると共に、県や他自治体との実態の情報収集にも努めて参りたいというふうに思っております。

最後に、助成制度についてのお尋ねでございますが、現在、兵庫県下では公費助成を行っている自治体は無いと聞いております。しかし、先ほど、申し上げました、今後、予想される国、県の動きの中で、近年、本町での 100 人前後の出生者数を考える時、まずは、このような不幸な状況をなくすため、関係機関の協力とご支援で実態を把握をし、また、他市町の動向も見ながら検討をしていきたいというふうに考えておるところでございます。

以上、この問題に対するご答弁とさせていただきます。

〔井上君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、再質問、井上君。

7 番（井上洋文君） この不育症対策についてということで、健康福祉部長、これは、県の健康福祉部長なんですけれども、県では、平成 15 年度から妊娠、出産に悩みを持つ方々への支援の窓口として開設しました。国、専門相談において、医師や助産師による相談員が、不育症の治療や専門医に関する情報提供、精神的なケアを行ってまいりました。このように、答弁ありますし、また、平成 22 年度には、妊産婦のためのメンタルケア指針を作成し、市町や助産師が連携して、不育症で悩む妊婦や家族に対して、心のケアが適切に行われるよう努めているところでございますという県の健康福祉部長の、この答弁なんですけれども、ここらは、平成 22 年度から、そのように、妊産婦が、メンタル指針を作成して、市町や助産師が連携して、その不育症に悩む、その妊婦や家族に対してのケアを行ってきたというように、このように答弁されておるんですけれども、これ、町は、そういうようなん、全然、連絡なかったんですか。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、健康福祉課長。

健康福祉課長（野村正明君） 私どもが聞いた段階ではですね、このご質問いただいて、ご回答の文書を書く時にはですね、龍野健康福祉事務所にお問い合わせをさせていただいて、確認をさせていただいたところでございます、その段階ではですね、先ほど、町長が答弁いたしましたような内容でございます、今、議員がおっしゃいました答弁が、おそらく正しいんでしょうから、こちらの方の情報不足だったということで、お許しをいただきたいと思っております。

〔井上君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、井上君。

7番(井上洋文君) この不育症について、まあ、先ほど答弁ありましたけども、やはり、ただ、この流産をしてですね、そして、妊娠しない。子どもが生まれないということだけと違って、この不育症については、この治療すれば、8割から9割がたの方が、出産できるという、正常な出産ができるということですのでね。

まして、国会ではですね、今年の、これは、1月1日から、特に、ヘパリン注射という、これ、不育症の検査と治療においてですね、有効な、そういう対処方法なんですけれども、ヘパリン注射に対しての保険が適用を認められるようになったと。これ1月1日付けというふうになったわけなんですけれども、そういうこと含めて、この不育症の方というのは、もの凄くやっぱり人数的に、今、ドンドン増えているということですから、何とか、よく、この本町においてもですね、この若い女性の方に分かるように、不育症だということが分かるようにですね、広報等で、また知らせていただいたらいいんじゃないかと思うんです。

それと同時に、県の方が、そのように、不育症に対しての相談体制というのは、取りますのでね、町でも、そういう窓口を決めてですね、ひとつお願いしたいと思います。

それと、もう1点、助成制度については、どうですか。年間、30万円の助成をしているというのが多いわけなんですけれども、そういうことに対して、町長、どのように考えられているか。

特定不妊治療についてはですね、これは、成功率が3割ぐらいなんですよね。そこへもってきて、この不妊治療については、8割から9割が、治療すればですね、出産可能になってくるといことなんで、これは、確率としたら多いんで、何とか、助成制度を作っていただいたらと思うんですけれども、そこらいかがですか。

〔町長 挙手〕

議長(矢内作夫君) はい、町長。

町長(庵逄典章君) 今、30万円という、助成ということですけども、それは、兵庫県じゃなくて、どこかの県。今、先ほども言われた真庭市ですか。

〔井上君「たくさんあるんです」と呼ぶ〕

町長(庵逄典章君) どこかでやっているということなんですか。

〔井上君「はい、そうです」と呼ぶ〕

町長(庵逄典章君) 町においても、こういう不育症という症状、まあ、別かもしれませんけれども、基本的に、これ、不妊治療ですよ。妊娠しても、まあ、今度は、それが流産するということなんですけれども、大きく言えば、そういうね、妊娠障害の問題ではないかと思えますけども、そういう中で、不妊治療については、助成制度を設けてます。そういうものを、拡大的にね、していけばいいんじゃないか。援助していけばいいんじゃないかなという感じはいたしておりますけども。はい。

〔井上君 挙手〕

議長(矢内作夫君) はい、井上君。

7番（井上洋文君） 今、不妊治療については年に2回、25万、25万、それが5年という制度ですね。
そこへ、（聴取不能）と合わせてですね、そういう方の助成もできるということですね。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵道典章君） まあ、そういうふうだね、今後、そういう検討したらいいんじゃないかなというふうに、私は、今、思っておりますけども。

〔井上君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、井上君。

〔井上君「課長何かある。よろしいですね」と呼ぶ〕

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、健康福祉課長。

健康福祉課長（野村正明君） 基本的には、今、町長がご答弁されたところでいいと思いますけども、答弁の中にもありましたように、国もですね、不妊治療プラスですね、今度、不育症ですから、妊娠されて、そういう不幸な目に遭われると。精神的、プラスですね、経済的な不幸を背負った方を救うという意味から、具体的に、先ほど、おっしゃいましたように、保険適用もね、保険適用というのは、実際には非常に難しいということを聞いておるんですけども、そういう動きがあって、具体的に、兵庫県の場合は、そういった制度があったんでしょうけども、具体的に、その相談員に対してね、補助も出すというふうな動きの中で、当然、今、町長が答弁されましたように、国、県の指導の中でね、町の方へ、また、いろんな情報が下りてきて、補助制度のですね、町の財源をあまり使わなくてできるような制度がですね、考えられるのではないかなと、私、思いますので、町長のご答弁で、私も、結構かなというふうに思います。

ただし、他市町のね、動きというのも、佐用町だけでは、単独でできませんので、そういった流れの中で、時代の趨勢としては、そうではないかなと、私も思います。

〔井上君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、井上君。

7番（井上洋文君） 以上で、終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（矢内作夫君） 以上で、7番、井上君の発言は、終わりました。
ここで、暫時休憩をしたいというふうに思います。
再開を15時10分としたいと思いますので、よろしくをお願いします。

午後 0 2 時 5 2 分 休憩

午後 0 3 時 1 0 分 再開

議長（矢内作夫君） それでは、休憩を解き、会議を続行いたします。
続いて、5 番、金谷英志君の発言を許可いたします。はい、金谷君。

〔 5 番 金谷英志君 登壇 〕

5 番（金谷英志君） 日本共産党の金谷英志でございます。

私は、2 点、町活性化にどう取り組むのかと、教職員の多忙化の実態と対策について伺います。

まず、町活性化にどう取り組むのかについてですが、人口減少や高齢化、町経済の発展、町合併後の周辺地域への対応など、町が解決すべき問題は山積しています。このままでは、未来を担う子どもたちが佐用町に希望が持てない危惧があります。

小樽市職員で同市のまちおこしを成功に導き、スーパー公務員と呼ばれた木村俊昭氏が行った、地域活性化に取り組んでいる行政や商工会議所・商工会、企業経営者、農協、漁協、地域金融機関、教員、学生を対象としたアンケート調査によると、地域活性化の課題として、1．地域資源の有効活用の遅れ、2．中心市街地の空洞化、3．後継者不足、4．地域キーパーソン不足が挙げられ、地域活性化には何が重要かとの問いには、1．新たな産業・文化、2．人材育成・定着、3．女性・若者の活躍の場づくり、4．町民所得の向上、5．主産業との連携と全体最適化が挙げられています。

全国には、地域活性化に成功している自治体があります。行政に頼らない地域づくりの鹿児島県鹿屋市串良町、信州直売所学校の長野県松本市、昭和のまちづくりの大分県豊後高田市などの事例です。

そこで、本町では活性化にどう取り組むのか伺います。

1、本町活性化の課題は何か。

2、活性化に何が重要と考えているか。

3、地域キーパーソンをつくるために、中堅町職員並みの報酬を保障して人材を公募してはどうか。

以上、町長にお伺いします。

議長（矢内作夫君） はい、それでは、町長、答弁お願いします。

〔 町長 庵逄典章君 登壇 〕

町長（庵逄典章君） それでは、金谷議員からのご質問、まず、最初に、町活性化にどう取り組むかというご質問にお答えをさせていただきたいと思えます。

過疎地域において、地域活性化を図る上での課題、今、議員がご質問の中でも、いろいろとご指摘をされましたように、その地域資源の有効活用が遅れており、また、中心市街地の空洞化が進み、後継者不足、また、地域キーパーソンの不足などが挙げられています。その対策について、それぞれ、これまでも、いろんな形で努力をしてきておりますが、やはり全ての根底にはですね、少子化による人口の減少がもたらしたという面が、非常に強い面があります。

全国的に、どの地域においても、この問題は共通をしているもので、佐用町も、当然、

同じであるというふうに考えております。また、これらの課題は相関関係にあり、互いに複合的に絡み合い、過疎地の将来に大きな影を落としているものであります。

そのような背景の中、佐用町を活性化していくためには、その地域に住む人々の力である住民力をベースに、普通の人々が地域活性化のキーパーソンとなり、地域で地域のことを語り合える場と、キーパーソンを支える機能・役割を担えるネットワークづくりが、直面する大きな課題であるというふうに考えております。

次に、活性化に何が重要と考えているかとのご質問でございますが、人口の減少・少子高齢化が進展し、地域の担い手が減少する地域において、特別な人や物、資源があるわけではなく、普通の人々が地域活性化のキーパーソンとなり、また、地域の持つ普通の資源を地域活性化の鍵とする工夫が重要であるというふうに考えます。つまり、住民が地域一体となり、地域への愛情や信念、専門性を発揮するよう内外のネットワークを構築したシステムとして持つことで、持続可能で受け継がれていく地域の活性化が可能になると考えられますので、佐用町が進めております地域づくり協議会による協働のまちづくりを、今後とも着実に進めることが重要であるというふうに考えております。

次に、地域キーパーソンをつくるために、中堅町職員並みの報酬を保障して人材を公募してはとのご質問でございますが、現在のところ、そのような公募をして外部から人材を求めるといようなことまでは、考えておりません。先ほどの質問の中でも申し上げましたとおり、普通の人々が地域活性化のキーパーソンとなり、キーパーソンを支える機能・役割を担えるネットワークづくりが重要でございますので、地域の強みを活かし、民間主導で活動のきっかけを作り、文化・歴史といった無形の資源を活用し、地域に人一倍の愛着や思い入れを持ち、地域を知り尽くした人物の発掘が必要であると考えます。

町においては、これまでも町職員と町民が共に活動しキーパーソンとなることで、町の活性化に貢献してきており、更に、このような取組みを進めるため、キーパーソンとなり得る人材が、広く地域を見渡し、刺激ある個性を持つ様々な活動家と出会える交流の場を提供し、更なる育成に取り組みたいと考えております。

なお、協働のまちづくりを推進する母体の地域づくり協議会に、町職員が地域住民の一人として積極的に関わるよう指導をいたしております。町職員が地域住民の皆様とともに地域課題に向き合い、行政職員として得た知識や経験、技術、能力を地域の中で生かすため、職員育成を図り、各地域づくり協議会活動の活性化、ひいては町活性化につなげていきたいというふうに考えております。

以上、簡単でございますが、この場での答弁とさせていただきます。

〔金谷君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、再質問、5番、金谷君。

5番（金谷英志君） 課題については、町長も、私が最初の質問で言いましたように、共通の認識やと思うんですけれども、それで1つが、特に挙げた、キーパーソンづくりということなんですけれども、最初の質問で挙げた例として、鹿屋市、これ鹿屋市の中でも、柳谷地区というところで、320人ぐらいの住民がおられるそうですけれども、そこで取り組まれた、やねだんという、その施設、施設というか組織があるんですけれども、これで中心になったのが、元銀行員。

29歳で地元に戻って、うなぎ養殖を始められたと。産建の委員会なんかでも、よく全国的に視察に行きますけれども、共通して、地域の活性化に挙げられるのが、キーパーソンの存在だと、私は、今まで認識しております。

それで、その鹿屋市の柳谷地区ですけれども、ひとつ、これを佐用町で取り組みということではないんですけれども、どういうふうにやり始めたかということ、サツマイモを使った焼酎。それから、その収益を元にした肥料や土着菌の開発。これが成功して、年間 600 万円の収益を挙げると。こういうふうになっておるんですけれども、キーパーソン、町長は、今、佐用町の中におられる人、地域づくりの中でおられる人を、その発掘してということですが、この場合も、鹿屋市の柳谷地区にしても、その元々地域におられた方じゃなくて、Uターンされてきて、それで、若くして、その地域づくりを任せたいということもあるんですけれども、やはり外部からの、なかなか佐用町において気づかない資源というのが、あると思うんですけれども、その組織づくりいう上ではね、やっぱり外部からの知恵を借りるとか、そういうことも必要だと思うんですけれども、いかがでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） まあ、全国的にですね、やはり見れば、いろいろと成功した例は、たくさんあります。そういう中で、外部の人材を求めて、そこから、うまく、その人材がですね、そこで、いろいろと取り組みされて成功したということも、当然あるかと思えます。

ただまあ、それだけではなくて、地域の、その地域の中でね、やはり自分達の町を、何とか良くしていこうということで、そこで、指導者となって、いろいろと、いろんな取り組みでおられる例もたくさんあります。

当然、佐用町においてもですね、何も、全く何もしてなかったのではなくて、やはり、これまでも、それぞれ、地域の、いろんな活動で、やはり、そこで中心になってですね、皆を引っ張って行って、取り組まれた例というのは、それは、次々、たくさんあると思えます。

例えば、地域の活性化で、ああいう歴史的な資産、資源を活かして、平福という地域なんかでも、当時、これは一人の方だけでは、取り組まれたわけじゃないですけれども、やはり皆を引っ張って行って、ずっと長い、息の長い取り組みをされてきたところもありますし、こういうホルモンうどんなかにしてもですね、町職員が皆の中心になって、こういうホルモンうどんというものを、1つの佐用の食文化のようなところまでね、高めていくということまでやってきておりますし、また、それぞれ、ああいう地域の、例えば、上月のもち大豆による、ああいう味噌なんかについてもですね、もち大豆というものを発掘して、それを使った物で、ふれあい上月、地域の特産品を開発していくとかですね、そこには、やはり、必ず、そこに係わって来た人というのが、やっぱり、努力というのが非常にされてきた結果があるわけです。

ですから、そういう中で、当然、そういう、佐用町に何か、きっかけがあって、この中、佐用町の中で、また、佐用町の資源を活かして、新しい物を開発したり、また、活動をしていただくという、そういう人があれば、それはそれで、非常にありがたいなというふうに思いますが、基本的には、今、佐用町の中でも、それぞれの地域においても、一生懸命、いろんな方、組織の中でも取り組んでおられる方がおられますし、また、職員もですね、そういう、やっぱり責任というものが、それぞれにあるわけで、職員においても、そういう立場で、職員としての責任の中で、キーパーソンとなれるようにね、やっぱりこれは努めていかなきゃいけないというふうに思っております。

〔金谷君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、金谷君。

5番（金谷英志君） その職員なり、キーパーソンを育てる人材育成の面で、先ほど挙げました直売所の学校ですけれども、松本市がやっている取り組みですけれども、これは、信州大学、長野県にある大学ですけれども、これが信州直売所学校というのを作っているんですね。

その中で、この狙いは、直売所の運営者を育てることと、生産、加工、販売の連携をコーディネートできるような人材を育てること。長野県では、こういうふうな、信州大学中心になってやられているんですけれども、県の大学なり、県の、その産業部なりとの、連携したね、こういう人材育成については、どういうふうにお考えでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） まあ、県にもですね、こういう、いろんな、そういう事業なり、新しい、農産物の開発とか、特産品の開発とか、そういう面でのアドバイザーとかですね、町の、その活性化に向けての地域づくりなんかのアドバイザー、そういうことを派遣する制度というものはね、県も創設をして、地域において、要請することがあれば、そういうものは派遣していただくということはできます。

ですから、それについては、その、そこに入っておられる方というのは、いろいろな方がいらっしゃいますから、地域に密着して、長野県のような信州大学というね、1つの地域での、非常に密着した先生方がいらっしゃるかどうかというのは、兵庫県の場合には、分かりませんが、まあ、それは、そういう専門家、アドバイザー、コーディネーター、いろんな方が、人材としてはですね、おられるというふうには思ってますけども。

〔金谷君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、金谷君。

5番（金谷英志君） 先ほど、職員も、その地域の中で、一緒になって、地域づくりを考えていくんだという、町長、答えがありましたけれども、その、この木村さんが言われているんにはね、役場の職員には、特に、行政の広報担当的責任者には、超優秀な人材を配置して欲しい。1つね、いろいろ講演なんか行かれて、町から、そういう講演の依頼があった場合に、どういうふうなことを、まちづくりとして、ええんかということ、町に申し上げることは、1つ目に、その、さっき言いました広報担当者に、超優秀な人材の配置。

それから、町の重要な産業、文化、医療などの担当者は、本人の希望は聞くにしても、5年から10年勤めてもらう専門職として登用すると。これ、前にも一般質問したと思うんですけれども、産業面、農業分野等については、前質問した時には、スペシャリストの養成ということが挙げられているんですけれども、今回、この木村さんの、その主張の中でも、町に言うことについては、広報担当者の優秀な人材の配置と、それから少なくとも、産業、文化の担当職員については、5年から10年、専門職として勤めてもらうと。こういうふうな方策が、基本的な方策としては、これが、町が取り組むべきことかと、木村さ

んは、言われるんですけれども、いかがでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） まあ、超優秀なという、われわれですとね、何をもって超優秀かということだと思いますけども、当然、役場職員は、役場の中でね、仕事をしているだけではなくって、当然、外に、自分の町の中に、隅々まで出て行って、地域と一緒に動く。活動していくという姿勢が必要だというふうに思いますし、それが、一般の民間のサラリーマンとは、全く、やっぱり違うところだというふうに思います。

ですから、自分の町のために自分の担当する仕事の中でね、当然じゃあ、何、どういうことを今後、自分が考えていったらいいのかとうことを、常に、与えられた仕事だけではなくてですね、そういう意欲を持って仕事に取り組むという姿勢、このことは、全職員に求められていることだというふうに思っております。

ですから、その中で、専門職的な仕事、これを、職務として、ずっと、その町の中で、町職員として与えていけるかということ、なかなかまあ、専門職として採用しているわけではないんですけども、自分、その職員それぞれの、やっぱり能力と、適性の中で、私達は見ても、この職員であれば、そういう分野において、仕事をしてくれるだろうと。まあ、そういう職務について、活動してくれるだろうということを見て、配置をしていくということを考えております。

ですから、限られた人員の中でね、当然やっていかなければなりませんけども、そういう思い、木村さんが、当然、言われること、このことは、やはり1つの、全く理想でありますけども、理想は理想として、そういう理想に近づくようなことは考えていかなきゃいけないというふうに思います。

〔金谷君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、金谷君。

5番（金谷英志君） 木村さんは、理想を言っているんじゃないくて、全国的な、まちづくりに係わって、先ほど言いましたように、小樽市のスーパー公務員と言われて、全国から、講演が引っ張りだこで、いろんな事例も踏まえた上で、これ理想ではなくって、基本的には押さえておくべき点として、この2つ。まあ、もう1つが、女性、若者の登用、活躍する場（聴取不能）、この3つを上げられているんですけれども、超優秀な人材はどういうことか、この木村さんはね、広報担当者、いわゆる企画の担当者は、町全体の広報であり、町で汗する人や重要なこと、催しなどを、地元をはじめ全国、地元をはじめ全国に分かりやすく発信する役割を担っていると。重要なものだという、こういう位置付けなんですね。

それで、超優秀とは、町全体を把握して、スピード感を持って、時期を見極めて計画的に発信できる人、こういう人材を超優秀というふうに言うてあるんですけれども、定義としては、そうなんですけれども、そういうことは、町のやるべきこととしてはね、基本的なこういう職員の、その配置なりが必要だということをおっしゃっているんですけども。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） できるだけ、そういう思いはもって、人事はしているつもりです。

〔金谷君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、金谷君。

5番（金谷英志君） まあ、その行政の職員が、スペシャリストではないとしてもですね、そしたら、産業の振興のためにね、そこに係わる人に、一番の、その産業振興、それから町活性化のために、何が目安になるかと言うたら、やっぱり町全体の収益を上げるというかね、それが、大きな目に見える効果だと思うんですけども、人口規模や産業規模、似た町の先進事例を探してね、いろいろやっても、うまくいかないということがあるんですけども、専門家で、職員がね、専門家でないからこそ、普段から、先ほど町長言われた、地域の人という部分がありますけれども、その、ほかの、どう言うかね、道の駅の繁盛させた、その市があるんですけども、そこなんかでしたら、銀行の、銀行マンが、退職したいうか、それに意見を聞いていうこともあるんですけども、そのほかの専門職、行政の職員がですね、町の職員が、ほかの専門家と人脈を作るとかね、ディスカッションする場を作る。地域内だけの場ではなくてね、いろんなところ。金融関係だとか、そういう工業関係も持った中で、先ほど、町長、地域内の、いろいろ、中で言われましたけれども、外部からの、専門的なね、その知識を持った方とのディスカッションの場づくりも必要じゃないかと思うんですけども、いかがでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） まあ、1つの何か、目的というか、その目標を決めないとはですね、外部とのディスカッションと言っても、どういう人を来てもらって、じゃあ、どういう形でディスカッションするかということ、なかなかこれ、そのディスカッションする人を集めること自体がね、なかなか難しいと思いますけども、当然、町の施設、町の関連した、例えば、町が全てね、町が直接的に行うだけじゃなくって、町というのは、やっぱり民間なり、町の関連したものが、動きやすく、また、活動しやすくしてくのが、町の1つの役割なところもあると思います。大きいと思うんですね。

で、そういう中で、例えば、今、平福の道の駅の駅なんかですね、今、そこでやっぱり、運営をしていく人が、本当に、いろんな工夫をしていかないと、ああいう施設というのは、なかなか運営が困難ですし、また、利用者ですね、次々と新しいサービスもしていかなくちゃいけない。そういう中で、やはり民間で、働いていた人を、駅長にですね、登用して、そこで、そういうノウハウを使ってですね、今、経営的にも、いろんな工夫をして、外でいろんな物を買ったり、いろんな品物も新しい物を入れたり、また、今は、宝くじなんかもですね、あそこで売るようにしてですね、平福という名前を使ってね、福ということ、宝くじなんかの販売なんかも、かなり成績を上げてます。

そういう形でのね、登用というのは、人材の登用というのは、既にやっておりますし、そういう一つ一つ、何かうまく、そういうことができる、何かの場面が出てくれば、それに対して、じゃあ、どういう人をお願いしていったらいいのか。また、そこにうまく、そ

ういふ人達がかかわっていただけるようなきっかけ、そういうことは、町として、また、当然、努力してかなきゃいけないところではないかなというふうに思っています。

〔金谷君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、金谷君。

5番（金谷英志君） まあ、その話し合う場の中で、よく、その木村さんの著書の中でも書いてあるんですけども、どこを事務局に、どこにするかと。事務局というのは、誰が中心になって、行政が中心になってやるんか、それも商工業者が中心となるんか。また、金融機関が中心となってやるんか。その点で、いろいろ先進地事例を視察に行かれる、佐用町としてもそうでしょうけれども、産建でも行きましたけれども、視察をした時は、まちづくりに対してやっていこうという気がするんですけども、帰りのバスの中でですね、誰がほんなら中心になってやるんやということになった時に、これは、ちょっと無理違うかというような話がよく出て来ると。そういう話があるんですね。

ですから、主体的に、誰が中心になって事務局を持ってやるかということを決めて、いうことにはね、やっぱり1つは、この質問の要旨でありますキーパーソンの存在が、一番あれなんですね。

その金融機関や商工業者、それから町も含めた中で、どこを事務局に置くかということになれば、キーパーソンの存在が、私、大事だと思うんですけども、町長、そのキーパーソンの大切さいうものを、1つは、今日言う、私と同じ、同意見やと言われるんですけども、キーパーソンの重要性については、どういふふうにお考えでしょうか。改めて。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） まあ、いろんなことが、相関関係、これは複雑、いろいろと絡み合っております。そういうものを、うまく効率的にまとめていく、そういう役割というんですね、それがキーパーソンだというふうに思います。

だから、町の中ではですね、やはりそのへんは、商工観光課という、1つの組織、課を設置しております。

で、今、商工観光課においてもですね、ただ、商工という中で、農林なんかというのも、今はもう、言えば商工の方に、非常にまあ、重点を置かなきゃいけない状況になってます。そういう中で、これまで、例えば、施設において、ああいう農産物の加工所なんかいうのは、農林振興課が担当していた分野であり、また、シカなんかのですね、食肉の加工とかですね、その活用、こういうのも、農林振興課という形で、町の中では位置付けされていたんですけども、やはり、そのへんは、今度、今後ね、商工観光課と農林振興課一体となって、特にまあ、全体をまとめていくのは、商工観光課の職員がね、やっぱり、それがキーパーソンにならなければならぬのではないかなというふうに思っております。

〔金谷君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、金谷君。

5番（金谷英志君） 職員の中でね、専門的に、それ、キーパーソンになり得るような人材の育成、できればいいんでしょうけれども、なかなか、その、今まで、合併して、これだけ時間経っても、合併したら、これだけ町のまちづくりやっていこうという、その夢みたいな案もあったと思うんですけども、ここまで来て、あんまり、その実が結ばれたとかいうことを、あんまり感じがしないんですけども、やっぱり町の職員では、なかなかね、キーパーソンになり得る、その育てていくということもね、なかなか難しいと思うんですけども、今、ですから、木村さんが言われるのは、一番、キーパーソンとしていいのは、外部からのやつがね、外部から入っていただく。いろんな専門職の、全国的な、その視野もあるという方が入ってこられるのがいいと言われているんですけども、実際に、地域活性化を実現できた町、どういう町か、その基準が挙げられております。

1つが、一部の地域。一部の地域というのは、一部の地域。それから、一部の関係者のみの事業とならない。この失敗例として、ここで挙げられているのが、観光地として、旅館業が、商店街がシャッター通りになったから、商店街で、その商店街のために活性化する。まあ、1つの、それは地域なり、その関係者のみという捉え方だったと思うんですけども、そういうふうな一部関係者の事業とならない。地域全体を見据えた広がりを持つ、より、利より害の少ない、その政策決定。それから地域全体で必要とされている人材育成のシステム化、これが重要だというふうなね、成功した事例では、こういうふうなことがやられているというふうに思われているんですけど、その成功した物差しとして、町民の所得の増加に、どの程度、貢献しているか。これが、その客観的な物差しになると言われているんですね。そやから、所得を上げる上で、その一部地域、関係者なりの利益にならない。こういうシステムづくりが必要だと思うんですけども、いかがでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） まあ、どうしても組織的な、いろいろな、があって、そこでまあ、それぞれ皆、努力している。それは、やっぱり、自分のその地域、狭い地域、例えば、一部地域の中での、その関係者の中での、まあ、ことで終わってしまう場合は、確かにあります。

でも、やはり、町というのは、そういうものが、いろいろと集まって、それがやっぱり、その一つ一つが町全体を支えているということも、当然、これは言えると思うんですよ。

ですから、そういう、その、全体を一人の人が、例えば、コーディネートして、町民所得まで上がるようなことをですね、できるか。それは、やっている、できた成功例もあるんだと思いますけども、ただ、それを、人材を、ほんなら、募集して、そういう方を誰か、町が採用して、そこに、その方に、その人にですね、そういう役割を担わせる。それで、本当に成功するか、これは、やってみないと分からない部分が、いっぱいあると思いますけれども、なかなか、そんなに簡単に、一人の人の能力でね、それが、成功するという。これも非常に大きなリスクというものがありますし、まあ、そんなに簡単なものではないというふうに思っております。

確かに、そういうシステムを作らなきゃいけないと言われますけども、それは、現在の、町においては、やっぱり、それが1つの町という組織、これもシステムだというふうに思っておりますけども。

〔金谷君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、金谷君。

5番（金谷英志君） そのシステムづくりについてはね、そういうふうな、キーパーソンがキーだと。それこそ鍵になる人だと。その人が全部、その、政策立案して、こんな企画して、その実際にやっていくということではなくて、中心になる、その目になる人だけであって、全部、そのキーパーソンの人がやるということではないと思うんですけども、それで成功しているところがあるって、ほとんど、産建で視察に行きましたけど、ほとんどの、その成功したところは、やっぱりキーパーソンがおられて、いろいろ町の振興になっているんですね。ですから、このキーパーソンは、私、大変重要だと思います。

これで質問、この件については、終わります。

次、教職員の多忙化の実態と対策について伺います。

2002年に国立政策研究所が行った、小学校における学級の機能変容と再生過程に関する総合研究で集められた声の多くに、多忙化に言及したものがあります。

その一つを引用します。一番の悩みは、楽しい授業、分かる授業にしたいと思っても、教科研究や教具の準備をする時間がないということである。家庭に帰ってから、採点をしたり、校務分掌上の文書を作ったり、教科研究をしたりと、睡眠時間を減らして取り組むよりほかないという実態があるというものです。この調査で注目すべき点は、忙しくて子どもと触れ合う時間がない。学習の遅れている子どもを個別指導する時間がない。忙しくて教材研究をする時間がないというように、教員らが、忙しさと引き換えに何かを犠牲にしていると思っていることでもあります。そこで伺います。

本町の小中学校教職員の多忙の実態はどうか。

また、その、多忙の対策はどうか。

3、学校統合によって、この多忙化は解消できるのか、教育長にお伺いします。

議長（矢内作夫君） はい、教育長、答弁願います。

〔教育長 勝山 剛君 登壇〕

教育長（勝山 剛君） それでは、お答えいたします。

教職員の多忙化の実態と対策に関する、1の、本町小中学校教職員の多忙の実態はどうかとのご質問でございますが、佐用町14校の教職員も多忙の中で勤務をしていると認識しております。

各学校とも勤務時間は8時5分から16時40分、これが基本でございます。遅くまで学校に残り仕事をしている、そういう実態もあります。

参考までに本年度、学校業務改善推進校に指定をして、勤務の適正化に取り組んでいる学校が、小学校、中学校とも各1校ございます。22年度の超過勤務時間の実態ですけれども、小学校では月平均1人約40時間50分。中学校では36時間17分でございます。

次に、2の、その、対策はどうかとのご質問ですが、県教育委員会の指導を受けて、次の8項目について取り組んでいるところでございます。1つ目は、調査・照会・提出文書の簡素化、見直し、更には廃止。2つ目には、校務・業務の効率化やIT化。3つ目には、学校の全般的な事務改善。4つ目には、研修・会議・出張・研究指定等の見直し、更には廃止。5つ目に、学校行事・事業の見直し、廃止。6つ目には、これは中学校ですが、部活動のあり方。7つ目には、外部人材の活用。最後に、8つ目として勤務環境としております。佐用町におきましても、平成22年度末に佐用町学校業務改善推進委員会を設置し、

また、学校業務改善推進校に小中学校 1 校ずつを指定し、その他の学校 12 校を実践校として、どの学校においても業務改善に取り組んでおるところでございます。本年度、2 校が取り組んだ結果、超過勤務の縮減が、少しできているところです。

次に、3 の、学校統合によって多忙化は解消できるかのご質問ですが、小規模校になるほど 1 人が受け持つ教科担当や校務分掌担当が多くなり、出張も多くなります。この面では、少し解消できるのではないかと考えています。しかし、1 学級の児童生徒の数が増えると仕事が増えると、そのように捉えるならば、解消はできると一概には言えないと思います。しかしながら、学校業務を改善し教職員の超過勤務の縮減に今後も取り組み、子どもと向き合う時間の拡充に努めてまいりたいと考えております。ご理解賜りますようお願い申し上げます。

〔金谷君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、再質問、金谷君。

5 番（金谷英志君） その仕事の多忙の内容について伺いたいんですけども、文部科学省が 2008 年に教員のメンタルヘルス対策及び効果測定という調査してます。その中で、職員が、強い不安やストレス、悩み、どんなことに感じているかという、一番多いのが、仕事の量でした。

それから、仕事への適性が次になっています。仕事の量が 60.8 パーセントの先生が、ストレスの原因だと考えているんですね。それから、仕事への適性が 25.8 パーセント。

普通の労働者について、仕事の量についてストレスを感じているかという問いも一緒にしているんですけども、普通の労働者ですと 32.3 パーセント。ほぼ倍が、仕事の量が、先生は多いと感じておられるんですね。その仕事内容が多いと、実際に、その教務なり、その授業の準備なり、以外に、どんな仕事の実態としてあるんでしょうか。

〔教育長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、教育長。

教育長（勝山 剛君） 仕事の内容というのは、もう多岐にわたります。

〔金谷君「そうですね」と呼ぶ〕

教育長（勝山 剛君） はい。

で、例えばですね、会社員。普通の企業にお勤めの場合ですね、自分の専門性を発揮して、いろんな部署に配置される可能性は非常に高いのではないかと。私は、一般企業に勤めたことございませんので、分かりませんが、そのようなことをお聞きしますし、また、例えば、教育委員会事務局なんかでもですね、ある、それぞれの部署があります。例えば、体育関係の部署とか、義務教育の指導系の場所とか、高校教育とか、そういう関係があります。学校の現場は、教員という立場で、いろんなことをしなければならぬ。

で、新任の先生方が来られた時に、一番びっくりされるのは、えっ、子どもを前にして、教科、自分の専門教科、例えば、小学校であれば全教科になりますけれども、中学校であれば、国語の教員だったら、国語の授業だけが、これがもう、99 パーセント、それでええんではないかという捉え方を、もし、しておるならば、おるならば、今、議員が言われた

ように、仕事量がグッと増えるわけですね。

〔金谷君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、金谷君。

5番（金谷英志君） まあ、言われるように、そのほんまに、膨大な仕事の量なんですね。

それで、先生が言われるのは、それこそ、今、言われたように、国語の、例えば、国語なりね、自分の教科持っている、それだけが、中心業務は、やっぱり僕、授業やと思うんですわ。先生はね。中心、授業と、そのまた、子どもと接する時間、それが、先生の主な仕事やと思うんですね。ほかにある膨大な仕事というのは、ちょっと、それが、先ほど、対策としても、いろいろ、文科省からも出て来ているから、そういうふうに対策も取られたと言われるんですけども、それが、多少、その指定校とされて、多少は、その残業時間が減ったということなんで、多少ですから、あんまり、その実態としてね、その忙しい。やっぱり今も、その忙しいということは、変わらないと思うんですけども、先ほどの調査の中で、教員勤務実態調査というのがあるんですけども、小中学校で、平均、先ほど、40時間と言われますけれども、これ、残業ですね。

1時間の授業に、60分の授業に対して、準備時間は23分というのが、そういう調査らしいです。ところが、その国の基準は、1時間の授業に1時間の準備で、それができるよう教職員定数を決めているというふうな国会答弁があって、その、そうなんですけれども、実際は、その多忙な中で働きながら、その3分の1の授業準備しかできていない。佐用町は、その授業準備の、その実態というのは、どんなものでしょうか。

〔教育長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、教育長。

教育長（勝山 剛君） お答えになるかどうか、分かりませんが、文科省が、どのような言い方しているか分かりませんが、60分の授業で、60分の準備をしたらいいと。これは、ほんまにザクツとした言い方だろうと、私は思うんです。教材によって、60分で済まないのがたくさんありますし、そうそう、教材研究しなくても、できる部分もあります。

ですから、例えばですね、古典、中学校で言うたら古典がありますけれども、こういう朗読なんかはね、1回、2回、教員が読んで、子どもの前で判読しようと思っても、それは、なかなか子ども達に、昔の古典の呼び方というのは、伝わりません。これは、何回も何回も、本当に、子ども達に言うように、何十回と、教員は練習して、声を出して練習してやらなければならない。

だから、私は、教材研究というものは、例えば、小学校だったら、6時間あったら、6時間全部違うわけですよ。そしたら、考えてみると、小学校45分の授業ですから、45分かける6時間あるんだったら、6の時間を教材研究に向けなあかんわけですよ。それだけの時間取るのは、到底できませんね。ですから、全ての教科、こんなことを言うことをあれなんです、100パーセント教材研究をして、なかなか子どもの前に立てないというのが、私は、実態だと、そのように思います。

〔金谷君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、金谷君。

5番（金谷英志君） まあ、その本来である授業なりにね、あんまり時間が、先生が割けないということで、お伺いしたんですけれども、1つその、多くの学校、先生が、仕事を持っておるといことなんですけれども、教育長、よくご存知だと思っんですけれども、授業や生徒指導、それから、クラブ活動、それから、給食の指導や、様々な集金や、運動会や時々学校行事、こんなに、それも教育の一環でやられているんですけれども、本来のある授業に、あんまりね、これ、割けない。

先ほど、学校行事なんかの縮小なんかも、対応として挙げられたということなんですけれども、この、先ほど挙げられた、8項目ぐらいの、その一つ一つあれですけども、特に、学校行事についてはね、どういうふうな削減されて、多忙化の解消になったんでしょうか。

〔教育長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、教育長。

教育長（勝山 剛君） 1つの例を挙げます。

私が、勤務しておった中学校で、例えば、具体的に例を挙げますと、佐用中学校。現佐用中学校、昭和50年に開校しました。

その当時、子どもが500人近くいたわけなんですけれども、体育祭は隔年にしておりました。で、7、8年でしょうかね、経った時に、体育祭も、毎年することになった。これは、何かと言うと、3年間ですので、隔年にしたら、1回しか運動会しない学年も出てくるんです。そうすると、どうしても子ども達や親から、して欲しい。私とこの子どもが、3年生の時に体育祭がなかったとかね、3年生の時ぐらいして欲しいとかね、こういうことが、どうしても出て来る。で、毎年、運動会するようになった。

もう1つ例を挙げますと、三日月中学校。これも文化祭はなかったわけです。運動会は、毎年ありました。で、子ども達の情操やとか、いろんな創作意欲やとか、そして、学年単位、また、学級、クラスの、どう言うんですか、力とか、そういうものを高めるためには、文化発表会が必要だと。また、子ども達の方からも、そういう要望があって作りました。

そうすると、どうしても授業の、総合の時間とか、または、休憩時間、放課後、そういうものを、時間を費やして練習に励むと。そうすると、どうしても、そこへ先生が係わっていかなあかんわけですね。そうすると、休憩時間もなく、そこへ係わっていく。ですから、当然、多忙化は生まれていきます。

私は、その時に言ったのは、当然、忙しくなるよと。その時の職員は、こう言いました。校長先生、やろうや。子ども達が、これをもってしっかりと成長する。そこに先生が加わって、先生も子ども達と一緒にあって、1つの節目を作る。そういう思いでするんだったらいいじゃないかということで、することにして、今も続いているようなんですけれども。

じゃあ、そういう学校行事を、今度切るといことになると、業務改善といこととて、精選するといことになると、もの凄いい度は葛藤がいるんです。これを切っていいのか。今の学校が、これを精選することによって、この学校の教育が更に上向きになるのか、停滞するのか。そのへんが、学校の先生方が、非常に悩んでいるとこなんです。

〔金谷君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、金谷君。

5 番（金谷英志君） そうだと思いますわ。

文科省の方でも、教育の専門家である教職員は、子どもにとって必要な時期にね、寝食を忘れて活動すると。

教職員は、時間だからと帰ることはできない。教材研究に夢中になって、つい明け方までなったということもあり得る。部活動を放り出すわけにはいかず、休日なしで働く時間もある。こうした教育者としての真摯な気持ちを、労働者それ自体と矛盾すると。言われたようにね、学校の行事を減らしたら、それだけ子どもの場合、楽しみにしておるのにね、職員が、その部活動にしても、やるわけにいかんということなんですけれども、1つの方策として、外部の人材とかね、部活動にしても外部からと。

今回、武道の必須化なんかにしてもありますから、外部の人材を登用すると。まあ、1つの方策として挙げられているんですけれども、特に、部活動の、その朝、私も中学校に娘がおりますけれども、朝早くから、7時前からね、先生来て、それで、夜遅くまで部活動の指導していることですから、実際には、8時5分から4時半まで、4時40分までということなんですけれども、全体そんな実態ではないですからね。そういうふうなことで、クラブ活動なんかの負担軽減という意味でも、外部からの、その人材の登用とかね、そういう面は、いかがでしょうか。

〔教育長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、教育長。

教育長（勝山 剛君） これは、非常に難しい部分があります。

まず、外部からというのは、もうボランティアでは、なかなかできないと思います。

で、なぜ、中学校の部活動を、今まで、特に佐用町の場合は教職員でやってきたか。これは、やっぱり子どもと、先生との、やっぱりつながりなんです。これが、なければ、なかなか指導いうのはできないわけです。

外部の方で、それぞれの学校の教育目標、その学校の方向性、しっかりと理解していただいて、ご指導いただけるのであれば、今後、考えていかなければならないと思いますけれども、そうじゃなくって、例えば、技術力の向上とか、そういう面だけでされると、この中学校での部活動の意味合いというものが変わってくるわけです。そのへんが、学校現場としては、非常に苦慮しているところです。はい。

〔金谷君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、金谷君。

5 番（金谷英志君） まあ、先生については、県が歳費を持つということですから、なかなかの、予算的な面が難しいというところもあるんですけれども、都道府県の県の、教育委員会会議の研究報告であるんですけれども、多忙化の解消に効果の高い施策として、まず1つが、スクールカウンセラーの配置、これが回答としては93パーセント。

授業支援人材の配置。これが90パーセント。

部活動への指導者等の活用。これが86パーセント。

事務職員の定数増。それから教員の定数増。

まあ、これ、予算的なことに、それこそ、全部がこれ、予算が絡んでくることですから、

町の教育長としてはね、なかなかね、その予算的な裏付けがない上で、あれですけども、この、都道府県の、教育長の会議の報告書の中でもあるように、やっぱりこれが、解消の効果の高い、やっぱり教育長も、そういうふうに認識しておられるのでしょうか。

〔教育長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、教育長。

教育長（勝山 剛君） まあ、先ほど、スクールカウンセラーの話も出ましたけれども、今、中学校1名ずつ。週1日ですが、それから、小学校10校の内、1校だけ、今、配置していただいております。

それから、授業支援というようなことで、これは、定数プラス、例えば、非常勤であるとか、丸々1名の加配教員ですね、これを何名かいただいております。

それから、特に、小学校なんかについては、地域の方々、それこそ、外部の、おじいさん、おばあさんやとか、地域の方々に支援をいただいておりますと、こういうことで、非常に助かっております。はい。

しかしながらですね、外部の人材に協力していただくということになれば、事前の打ち合わせが、また、必要になってくるわけですね。ただ、来ていただいて、お願いしますでは済まないわけなんで、その時間の確保、これに結構苦慮するわけです。

〔金谷君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、金谷君。

5番（金谷英志君） その適正化について、その統合された場合の、その多忙化の解消についてお伺いしたいんですけども、実際、その統合化、計画で、予測されるんについてはね、単純に言うたら、教頭先生や校長先生は、15校が5校になれば、20人減ると。10人の2倍ですから。まあ、クラス担任だけでも、52人ぐらいね、減ると思われるんですよ。実際に、その統合した場合に、先生の数は、どういうふうになると見込んでおられるのでしょうか。

〔教育長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、教育長。

教育長（勝山 剛君） 金谷議員がおっしゃったように、今の小中学校の教員の定数と言いますのは、それぞれの学校の児童生徒数、今、まだまだ、40人が基本で、小学校1年生、2年生ですか、これについては、35人学級で定数が決まりますので、それが原則です。はい。

で、統廃合によつての加配とか、そういうことについては、近隣の上郡町等も統合しておりますけれども、多くの定数プラスはないように聞いております。

〔金谷君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、金谷君。後、3分。

5 番（金谷英志君） 先ほど、第 1 回目の答弁で、統合について、先生が減ることについても、一長一短あるということ、答弁でしたけれども、やっぱり 1 つの基本として、先生が減ることで、多くの生徒を見ることになると思いますから、やっぱり一人ひとりの先生については、職員が減った分は、それだけ、負担がかかってくるように思うんですけれども、それが一概に、そうではないということなんでしょうか。

〔教育長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、教育長。

教育長（勝山 剛君） 私は、そのような、そういう考え方ではなくって、例えば、統合してもですね、当初は、いろんな課題があると思いますので、今での学校とは違ったことも多々出て来るとは思いますけれども、学校としての、組織としての考えを言うならば、統合しても、何ら変わりはないんじゃないかなと、そんなふうにも思いますけども。

〔金谷君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、金谷君。

5 番（金谷英志君） まあ、子ども中心の教育行政を進めていただくことをお願いして、質問を終わります。

議長（矢内作夫君） はい、以上で、5 番、金谷英志君の発言は終わりました。続いて 8 番、笹田鈴香君の発言を許可いたします。笹田君。

〔8 番 笹田鈴香君 登壇〕

8 番（笹田鈴香君） 8 番、日本共産党、笹田鈴香でございます。

最後に、今日はなりましたので、お疲れとは思いますが、後暫くご辛抱ください。

東北地方を襲った津波。そして、福島原発事故。ちょうど、1 年経ちましたが、私は、なぜか、佐用町を襲った台風 9 号災害とオーバーラップしてしまいます。大変だとは思いますが、復旧と、そして復興を、心からお祈りいたしております。

さて、佐用町ですが、佐用町も、先ほどからも、この議会で、いろいろ出ておりますが、少子高齢化が進み、いろんな所で、その影響が及んでいます。早く、その対策を強化しないと、ますます少子高齢化は進み、佐用町は耕作放棄、山林の荒廃など、災害の原因となるものが増えてきます。そして、町民の安全、安心が守れなくなります。

今回は、私は 2 点の質問をさせていただきます。まず 1 点目は、町単独小災害復旧工事の補助事業、農地災害について。そして、2 つ目は、定住促進の取り組みの強化を求めてお尋ねしたいと思います。

それでは 1 点目に入ります。

先ほど述べましたように、2009 年、佐用町は水害で多くの被害を受けましたが、その中で、農地災害の復旧工事は、ほとんど終わろうとしています。町単独小災害復旧工事の工事費の支払い方法が、以前は、地元負担が 30 パーセントでした。それが 15 パーセントに軽減。そして、この災害では、特に、小災害については、10 パーセントとなり、本当に、

今までの支払いとは、減ったので喜ばれています。ところが、高齢化、後継者がいないため、例えば、災害復旧工事をしたけども、災害箇所が多くて支払いが大変だった。農地の荒廃は辛いが諦めた。そういった声も聞きます。今後、農地の荒廃は増加すると思いますが、山林、農地の崩壊は災害時に、特に、被害を大きくする原因になります。

佐用町を災害に強い町にするためにも、農地災害の町単工事費の支払い方法や、また、基準等について検討すべきではないでしょうか。

それで、1つ目、工事が完了すると、工事費の全額を、まず業者に支払い、領収書を役場へ持って行くと補助金が個人に振り込まれるというふうになっています。それで、相談によっては請求書でも可能であると言いますが、実態はどうなっていますか。

2、工事費は請求書が町の認めた金額になっています。業者が見積りを出しても、町が、また、査定をして見積りを出し、安い額に対して補助金を出すということになっています。工事が完了すると、相談をしなくても、請求書で、全員、支払い可能を検討をされませんか。

3、申請しても、町単独工事の補助にかからなかった箇所もありますが、理由は、どういった理由がありますか。

4、農地災害等で、耕作されていないという理由で、復旧工事から除外されているところもあります。やる気の出る農業にするためにも、地権者の意向も聞いて対処すべきではないでしょうか。

以上、この場からの質問を終わります。

議長（矢内作夫君） はい、町長、答弁願います。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、本日最後の、笹田議員からのご質問にお答えをさせていただきます。

まず、町単独小災害復旧工事の補助事業についてのご質問、4項目についてでございますが、その前に、今、ご質問の中でですね、小災害についての、地元受益者負担については、10パーセントということで、今、お話がありましたけれども、今回の災害に当たりまして、受益者の負担を少しでも軽減をするためにですね、40万円以下の災害については、10パーセント。40万円から100万円までの事業費の災害については、基本的に5パーセントの受益者負担ということでお願いしました。

それと100万円以上は、もうそれ、5万円を頭打ちにして負担をしていただくということで、この農地災害についての復旧事業を進めて参っておりますので、ご確認をいただきたいというふうに思います。

まず、工事が完了すると工事費の全額を業者に支払い、領収書を役場へ持っていくと補助金が個人に振り込まれる。相談により請求書でも可能であるというが、実態はどうかというご質問でございますが、基本的に、そのとおりでございます。平成21年の、この災害について、小災害の受付け状況といたしまして、24年2月末までの申請合計が760件、1,311箇所、3年間の補助金交付額が2億7,800万円余りとなっております。申請者に補助金を交付するにあたり、完成の事実を確認するため、実績報告書の添付書類と写真、請求書及び領収書ををお願いしてきたところです。しかし、自治会や個人で高額の立替金が生じることについて、申請者より領収書の事後添付の要望が多数ありました。そういう場合、その方々との状況も勘案して、後、領収書での補助金の交付といった処理も、実際いたしております。

工事費は、請求書が町の認めた金額になっている。これは、業者が見積りを出しても町が見積りを出し、安い金額に対して補助金を出すということで、町の方で、業者で見積られた内容を精査して査定を行って、その事業額というものを決めております。そういう中で、工事が完了すると、相談しなくても請求書で支払いを可能にしてはということですが、補助金交付申請書が提出された場合、職員が現場へ確認に行き、提出された業者見積が妥当な復旧計画であるかを審査をし、町で査定を行い、交付額を決めております。申請金額が安価な場合は申請金額で交付決定をいたしております。補助金でありながら、随意契約的な要素があるために、満額の諸経費率を採用いたしておりませんので、業者の見積りともそぐわないという点も、当然、ございます。工事が完了すると、その事実を証するため、実績報告書の提出が必要となりますが、農林畜水産業関係補助金等交付要綱第13条第2項を運用して、概算払することができるように努めております。この場合、工事費を支払った後に実績報告書と領収書の写しを提出をしていただくこととなります。

また、申請しても、町単独工事の補助にかからなかった箇所があるが、理由は何かとのご質問でございますが、申請を却下した原因といたしまして、1つは、査定工事費が5万円未満の小規模なもの。2つ目は、被災地が山林や墓地など農地でないものであります。ただし、人家裏の崩壊などの復旧は補助対象として実施をいたしております。次に、3つ目は、台帳地目が農地であっても、すすきや笹が繁茂しているものがございます。復旧の条件として、今後、耕作をしていただくことを求めています。

次に、農地災害等で耕作されていないという理由で、復旧工事から除外されている。やる気の出る農業にするために、地権者の意向も聞いて対処すべきでないかとのご質問でございますが、昨今、耕作放棄地の拡大に歯止めがかかっていないのが現状であります。すすきや笹が繁茂し、今後、耕作する見込みが無い農地に、多額の公金を投入することは、公共投資をする上で、費用対効果の面からも非常に無駄であり、不平等性が生じると考えております。今後、耕作する見込みが無い農地につきましては、土地所有者と協議の上、復旧工事はいたしておりませんが、今後、災害等の中で、土砂の流出等が懸念される場合等におきましては、荒廃溪流の防止工事、整備工事、そういうものが適用できる所は、適用していったらいいのではないかなというふうに考えております。管理転作をしている農地で、草刈などが行われ、作付けが可能な農地については、当然、復旧工事を、この度も実施しておりますので、できるだけ復旧した農地について、耕作を続けていただけるように、地権者の皆様方の努力に期待をさせていただきたいというふうに思っております。

以上、この場での答弁とさせていただきます。

〔笹田君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、再質問、8番、笹田鈴香君。

8番（笹田鈴香君） 補足をしていただきまして、ありがとうございます。

まず、この復旧工事なんですけども、自分から、今、いろいろ答えをいただいたんですが、自ら工事の申請しなかった人もあるだろうし、また、申請しても受け付けてもらえなかった。それで、先ほど、いろいろ受け付けなかったという理由を述べていただいたんですけども、結局、この支払いなんですけども、まず、5万円から40万円の小災害ということですが、工事費がやっぱり35万とか25万とか、40万ギリギリの方もあって、1箇所だけの人でも大変なんですけども、3箇所、4箇所とある人もあって、もうやっぱり金額にすると、今回、本当に負担が軽減していただいて、いいんですけども、それでも、

例えば、35万円と40万円の工事費になると、75万円ということで、相談に乗るとは言われましたけども、乗ってない。乗ってないというか、知らなくて、そのまま業者に払いに行った人もあるんです。

それで、例えば、その75万円というと、本当に大変です。そして、高齢化ということもあって、やっぱり年金の中から払うのは、どうしようか。このまま、後もできへんかもしれへんから、農業もやめるから、やめておこうかという人も、多分、あったと思うんですけども、やっぱり、先ほど、言われましたけども、実態を聞いたんですが、その実態という、その相談をして、後から、補助金を貰ってから、業者に払いに行ったという人と、それから、全額を払ってしまってから、補助金を後で受け取ったという、その割合は、どのぐらいになりますでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） その前にですね、当然これは、補助要綱として、先に支払っていただいて、領収書を付けていただいて、交付金を交付するという、事実確認をしてですね、これはやっぱり公金の支出ですから、基本的には、そのことを原則であります。

ただ、知らなくて、先にお金を払ってしまっている人がいるとか、そのことで、農業を続けるのか、どうのこうというのは、ちょっと私はおかしいなと。当然、そこに手持ちのお金があり、また、その工面できるお金があるのであれば、それは当然、支払っていただいて、それに対して、90パーセント、全額の補助金、90パーセントですね、の補助金を町の方はお支払いをしておりますので、先、支払うか、どうしてもね、その手持ちのお金が工面できないと。また、個人ではなくてですね、地域。自治会長が中心になってですね、例えば、自治会長さんの名前で、いろんな水路とか、個人だけの問題じゃなくてね、たくさんの人に関係する所の工事の申請なんかがあるわけです。そういう場合には、その個人の方に、そういう負担をかけることが、なかなかできないので、先に、請求書が、工事が終わった段階で、業者から出た請求書を持って来ていただいて、それによって、先に支払って、後から領収書を提出していただくという、そういう、当然、便宜と言いますかね、それは図っております。はい。

まあ、そういうのが、170件ぐらいあったという。

〔農林振興課長「2割ぐらい」と呼ぶ〕

町長（庵逄典章君） 2割ぐらい。2割ぐらいな、事業については、そういう取り扱いも、担当の方で、柔軟にさせていただいたということでございます。

議長（矢内作夫君） いや、今の答弁はいいんですか。今の質問の答弁は、いいんですかって。

町長（庵逄典章君） 今、しました。

8番（笹田鈴香君） 今、されてました。してもらいました。

議長（矢内作夫君） まあ、ほんなら、どうぞ。

8番（笹田鈴香君） 2割ぐらいということで、聞きました。ありがとうございます。

で、今ね、言われたんですけども、結局、申請をして見に来てもらって、それが、勿論、業者が見て、その後、町が見てということなんですけど、それが終わると、結局、そこができませんよということ、この、こういった、町単独小災害復旧補助事業承認通知書というのが、まず、来ますね、その時に、もう、例えば、ここの例で言うと、査定金額は、下の方省きますけども、約141万6,000円です。で、業者が見積るのは、147万余りあったんですけども、この場合は、ここにも書いてあるんですが、工事内容は、申請書に記載の内容ということで、ただし、町の査定額を適用しますということで、この場合は、さっき言われた査定漏れ分で、5パーセントの分なんですけども、136万6,000円ということで、1,000円未満は、切捨てということなんですけども、これを見る限りではね、完了報告書及び補助金請求書を提出してくださいということで、多分、これを持って行った時に、振込用紙に書くと思うんですが、書いて出すと、これだけを見ると、振り込んでもらってから持って行ってもいいのかなというような感じを受ける人もあると思うんですが、それは、相談に乗ってもらってするのと同じなので、いいことなんですけど、立替払いというのが、大変しんどいと言われるのと。

それから、現実に、例えば、今回なんかでも、3箇所も4箇所も、多い人、5箇所ぐらいあったと聞いておるんですけど、国庫補助も含めてですが、その人なんか、その人も大変だったということを言われたんですけど、業者が違う場合がありますね。工事が、それぞれ違うので、三日月の業者へ持っていったと。それで、こっちは、例えば、江川なら江川の業者に持って行ったと。で、あっちこっち行かなあかんし、直してもらうのはね、ありがたいんです。それは、ありがたいことなんですけど、やっぱり、そういったこともあるので、できることであれば、もう金額も、査定金額が決まっているので、便宜を、もう少し図っていただいて、例えば、今、2割ほど言われましたけど、国庫補助のようにしてもらえたら、そういった制度にしてもらえたらと思うんですけど、そのへんは、いかがでしょうか。

議長（矢内作夫君） 担当課が答える。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（茅原 武君） 先ほど、町長の答弁の中で、概算払いをという話の中で、若干、町長の発言の中に、ニュアンスが違うというんですか、誤解を受けたらいかんのんで、訂正しながらという話をさせていただきますが、今のお話についてですよ。

今のお話について、いわゆるその、概算払いをすることができるという要綱の中に規定がございます。そのことに基づいた概算払いをしていくという方法を取りたいという趣旨の発言を、町長はされたと思うんですけども、若干、ニュアンスが違ったらいかんのんで、結果的には、今、おっしゃったことにつきましては、そういった方法での取り扱いを、今後は、させていただくことも可能であるということでございますので、概算払いですから、100パーセントというわけにはいきません。9割とかいう形でのお支払いをするということでございますが、そういった方法は、今後、そういった事態が生じた場合ですね、させていただけることは、こういった時の、平時の時に検討しておるということでございます。

ですから、災害が起きた時に、こういったことを検討しましても、なかなかこう、頭が回りませんけども、今の状態では、私どもも、町長にもお話ししましたし、課内でも、そういった、今後につきましての話は、扱いとして、そういう方法も取れるということです。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵途典章君） 今回の、これまでの事業を行ってきた中では、概算払いという形ではしてないんですね。

その領収書で、まあ、そういう状況を見て、話を聞かせていただいて、2割ぐらいの方には、その、言わば、全額を補助金を出しているという結果が出てます。

ただ、それは、これは間違っていると。言わば。もう既に、行っておりませんのでね、これを、この、今、行っていたことに対して、どうのこうのすることできませんけども、今後の取り扱いとしては、そういう、やっぱり高額のお金を立て替えすることが、非常にまあ、手持ちのお金がない。工面ができないという方もいらっしゃるでしょうし、先ほど言いましたように、個人じゃなくてね、やっぱり全体で、自治会長さんなんか、その自治会長の責任として事業されるような場合もありますのでね、そういう場合には、課長が今、申しましたように、概算払いということができるといことが、ちゃんと要綱にもあるんですね。だから、その事業費の、その請求額の90パーセントなら90パーセントを、先にお支払いして、それで、完全に領収書を添付していただいてした段階で、きちっと後残りを、お支払いするという、そういう手続きにしてくださいという指示を、担当課の方に、私がしております。

〔笹田君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、笹田君。

8番（笹田鈴香君） まあ、今回も、補助率をね、凄く軽減していただいて、それは、本当に嬉しいんですが、いろいろ大変です。工事をするということは、大変なんですけど、例えば、今、言われるものと、ものと言うか、さっきは、95パーセントの補助の分ですけども、先ほどから言っている小災害の中の、今までの形で言うと、例えば、この場合、請求書と、さっきの認定が下りますと、承認のあれが下りますと、その後は工事が終わって、終わると、この請求書と、それから、完了報告書、それに、先ほど言われた工事前とか、後、完成後の写真とか、それぞれの資料を4点ほど付けて出しますね。それで出すと、今度は、さっき言われた、この補助の請求を出して、それから、あっ、そうそう、決まっていますので、その金額とを払い込んで、今度、領収書をまた、話によってはということなので、その話に乗ってもらった人は、領収書を、また、役場へ持って行かんなんという、そういう大変な作業もあるんですけど、きちっと直って、農業ができるということは、もう、したくなくても頑張らなあかんという人が、たくさんいらっしゃるの、やはり、これからも便利になるようにして欲しいと。

それと、思うんですけども、一応、補助金という名前で書いてあるので、例えば、水路と同じ考えになるかもしれませんが、水路とか、その施設、農業施設ですね、それと同じようなことかもしれませんが、例えば、生活道なんか、町長の凄い意気込みで、5パーセントに、23年度、21年度延びて、22年、23年で、5パーセントで、生活道も舗装

していただけたんですけど、それらは、やっぱり自分の私道をしてもらうのも、してもらえんですけど、その場合は、やっぱり、自分の地元の負担、地元負担金だけを出すという形になってるので、相談をしたら、してもらえということでもありますが、特に、できたらね、その業者さんにも、できますよということをお願いしたら、工事をしやすいかなと思うんですけど、そのへんは、どうでしょうか。

議長（矢内作夫君） 分かりますか。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） ちょっと意味が分からないんですけども。

その、今の生活道の舗装等については、これは、町が事業者として、町が発注を行いますから、その5パーセントの、後から負担金という形で納入していただくだけですから、その、今の小災害については、町が直接発注じゃなくって、その受益者というんですか、その地権者の方が、それぞれが業者の方に、いわば契約をしていただくという形態ですから、そこは、全く違いますから、それは、よく分けて考えてください。

〔笹田君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、笹田君。

8番（笹田鈴香君） いずれにしても、町民の方がね、助かる方法というか、楽というたらおかしいんですけど、少しでも簡素化していただけたらなと思います。

それと、次は、申請しても補助の対象にならなかった箇所と言うんですけども、笹とかススキが生えてということもあるんですが、結局、田んぼだけじゃなくって、水路なんか、溝ですね、そこに土砂が入って、結局、その所で水が溜まって、もしかしたら、災害が起きた時に危険じゃないかなというような場所もあるんですけど、そういった場合は、例えば、その周りがススキとか、笹が生えた場合ですね、そこから、流れてくる水路、そこが埋まっている場合は、やはり自治会長さんとかが申請をすれば、そういった場合はやっていたらいいんじゃないかなと思います。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） それぞれ申請、要望いただいた場合には、現地にですね、担当者が出向いて、きちっと状況を把握した上でね、どうするか。その申請していただいた方と一緒に協議もしたりして、決めてきております。

ですから、当然、わずかであってもね、その地権者なり受益者、また、地域においても負担もいただくわけですから、当然、必要のないことはね、する、誰もして欲しいということは言われたいとは思いません。

ただ、その農地、私も何箇所か、ずっとこう、そういう所も見ましたけれども、今言われる水路でですね、当然、耕作をされている所にかかわる、その水路であればね、そのグ

ルリが笹なり、そういうススキなんかが繁茂しているような所でもね、それは、水路としての機能ですから、事業としてはちゃんと、また、復旧するということはやっておりますけれども、まあ、それがもう既に、その水路自体が、耕作放棄されて、もう荒廃している所であればですね、それは、そういう所だけ復旧してもですね、あまり、実際に、工事を、工事費をかけた意味がありませんから、そういう所は、もう、放棄をせざるを得ないということです。

ただ、農地、そういう所は、かなり谷あいの部分の農地が多いんですけれども、そういう所は、必ず、その谷あいの川、小川がですね、横にずっと流れてます。それが、農地まで浸食してですね、荒廃しているという例が、かなり多いんですよ。

まあ、そのへんを含めて、今、荒廃溪流の、この対策、そういうことで今、取り組んでいるということでございます。

〔笹田君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、笹田君。

8番（笹田鈴香君） そうですね、やはりそういった荒廃溪流が元でいうのも、だんだん、この佐用の町なかの方も、後の災害にかかってくるとは思うんですけども、それと、耕作をされてないところでも、よそに崩れてきて、よそに気の毒やからしてもらおうという人もあったり、それから、作らないけど、草刈りは、もうせなあかんということで、一生懸命頑張っている人があるんですけど、やっぱり佐用の町としてですね、荒廃溪流の、話があるんですけども、そういった農業を守るという意味では、やはりこれからも、ドンドン、そういった意見を聞いて、なるべく早く、たくさん、直して欲しいと思います。

それと、やっぱり、さっきも言いましたように、地権者の意向を聞いて、本当に相談に乗ってもらってやって欲しいというのが、1つあります。

で、ちょっと時間の都合で次の質問に入ります。

定住促進の取り組みと強化をということで、質問をいたします。

議員研修誌の地方議会人に、人口減少社会の到来を特集してありますが、佐用町でも、本当に深刻な問題です。

相生市では、1、若者定住促進奨励金交付事業、09年度から5年間、2人以上の世帯で40歳未満の夫婦または子供連れ、総額で60万円。そして、2つ目に、転入者住宅取得奨励金交付事業、これは011年から3年間。新築、そして、中古の家を購入補助金の交付事業として、11年の、1世帯30万円、18歳以下の世帯員がいる場合には、1人につき5万円加算ということで、総額50万円。それから、3番目に、新婚世帯の家賃補助金交付事業。これは11年度4月から月額1万円を3年間。それに給食費の無料化、こういったものを実施しています。

それと、神石高原町という所へ行っただけですけども、そこでも、広島県の神石高原町ですが、そこでは、住宅の建築事業費補助金交付事業を、新築して住むと100万円の補助。空き家及び住宅改修補助金交付金、この事業が、空き家バンク登録物件の改修で、I J U、移住者、また、自宅を改修するUターン者、新婚定住者などが自宅を改修工事する場合の50万円以上の工事費の2分の1、上限が50万円です。それと、子育て支援小学校入学祝い金支援事業。これは、小学校の入学、1年生として、その子を扶養する人を対象にして第1子、第2子、第3子それぞれ10万円、20万円、30万円の支給の取り組みをしています。

これらの取り組みですね、この2つの自治体の取り組みについて具体的な、町長の見解

をお尋ねします。

議長（矢内作夫君） はい、2点目、町長、答弁願います。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） 定住促進の取り組みを強化をということで、今、2つの市町の取り組みについてのお話があって、それについて、具体的に、このご質問が、どういうことのご質問があるのかと聞いていたんですけれども、そのことを具体的に答弁をということなので、私なりに、答弁をさせていただきたいと思えます。

まあ、少子高齢化に伴う人口減少の問題。これはもう、全国の地方自治体の多くが抱える重要で且つ深刻な問題であることは、もう周知のことでありまして、その1つの対策として、様々な奨励金制度を設けている自治体があることも承知いたしております。

議員、ご質問の、相生市、また、広島県神石高原町の取り組みについてでございますが、本町においても、例えば、合併前の平成3年度から11年度の9年間、旧三日月町においても若者定住促進条例を制定して、各種定住奨励金及び結婚祝い金、出生祝い金はじめ、若者定住住宅建築奨励金など、そういう様々な奨励金等を中心とした支援を実施をされており、これは旧上月町でも、また、そういう出産祝い金等の祝い金の補助事業、支給というようなこともね、されてきた実績があるわけでありまして。

ただ、その検証結果において、人口推移の結果、本来のなかなか目的が達成されなかったと。また、奨励金交付制度は、町の活性化には直結をしなかったとの検証結果も残されており、奨励金制度に頼った定住対策は、その効果に、あまり期待ができないのではないかなというふうに考えるところでございます。

本町では現在、定住促進を生活環境全体の問題として捉えて、若者の定住促進につきましては、町営住宅の整備や、また、雇用促進住宅を買収をいたしまして、若者、また、子育て家庭への家賃の軽減、そして、宅地造成等による住宅対策をはじめ、子育て支援センターの整備、また、その運営や、延長保育や、学童保育、そして、医療の充実と、医療費の軽減、そういう生活全体に対する公助、環境対策に取り組んで参っております。

また、通勤や通学対策として、姫新線や智頭急行の高速化、また、高齢者等におきましては、交通対策、また、生活支援として、さよさよサービスや移動販売車などの導入によって住みやすい環境づくりなどに取り組んでいるところでございます。

まあ、そういう点で、なかなか、それが直接、定住対策に大きな効果を上げるということは、いっきに大きな効果を上げるということは難しいと思えますし、根本には、少子高齢化という、その全体の人口減少の社会に入っているという、こういう現実があるわけでありまして、今後とも、地道ではありますけれども、生活環境の向上、そして、若い人達は、子育て、安心して心豊かに子どもを育てるような、住宅環境、社会環境、そういうものを着実に進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上、ご質問に対する、十分な、期待される答弁にはなっていないかもしれませんが、この場の答弁とさせていただきます。

〔笹田君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、再質問、笹田君。

8番（笹田鈴香君） まあ、医療費はね、今度、中学校卒業までされるということで、それ

は、もうちょっと早くしてもらったら、もっと良かったなというのがありますが、同じね、最初の医療費の時は、佐用町が一番で、町長がさっとやられたので、凄いなと思っていたんですが、その後、中学生までになってから、ちょっと長引きましたが、関係する人は、凄く喜ばれております。これからも、そういった取り組み、いいなと思うのは、早めに取り組んでいただきたいと思いますが。

それで、やっぱり、少子高齢化なんですけど、結局、この地方議会人というのにもあるんですけど、やっぱり、どこでも、全国的にね、今、言われましたように、どこも少子高齢化は、本当に、生まれて、いろんな所で、やはり障害が起きたり、それから、これからの活性化にも、だんだん、影響してきて、町が寂れていったりするわけなんですけど、この中、全部を肯定するわけではありませんけど、なかなか良いことが書いてありまして、結局、人口がこう、減ってきてね、私は、その定住の促進を強化してほしいということで聞くので、まず、その人口減少のことが問題になるわけですが、人口減少が、これにも書いてあるんですけど、地域に及ぼす課題ということで、負のスパイラルということが書かれているんですけど、結局、人口減少によって、これに書いてありますのはね、地域が直面する問題、それは、地域が負のスパイラルに巻き込まれ、循環的に、衰弱していることにあるということで、人口減少は、地域の経済活動を縮小させる。今や地方自治体、市町村は、中央政府からの補助金や交付金が期待できず、公共事業も減少しているので、税収が落ち込み、財政規模が縮減。そして、ひいては、財政再建団体への転落。これに伴う住民の負担増が、ますます深刻化する。行政負担ができれば、十分な行政サービスは提供されないということが、書かれているんですけども、やっぱり、結局、地方交付税なんかも、人口が減りますと、勿論減ってくるわけで、本当に、いろんな所に、そういった負、マイナスの面が出て来ると思うんですね。

それと、この町民の中にもそうですけども、佐用町に大きな企業を持って来たらという人もあるんですけど、結局、会社は来ても、人口が少ないとできない。それどころか、佐用町にあった、池田電機や平福とか、それから関電もなくなりましたし、本当に、次々出て行ってしまっております。

で、今日の午前中の町長の答弁の中にですね、雇用の場が少ないのが、最大の問題ということをお答えされていたと思うんですが、その問題ですね、これを、やっぱり町自らが、雇いを減らしていると、私は、思うんです。

先ほどから、今日、朝からの、この質問の中でもね、職員の削減とか言われますけど、やっぱり職員を削減することによって、人口が減ります。

例えば、今回、3月にたくさん職員が退職されても、今度入ってくる雇用は少ないわけですから。それと、学校も統合されると、例えば、校長先生だけで言っても、10人が1人に、10校の場合なるわけですから、ドンドン、ドンドン、そうやって、自ら、もう町自体が、人口を減らしていったるような、私は、思うんですね。ですから、やっぱり、まず人口を増やすことから考えていかないといけないと思います。

で、相生も、先ほど、いろいろ言いましたけど、それらの支援事業をされて、交付されて、現実に、人口が今、増えていると聞いております。もし、あれだったら、また、市役所の方へ聞かれたらいいと思うんですが、増えてきていると。

で、佐用の中でも、この間も話をしていると、私、相生行きたいわという人も、現実に、行かれるかどうか知りませんが、一応、行きたいという人も、本当にありました。

それとですね、相生もそう。まあ、身近な所なので、やっぱり、それを見て欲しいと思うんですが、まず、そうですね、先に、相生の取り組みについて、町としては、まあ、マネをせいというわけじゃないんですが、その取り組みについては、どのようにお考えですか。

議長（矢内作夫君） 答えたん違うんですか。

町長、もう一度、答えますか。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵途典章君） まあ、その相生市が特別に、この人口が、ドンドン増えているということは聞いておりませんが、まあ、どの程度の効果があるのか。それは、今後のね、どことも注目をしているところだと思いますけども、まあ、確かに、今、その前に、お話しだった、町としてもですね、職員を減らす。まあ、いろんなね、雇用の場を逆に減らしている。それも確かに、もう、正しいと思うんですよ。ですから、決して、少なく、削減するだけがいいというものではないと思います。

町としても、できる限り町民サービスを維持したり、また、いろんな問題に取り組むためにも、それは、職員をですね、できる限り、また、逆に増やすことができるんだったら、増やすということも1つの選択肢です。

ただ、先ほど、お話しのように、少子高齢化の全体の社会の中で、いろんな経済活動というものが縮小され、それによる収入、得られるね、そういうものが減っていくと。それによって運営をしているわけですから、それはやはり、この自分の町、その組織、それにおいて、そこに入ってくる収入とバランスですね、支出。収入によって、やっぱり、それに耐えうる持続可能な形にしていかなきゃいけないということで、当然、職員数も減らしていかなざるを得ないということです。

それが今、減ることによって、また、人が減り、また、それによって、また、経済活動が減る。その負のスパイラルと言われれば、そうだというふうには思いますけども、ここは、非常にまあ、誰にとっても非常に難しいところだと思います。

まあ、相生市さんは、相生市さんの取り組みでありますけれども、ただ、こういう問題は、そう1年、2年の話ではないと思います。

まあ、どの自治体においても非常に厳しい財政状況が、今後、もっともっと続くと思います。そういう中で、その各市町、自治体が、個人に、いろんな奨励金やお金という物を交付する。お金を、言わば支給するというようなことがね、続けることができるのか。まあ、このへんは、十分に考えていかなきゃいけないと思っております。

まあ、家賃の補助金なんかにしてもね、1年、2年で、3年間ですか、1万円という、まあ、町としては、逆に、そういう家庭において、できるだけ安い家賃で入っていただけるような住宅を提供すると。そういうやり方の方がね、私は、効果的ではないかなというふうに思います。

〔笹田君 挙手〕

議長（矢内作夫君） ちょっと、ここでお諮りしますが、まもなく5時が来ようとしておりますけれども、笹田議員の一般質問だけ、終わるまで、時間延長したいというふうに思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（矢内作夫君） はい、それでは、はい、笹田君、どうぞ。

8番（笹田鈴香君） まあ、相生市の取り組みについて、今、聞いたんですが。

それは、直ぐにできるようなものではありません。

ただ、それと、もう1つの例を、神石高原町、書いてますけども、そこへ、この間、産建で行ったんですが、一番驚いたのは、何か、佐用に似ているなと思ったのが、最初に、出されたのが、このパンフレットなんですけど、星の里いせきとって、分譲地をされているんですけど、70区画、72区画ですね、こういうのをされて、まず、佐用町も星の里やなというのを、まず思ったのと、で、結局、この団地を、分譲地をつくることによって、1区画1万円からということなんですけど、こういうことによって、今、もう39世帯ですか、半数ぐらいが、もうここに入っていると。家を建てていると。で、先ほどの、いろんなこの、支援も使って、補助金の関係も使って入っている人が多いわけですが、ここも、人口が、ちょっとずつ増えているということも聞きました。

それと、同時にですね、ここ、今、佐用町も、学校の適正化の問題が出てますけど、この神石高原町では、4つあった学校が、3つは、統合されたいんですけど、後1つは残ったと。その残った理由を聞くと、この分譲地を作って、ここに若い人達が、現実に入ってきているので、そうした子ども達が増えるだろうという見込みで、学校を統合しなかったという、こういったことも聞いてきました。

そのほかにも、いろいろあって、ここの取り組みですとね、やっぱり、凄いなと思ったのは、あらゆる、その有名な人とかを使って、自分の町を、外にPRするという意味では、凄い頑張っておられるなと思ったんですが、こういう本も、本というか、パンフレット出されて、視察の人とかにも渡されているんですけど、この方も、多分、ご存知かどうかわかりませんが、これも佐用町に似ておまして、名前は、ちょっと、誰だったっけ、ザ・ニューズペーパーの1人が、ここの出身です。で、佐用町にもザ・ニューズペーパーの人が1人おられますね。やっぱり、そういう人を使って、人の目を引くという意味ではね、上手に宣伝されているんじゃないかと思うんですが、やっぱり、それは、お金を出すだけで、交付金出すだけで、人が来ないという、その考えよりも、やっぱり何かをやって、人を、その佐用町に入れようという、その意欲ですね、町長の姿勢が問われると思うんですけども、やっぱり、ゆっくり、じっくり、見ながら、考えてするのもいいかもしれませんけども、やはり、よその、そういった効果の出ていることは、町長も見ていただいて、研究していただいて、これからの課題としてね、取り組んでいただけたらと思うんです。

これの何をせいと言うんではありませんが、その取り組みを、いろいろね、その考えるという気持ちを奮い立たせて欲しいと思うんですが、そのへんは、どうですか。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵途典章君） まあ、佐用町においても、旧町時代からの、いろいろな取り組みはしているということは、笹田議員も承知いただいていると思います。

まあ、そういう定住促進のためにですね、宅地等も開発をして、現在、若い人達がね、そこに、宅地、定住して、家を建てて、その地域は、今の段階では、若い人達で、子どもが一番多い所になっておりますし、佐用中学校の下につくった宅地については、町外からもですね、来ていただくということで、そういう政策でやりました。旧町の上月なんかにも宅地造成して、されておりますし、三日月等においてもあります。

まあ、そういうことは、当然まあ、これやれることはやって、今後もやっていきますし、これからも、そういう宅地等についての開発なんかですね、できるだけ、安く、いい環境で、皆さんが来ていただけるようなもの。こういうことも、当然、考えて取り組んでいきたいと思っております。

まあ、ああした雇用促進住宅なんかですね、町が買収して、それを活用しているということも現在もやっておりますし、それぞれ、どこの地域においても、基本的には、同じようなことは進めているというふうに思っておりますし、私も、そういう点については、過去から取り組んできたというふうに思っておりますし、今後も、そういう気持ちは持って、いろんな事業に、少しでも研究をしていきたい。積極的に、取り組んでいきたいというふうに思っております。

〔笹田君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、笹田君。

8番（笹田鈴香君） 是非、積極的に取り組んでいただきたいと思うんですが、それと、やっぱり定住いうことで言うと、その大きい会社が出来たらいいということと言われるんですが、それはそれで、もう本当に、一番嬉しいことで雇用の場ができていいんですけども、佐用町の場合、なかなか、今の現状見ていると、人口減るばかりなんですけど、そういった意味で、入ることを、入ってもらうことを、まずやって、その人達が、例えば、佐用の場合は、今さっき言われましたように、姫新線も智頭線もありますし、高速も通ってますし、場所的には、それこそ、ここから姫路の方まで、相生、赤穂、通っている人、たくさんあります。そういった若い人ですと、若い人とは限りませんが、やっぱり頑張って、通勤もできるという人のためにね、例えば、通勤の補助というか、家賃の補助、そういったものから、まず、最初に手がけていたら、私は、一番いいと思うんですけども、そのへんは、まあ、いろんなことは、して欲しいことはいっぱいありますけど、まず、この間も言われておりましたけど、やっぱり町の、課長が言われておりましたけれども、やっぱり意気込みですね、町長の意気込みを、是非、見せてほしいと思うんですが、もし、取り組みとすれば、どういったものから、今、いろいろやられてますけど、もっと効果的にするために、何か考えておられるものが1つでもあれば、それをお聞かせ願いたいと思います。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） これまでね、そこ、今、通勤補助とか、そういう話もありましたけども、町としても、当然、そういうことも行ったということをご存知だと思います。

ですから、決して、新しいことではない。過去にも町としてもやった。ただ、なかなか、それが、そういう効果にね、繋がって行ってないというの、現実です。

だから、笹田議員、いろいろと、マスコミに乗ったりですね、そのPRをドンドン大きくして取り上げられていると、凄く成功例のように、思われる部分もあるか分かりませんが、それは、決して一時の話ではなくって、決してまあ、PRして、そういうマスコミに取り上げられることが、いいというものではないと思います。

これは、やはり、今、住んでいる、まずは町民の皆さんにとって、少しでも持続可能な

形で、安心して暮らしていただける、そういう町の運営、この維持をして図っていくということ。ですから、その中で、財政的にもですね、しっかりと、やっぱり無駄なことは、省かなきゃいけませんし、少しでもまあ、将来に大きな負担を残すことは、あまり派手なと言いますか、PR するだけのことで、かえって負担がかかるようなことは、これは十分にまあ、避けなければならないというふうに思っております。

ただ、やはり、土地の、どういうふうに活用していくのか。佐用町にあるのは、やっぱり土地なんですね。これは、しかし、農業の面でも、少しでも新しい、今、地域でも取り組みをしていただいて、農作物の、いろいろな加工も含めて、今、農地の活用、それぞれ図っていただいておりますけれども、こういうその、農業という面は、今後とも、きちっとやっぱり継続してですね、取り組んでいかなきゃいけない問題だと思っております。

それから、土地で、できるだけまあ、交流人口を増やさなきゃいけないと。なかなか、やっぱり全体の人口を増やすということは難しいですね。全体が、社会が、こうして減少社会に入っているわけですから、佐用町だけが人口増えると。定住人口が増えるというのは、それをいくら言われても、考えてもですね、一時のことだけで捉えたとしても、なかなか、そのことは、じゃあ、どうしますかと言われた時に、私も、そんなに、誰もがしっかりとした答えて、こうすればできますということは言えないと思います。

ただ、交流人口を増やすということは、これは、やり方、工夫によっては、いろいろな事業によってできると思うんですね。

ですから、その中で、土地をいかに活用して交流人口を増やすかということを考えております。

先ほど、前にも、ほかの、太陽光パネルのですね、設置、太陽光発電の話で出てきました、申山でできました造成地、私はまあ、そういう所で、ひとつ、交流人口が増やせれる、半定住。半定住といいますか、半町民ですね。完全に町民になっていただくのは、非常に難しい。だけど、佐用町にとって、準町民的な立場で、佐用町に係わりのある人をつくっていく、そんな方策がないかなということ、今、考えて、担当の方にも、まあそれを、検討するように、指示をしております。

まあ、そういうことが、実際、実現できるかどうか、これも、それは当然、分かりませんが、今度、この 24 年度の予算においてもですね、そういう取り組みを研究していくためのですね、まあ、予算も提案させていただいて、皆さんに、お願いをしているところでございます。

〔 笹田君 挙手 〕

議長（矢内作夫君） はい、後 2 分。笹田君。

8 番（笹田鈴香君） まあ、半町民というか、そういった方を増やすことを考えておられるというので、ちょっとは安心したんですが、まあ、これからは、やっぱり定住してもらおう方と、それから、流出も防がないといけないので、やっぱり住んでもらえるために、皆が安心して住める。やっぱり佐用に住んで良かったなというような、やっぱり町にさせていただくためには、やっぱり町長の手腕にかかっていると思うんですが、是非、前向きに、いろんな所を、もっと、より、いろいろ研究していただいて取り組んでいただきたいということをお願いして終わります。

議長（矢内作夫君） はい、以上で、笹田鈴香君の発言は終わりました。

お諮りをいたします。後、5 名の議員の質問が残っておりますが、これにて本日の日程

は終了したいというふうに思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（矢内作夫君） はい、ご異議なしと認めますので、これにて本日の日程は終了いたします。

次の本会議は明 14 日午前 10 時より再開をいたします。

本日はこれにて散会をいたします。どうもご苦労様でした。

午後 0 5 時 0 7 分 散会
